

CSW56 公式文書(2)

国際婦人年連絡会国際・開発委員会 訳

ジェンダー平等，女性と女兒のエンパワーメント，そのすべての人権の保護，予防できる妊産婦死亡と罹病の根絶のための国連システム全体を通じた計画・イニシアティブ・活動の間の関連性を強化するための行動 (E/CN.6/2012/9)

2011年12月19日

事務総長報告書

概要

婦人の地位委員会決議 54/5 に従って、本報告書は、ジェンダー平等，女性と女兒のエンパワーメント，そのすべての人権の保護，予防できる妊産婦死亡と罹病の根絶のための国連システム全体を通じたプログラム，イニシアティブ，活動の間の関連性の強化に向けられる努力に特別の注意を払って、妊産婦死亡に対処するために取られた行動を概説する。13の国連機関，18の加盟国及び研究者からの寄稿に基づく本報告書は、ジェンダー不平等と差別を根本原因とする人権問題として妊産婦死亡に対処するための規範的枠組みの強化にもかかわらず、このような要因に対処する維持され調整された努力がまだこれから現れなければならないことを明らかにしている。

I. 背景

1. 2010年の第54回婦人の地位委員会は、「女性のエンパワーメントを通じた妊産婦死亡と罹病の根絶」と題する決議 54/5 を採択した(E/2010/27及び Corr.1, 第I章Dを参照)。その決議の中で、委員会は、ジェンダー平等，女性と女兒のエンパワーメント，そのすべての人権の保護及び予防できる妊産婦死亡と罹病の根絶のための国連システム全体を通じたプログラム，イニシアティブ及び活動の間の関連性を強化する行動に関する2009年6月17日の人権理事会決議11/8及びその他の関連国連決議を考慮入れて、加盟国，国際団体及びそ

の他のすべての関連関係者と相談して、2012年の第56回委員会に報告書を提供するように、事務総長に特に要請した。本報告書は、その要請に応えるものである。

2. 本報告書は、予防できる妊産婦死亡と罹病を根絶するために、加盟国，国連システム及び市民社会団体が取ったイニシアティブと行動を概説し、更なる行動のための勧告を提供するものである。

II. 妊産婦死亡¹と罹病の根強さ

3. 2008年に、世界で約342,000件から358,000件の妊産婦死亡が起こった²。世界の妊産婦死亡率または出生10万につき起こる妊産婦死亡数は、2008年は260であり、1990年の400からの減少であった。2008年に開発途上地域では、この割合は、10万につき290の妊産婦死亡であり、一方比較的先進的な地域では、10万につき僅か14であった。

4. 開発途上地域は、妊産婦死亡の程度がかなり異なり、サハラ以南アフリカが最高の妊産婦死亡率で、出生10万につき640の妊産婦死亡があり、これは世界平均の2倍以上の数字である。個々の国の中では、4か国(アフガニスタン，チャド，ギニアビサウ，ソマリア)が出生10万につき1,000を超える妊産婦死亡率である。

5. 傾向という点では、全体像は同じように混沌としている(表を参照)。1990年以来、妊産婦死亡は、ほとんどすべての地域で減少している³。南アジア，東アジアと太平洋，中・東欧/独立国共同体で、大きな減少があった(50%以上)。減少する傾向にもかかわらず、1990-2008年の期間に亘る世界の妊産婦死亡率の年間平均2.3%の減少は、ミレニアム開発目標5を達成するために必要な5.5%という数字、つまり、1990-2015年までに妊産婦死亡率を76%削減するという目標には達しない。

¹ 世界保健機関(WHO)は、妊産婦死亡を、「妊娠期間や場所にかかわらず、妊娠中または妊娠終了後42日以内に、事故や偶発的原因ではなく、妊娠に関連した、または妊娠または妊娠の管理により悪化した原因での女性の死亡」定義している。

² 別の推計が、国連妊産婦死亡推計機関グループと米国ワシントン州シアトルのワシントン大学保健測定基準評価研究所によって2008年のために準備された。Rafael Lozano 他，「妊産婦と子どもに関するミレニアム開発目標4と5に向けた進歩」*Lancet*, 第378巻，第9797号(2011年)，1139-1165ページ。

³ 先進地域での明らかな増加は、割合が低い程度で変動しているので、あまり重要ではない。

1990-2008年妊産婦死亡率の推移

地域または国 グループ	推定妊産婦死亡率*					1990-20 08年割 合の変化	1990-2008 年間の割合 の変化
	1990	1993	2000	2005	2008		
サハラ以南アフリカ	870	850	790	710	640	-26	-1.7
東・南アフリカ	750	760	720	630	550	-26	-1.7
西・中央アフリカ	980	940	870	780	720	-27	-1.7
中東・北アフリカ	270	230	200	180	170	-37	-2.6
南アジア	610	510	430	330	290	-53	-4.2
東アジア・太平洋	200	160	130	100	88	-56	-4.5
ラ米カリブ海	140	130	110	91	85	-41	-2.9
中・東欧独立国共同体	69	60	48	36	34	-52	-4.0
先進工業国	12	10	11	14	14	16	0.8
発展途上国	440	410	370	320	290	-34	-2.3
後発開発途上国	900	840	750	650	590	-35	-2.4
世界	400	370	340	290	260	-3.4	-2.3

出典: Ann Paxton と Tessa Wardlaw, 「妊産婦死亡で進歩しているのか?」, ニューイングランド医学ジャーナル, 第364巻, 第21号(2011年5月26日), 1991ページ。

*出生10万に対する妊産婦死亡数

6. 妊産婦死亡の主要な直接的原因には、出血、感染、高血圧、危険な中絶、分娩停止が含まれる。その他の重要な原因には、マラリア、貧血症、HIV/エイズが含まれる⁴。しかし、妊産婦死亡と罹病の根本原因は、差別、女性性器切除を含めたジェンダーに基づく暴力、教育・栄養・基本的ヘルスケアへの不適切な投資と不平等なアクセスのような人権侵害である。保健制度は、投資と資金の欠如で過度の重荷を負わされ、制約されている。競い合う優先事項と不十分な国内資金とがあいまって、しばしば、女性の保健を政治的アジェンダの外に追いやり、このようにしてその権利を侵害している。

7. こういった要因は、国々や地域に亘り、またその内部に存在し、農山漁村/都会の母集団を含めた住民グループ、文化的・宗教的グループ、様々な社会的・経済的階級に亘っても見られる妊産婦死亡の幅広い格差の基礎となっている。例えば豊かな家庭と貧しい家庭との間に、質の高いケアへのアクセスという点で幅広い差異が存在する。最も大きなギャップは、最も豊かな女性が、最も貧しい女性よりも出産時に訓練を受けたケア・ワーカーの介添えを受ける可能性がそれぞれ5倍と3倍になる南アジアとサハラ以南アフリカに存在する。開発途上地域全体では、最も豊かな家庭の女性は、出産中に専門家のケアを受ける可能性が、最も貧しい家庭の女性の3倍である⁵。

⁴ http://www.who.int/topics/maternal_health/en/index.html (2011年12月20日にアクセス)。

⁵ 2010年ミレニアム開発目標報告書(国連, 国連出版物, 販売番号E.10.I.7)。 <http://www.un.org/millenniumgoals/pdf/MDG%20Report%202010%20En%2r15%20-low%2020100615%20-pdf> (2011年12月11日にアクセス)。

8. いくつかの病気が、個々にまたは相互に作用して、妊産婦を死亡と罹病の比較的高い危険にさらす。HIV、マラリア、貧血症は、妊産婦には特に危険である。その役割を計量化することは難しいが、HIV/エイズが、多くの状況で、高い妊産婦死亡率を助長していることが知られている。国連合同エイズ計画(UNAIDS)によれば、妊産婦死亡率は、HIVがなければ20%は低下するであろう⁶。世界中で、HIVのためだけで2009年に6万人の妊婦が亡くなった⁷。しかし、HIVに感染している妊婦の約半数に、重要なサービスが届いていない⁸。HIVとエイズは、貧血症、分娩後の出血、産褥敗血症のような併発症の危険を高める⁹。ジェンダー規範、期待、ステレオタイプ、役割に結びついた弊害は、多くの女性と女兒が自分のセクシュアル・リプロダクティブ決定に管理権を行使することを不可能にし、彼女たちをHIV/エイズ及びその他の性感染症に対して脆弱にしている。HIVに感染している妊婦は、ヘルスケア・ワーカーやコミュニティの人々からのかなりの汚名や差別のために、しばしば、保健ケアへのアクセスがほとんどないか、または保健ケアも不適切な質のものになる。これは特に思春期の少女について言えることである¹⁰。

9. マラリアは、妊娠中のかなりの死亡を占め、しばしば重度の貧血症という結果となっている。マラリアの抑制が、持続的なマラリア感染のあるサハラ以南アフリカ諸国における熱帯熱マラリア原虫感染の危険にさらされているすべての妊婦のための間欠予防的治療を勧める世界保健機関(WHO)の「妊娠をより安全なものにする」イニシアティブの主要な部分である¹¹。長持ちする殺虫ネットと屋内残留性スプレーが、マラリア感染を減少させるための最も推奨される介入である。家庭内では、蚊帳の利用が文化的に受容される睡眠

⁶ 国連合同エイズ計画(UNAIDS), 2010年世界のエイズに関するUNAIDS報告書(ジュネーブ, 2010年)。

⁷ 国連合同エイズ計画(UNAIDS), 2015年までに子どもの間のHIVの新規感染を根絶し、母親を生かしておくことに向けた世界計画: 2011-2015年(ジュネーブ, 2011年)。

⁸ 世界保健機関, 国連合同エイズ計画(UNAIDS)及び国連児童基金(ユニセフ), 普遍的アクセスに向けて: 保健セクターにおける優先的HIV/エイズ介入の規模拡大: 2010年進捗報告書(ジュネーブ, WHO, 2010年)。

⁹ James McIntyre, 「HIVに感染した母親: 妊娠中の妊産婦死亡と障害を減らす」, 英国医療ブレティン, 第67巻(2003年), 127-135頁。

¹⁰ Quarraisha Abdool-Karim 他, 「HIVと妊産婦死亡: 流れを変える」, Lancet, 第375巻, 第9730号(2010年6月5日), 1948-1949頁。

¹¹ http://www.who.int/malaria/world_malaria_report_2011/9789241564403_eng.pdf(2011年12月20日にアクセス)を参照。

パターンに強く関連しているのかも知れない。限られた蚊帳の支給が、男性の家長に取り置かれるかも知れないので、ジェンダーが重要な役割を果たしている¹²。妊婦の間のマラリア感染の根絶は、母親と幼児双方の命を救う。

III. 人権問題としての妊産婦死亡の根絶に対処する

10. 女性の地位を改善し、コミュニティを教育し、出産前ケア、分娩ケア、分娩後ケアを強化し、拡大する必要性は1987年にナイロビで開催された安全な母性会議で明確に認められたが、このプログラムへの取組は、必ずしも重要な行為者によって取り上げられたわけではなかった。その代わりに、多くのドナー国は、専門的な医療ケアへのアクセスを高めるための保健セクター介入を中心とした¹³。

11. 国際人口開発会議の行動計画¹⁴が、リプロダクティブ・ヘルスを「リプロダクティブ・システムと、その機能や過程に関するあらゆる事柄に於いて、単に病気や虚弱質でないというだけでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること」と定義した時¹⁵、この行動計画は妊産婦死亡と羅病を人権の話に組み入れた。人権に基づくこの取り組みに、1995年の第4回世界女性会議¹⁶で採択された北京行動綱領が共鳴した。妊産婦死亡率を削減する約束は、再度、2000年のミレニアム・サミットで繰り返された。このサミットでは妊産婦死亡の根絶がミレニアム開発目標5として打ち立てられ、1990-2015年間に妊産婦死亡率を75%削減し、2015年までにリプロダクティブ・ヘルスへの普遍的なアクセスを達成することが目標となった。

12. 「予防可能な妊産婦死亡や羅病と人権」¹⁷と題する国連人権理事会決議11/8および、「予防可能な妊産婦死亡や羅病と人権:理事会決議11/8のフォローアップ」¹⁸と題する決議15/17は、妊産婦

死亡を人権問題として取り組むために、呼びかけを新たにし、規範的根拠を深化させる上で特に注目すべきものである。決議11/8は、妊産婦死亡と羅病への取り組みには、女性と女兒の人権の効果的な促進と保護が必要であると断言した。とりわけ、生きること、尊厳における平等、教育、情報を求め、受け取り、伝える自由、科学進歩の恩恵の享受、差別からの解放に対する権利であり、また、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスを含み心身の健康について、到達し得る最高水準を享受する権利が必要である。(パラ.2);そして、決議15/17は国に対し、貧困、栄養不良、有害な慣習、アクセスできる適切な健康管理サービスの欠如、情報、教育、ジェンダーの不平等など、妊産婦死亡と羅病の絡み合った根本原因に取り組むため、あらゆるレベルの行動を起こすよう奨励し、また、女性と女兒に対する、すべての形態の暴力の根絶に特に注意を払うよう奨励した。(パラ.7)¹³

13. これら先頃の決議は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約¹⁹が提供した、規範的基礎に基づいている。この条約の第12条は締結国に、「女性に対し、妊娠、出産および産後の期間中、必要ならば無料の適切なサービスと、妊娠中及び授乳期間中の適切な栄養を確保する」ことを求めている。

14. 妊産婦死亡に関し、強力な人権の視点を出すのに触媒として働いてきた、市民社会の役割を認識することが重要である。2007年女性の分娩に関する会議中、市民社会は、サービス提供という中心から、人権的アプローチの開発を中心にと、会議を先導して議論を切り替えた²⁰。この市民社会の関与とアドボカシーが人権理事会の決議11/8に刺激を与えた。

15. ファミリー・ケア・インタナショナル、グローバル・ヘルス・カウンシル、妊産婦死亡と人権に関する国際イニシアティブ、安全な母性イニシアティブ、およびウィメン・デリヴァー等は、健康管理の専門家や政策立案者には、妊産婦の健康の権利についてより良く理解し、知識を高める必要がある点に、積極的に注目する市民社会に対し、関心を払ってきた。

16. 経済的・社会的権利センターと Instituto Centroamericano de Estudios Fiscales (グアテマ

¹² http://www.who.int/gender/documents/gender_health_malaria.pdf(2011年12月20日にアクセス)を参照。

¹³ Ann M. Starr, 「安全な母性イニシアティブ: 20年とカウンティング」, *Lancet*, 第368巻, 第9542号(2006年9月30日), 1130-1132頁。

¹⁴ 1994年9月5-13日, カイロ, 国際人口開発会議記録, (国連出版物, 販売番号E.95.XIII.18), 第I章, 決議1, 付録。

¹⁵ 同上, パラ7.2。

¹⁶ 1995年9月4-15日, 北京, 第4回世界女性会議報告書(国連出版物, 販売番号E.96.IV.13), 第I章, 決議1, 付録II。

¹⁷ 第64回総会公式記録, 補遺第53号(A/64/53), 第III章, Aを参照。

¹⁸ 同上, 第65回総会, 補遺第53A号(A/65/53/Add.1), 第II章。

¹⁹ 国連, 条約シリーズ, 第1249巻, 第20378号。

²⁰ <http://www.womendeliver.org/conferences/2007-conference/> (2011年12月20日にアクセス)を参照。

ラ)との共同プロジェクトは、妊産婦保健に関する政策立案に人権の視点を持ち込む政府の努力に、市民社会が影響を及ぼしたことを示す多くの例のひとつである。このプロジェクトによって全国母子保健法が制定された²¹。

IV. 妊産婦死亡と罹病に対処するイニシヤティヴ・プログラム・活動

17. 予防可能な妊産婦死亡と罹病および人権に関する、国連人権高等弁務官事務所の報告書で指摘されているように(A/HRC/14/39)、予防可能な妊産婦死亡と罹病に取り組む、既存の主たる地球規模のイニシヤティヴと活動の全部を網羅する全体像を描くとなると、それは圧倒的な長さになるだろう(パラ.45)。そこで、本セクションでは、加盟国、国連システムおよび市民社会の活動、プログラムおよびイニシヤティヴについて、その概要を示す。

18. 予防できる妊産婦死亡と罹病及び人権に関する国連人権高等弁務官事務所の上記報告書及び予防できる妊産婦死亡と罹病を根絶する人権に基づく取組を採用する際の慣行と人権に関する人権高等弁務官事務所の報告書(A/HRC/18/27 及び Corr.1 及び Corr.1/Rev.1)は、人権理事会決議 11/8 と 15/17 で明らかにされた重要な問題を説明しているので、妊産婦死亡に対処するために立案されたイニシヤティヴとプログラムを考察する有用な状況を提供している。特に、文書 A/HRC/18/27 のパラグラフ 3 で、理事会は、妊産婦死亡に対処する人権の取組に関して、国の責務が 7 つの明確な人権原則、①平等と非差別、②参画、③エンパワーメント、④透明性 ⑤持続可能性、⑥国際協力、⑦説明責任 によって支えられていると述べた。

19. さらに、文書 A/HRC/18/27 のパラグラフ 27 で、妊産婦死亡と罹病に対処する人権の取組に共通する 5 つの特徴が明らかにされた:

(a)ジェンダー平等を推進し、有害な慣行を撤廃することにより、女性の地位を高めるための幅広い社会的・法的改革。

(b)出産を遅らせ、制限し、HIV/エイズを含めた性感染症を予防することを含め、女性と思春期の少女が自分のセクシュアリティと生殖力に関して

意思決定ができるようにする避妊と家族計画へのアクセスを高めること。

(c)熟練した出産介添え人と併発症のための緊急参加ケアへのアクセスと利用を高めるための保健制度とプライマリー・ヘルス・ケアの強化。

(d)女性のための危険な中絶への対処。

(e)すべての行為者の説明責任を確保し、政策を実施する国の責務の監視と評価の改善。

20. 本報告書に寄稿した加盟国の中には、これら行動のいくつかに対処するイニシヤティヴを説明したところもあるが、多くの国々は、ケアへのアクセスを改善するために、保健制度強化のためのイニシヤティヴと行動を中心とした。妊産婦死亡と罹病の根本原因に対処するために必要な幅広い法改革の導入に向けた活動について述べたところはほとんどなかった。危険な中絶に対処するために立案されたイニシヤティヴは、めったに報告されず、すべての行為者の説明責任に対する国の責務の監視を提言するものはほとんどなかった。

A. 加盟国のイニシヤティヴ

21. オーストリアの母子保健プログラムは、妊娠中の医療ケアを保障している。女性は、6 つの臨床検査を受ける。2010 年以来、経口ブドウ糖検査のみならず、追加の超音波検査と HIV テストが、妊婦に行われるテストに加えられている。

22. ベルギーでは、女性性器切除は女性と女児の基本的権利の侵害と考えられている。ベルギーは、女性性器切除を含めたリプロダクティブ・ライツの侵害を非難する多数の国際条約を批准している。パートナー及び家庭内暴力を禁止する 2010-2014 年の国内行動計画も、女性性器切除に対処し、移動者のリプロダクティブ・ライツを保護・支援する手段を述べている。保健とリプロダクティブ・ライツについてサーヴィス提供者と移動者を教育するプログラムが設置されている。

23. チャドは、女性と女児のリプロダクティブ・ヘルスを推進している。健康権は、憲法第 37 条で認められている。女性性器切除は非難され、HIV に感染し、エイズを発症している人々を保護する措置が設置されている。チャドは、妊産婦死亡の削減を加速するための道程表も採択している。

24. コンゴは、結核を抑制し、HIV/エイズ感染者

²¹ 経済的・社会的権利センター、「人権の視点から妊産婦死亡に対処する際の最高の実践例: グアマラにおける MMM 予防のための政策と資金の監視のための枠組み」, 1 頁。

の権利を確保し、妊婦の間のマラリアを治療することを中心としている。国内開発保健計画(2007-2011年)は、保健制度を強化し、妊産婦罹病のみならず死亡も削減し、保健セクターの人的資源を改善し、保健のためのコミュニティの参画とパートナーシップを強化することを目的としている。国連人口基金(UNFPA)、世界保健機関(WHO)、国連児童基金(ユニセフ)及び市民社会団体と共に、コンゴは、2010年に、アフリカの妊産婦死亡の削減を加速するキャンペーンを開始した。主たる目標は、妊産婦死亡を減少させるために、女性のための質の高い保健サービスの利用可能性と活用とを改善することである。知識基盤を広げ、妊産婦死亡に関する介入戦略を改善するために、データ収集手続きにも重点が置かれている。

25. ドミニカ共和国は、女性の健康を保ち、妊産婦死亡を削減するために立案されプログラムをいくつか開始している。これらプログラムは、女性のためによりよい産科ケアを提供し、妊産婦死亡の原因に関する意識を高めることを目的としている。望まない妊娠、妊産婦死亡、女性と思春期の若者の間の暴力と HIV/エイズを減らすための政策も設置されている。これら戦略は、女性が保健ケアとリプロダクティブ・ケアにおいて積極的役割を果たすようエンパワーしている。

26. エクアドルでは、政府の努力が、妊産婦死亡と罹病の原因を含む知識基盤を広げ、HIV、性感染症、子宮がん、家庭内暴力を減らすために、女性と女兒によりよい保健サービスを提供することを中心としている。

27. 2011年5月から発効しているフィンランドの保健ケア法は、居住地域内にすべての妊産婦とその家族のための妊産婦保健サービスを組織するよう市町村に義務付けている。サービスには、妊産婦の保健のフォローアップと推進が含まれる。産科病院と産後サービスの双方において、妊娠中の専門的・部門的協働を拡大する努力が継続中である。男性と男児の役割が、ますます考慮に入れられており、性教育プログラムが男児と父親を対象としている。

28. ニュージーランドでは、妊産婦サービスは無料であり、すべての女性が差別なくセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・サービス、カウンセリング、性暴力や身体的暴力に対する支援を含め、包括的で多様な無料または低コストの保健サービスにアクセスできる。

29. ポルトガルは、ジェンダー平等に重点を置いたプロジェクト、特に DV とそれが女性の身体的・心理的健康に持つ意味合いに関連したプロジェクトとに投資している。国の保健制度は、すべての国民に、プライマリー・ヘルス・センターと公立病院へのほとんど無料のアクセスを確保している。妊産婦は、保健施設とケアにアクセスでき、これが1980年から2008年の間に、妊産婦死亡が19%から3%にまで減少したことに貢献したのかも知れない。18歳未満の女性による家族計画へのアクセスは、1984年以来認められているが、1984年とは、国の保健サービスで家族計画器具と避妊薬が無料となった年である。ヒト乳頭腫ウイルス(HPV)のワクチンは、13歳までのすべての女児のための国の保健ワクチン計画に導入された。

30. デンマーク、イタリア、日本は、主として他の国々やプログラムへの支援について報告した。デンマークは、妊産婦死亡に対処している NGO のみならず、いくつかの国連や国際団体を支援している。これには、国連人口基金(UNFPA)、世界保健機関(WHO)及び国際家族計画連盟とファミリー・ケア・インターナショナルが含まれる。デンマークは、救命手続きを行う中程度の提供者をエンパワーするために、規則や慣行の見直しと変更を含め、助産の領域での発展を支援して、パートナーとも協力している。デンマークは、いくつかの2国間保健セクター・プログラムを通して、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに対処している。

31. 妊産婦保健を確保することが、特に他の加盟国支援に関して、イタリアの保健政策の優先事項である。イタリアは、いくつかの国々にわたって、保健ケアと効果的で効率的な保健サービスへの普遍的アクセスを確保する努力を支援している。2004年以来、イタリアは女性性器切除に重点を置いて、この慣行が存在するアフリカの国々で、困っている女性に届くために、よりしっかりした2国間・多国間財政支援を提供している。国内的には、保健省が、出産中の臨床的危険の管理のための勧告第6/2008号を出している。2010年12月に、出産と帝王切開減少のためのケア提供の質と安全性と妥当性の推進と改善のためのガイドラインに関する協定が署名された。この協定は、とりわけ、妊産婦死亡と罹病の危険を高めることもあるイタリアで行われる帝王切開の数の多さに対処している。

32. 日本は、バングラデシュでの安全な母性プロジェクトを支援している。このプロジェクトは、

保健管理の能力の強化と施設を基盤とする保健サービスの改善を通して、母親、妊産婦、新生児の保健を改善することを目的としている。このプロジェクトは、母親と妊産婦のためのコミュニティの支援の創設も促進しており、妊娠・出産中に併発症を経験した時、緊急産科ケアにアクセスする女性の割合のかなりの増加を記録した。

33. マレーシアは、妊産婦死亡への基盤の広いサービスの取組の様々な段階を明らかにしている。政府機関は国連人口基金(UNFPA)や市民社会団体との協働で、リプロダクティブ・ヘルス改善に影響を及ぼし始めている。ジェンダーと権利とリプロダクティブ・妊産婦保健に関する産科医と医療補助者のためのワークショップが、妊産婦保健への権利に基づく、ジェンダーに配慮した取組を明確にする目的で、行われている。国の家族計画プログラムの下で、国中に位置する56の診療所で幅広く選択できる安全で効果的で料金が手ごろで受容できる避妊法が顧客に提供されることを保障するために、カフェテリア・タイプのサービスが提供されている。移動診療所が、周縁化された地域と都会の貧困地域の女性に届くために利用されている。

34. ナミビア政府は、妊産婦と子どもの死亡と罹病の削減を加速するために、地図を開発した。この地図は、妊娠・出産中及び出産後に高い危険にさらされている人々を含め、すべての女性を対象にしている。保健制度を強化する努力には、妊産婦・周産期・新生児死亡調査の領域での保健ワーカーのし能力開発が含まれる。さらに、危険信号に気づき、女性を時宜を得て保健施設に移送するために、伝統的出産介添え人に訓練が提供されている。

35. セントヴィンセント・グレナディーンでは、妊産婦死亡は、主として子癇と産科トラウマのような産科併発症による。地方・中央レベルで妊娠中、出産前、出産後の顧客のためのサービスを効果的に管理する政策が設置されている。妊娠中サービスへのアクセスは、料金が手ごろで、プライマリー・ヘルス・ケアは無料である。教育・保健・経済的エンパワーメントの間の関係に照らして、初等・中等学校教育におけるジェンダー格差をなくすために大きな前進が遂げられた。データと知識を強化する努力には、周産期・妊産婦保健統計の定期的な発表と討議、国の保健情報システムの実施が含まれる。

36. スウェーデンは、自分の体にかかわる問題を

自由に責任を持って決定する女性の権利を認めている。2010年7月に、政府は、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの状況で、妊産婦保健を強調する新政策を採用した。スウェーデン国際開発機関を通して、幅広いセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの取組を通して、ミレニアム開発目標5の達成を支援する特別な努力が払われている。スウェーデンは、紛争・紛争後・危機の状況で、緊急産科ケアの提供を含め、包括的なリプロダクティブ・ヘルス・ケアへのアクセスを改善するために立案されたリプロダクティブ・ヘルス・アクセス緊急情報サービス(RAISE)のようなイニシャティヴも支援している。

37. シリア・アラブ共和国では、2009年に、専門家の介助を受けた出産の割合は、1993年の76.8%から96.2%にまで上昇したと見積もられている。産科医一人当たりの生殖年齢の女性の数は、1993年の966名から2008年には666名にまで落ちた。改善された経済、貧困の根絶、女性の教育レベルの向上が利用できる保健サービスの女性の受け入れと利用を高めているという様々な調査からの証拠を考慮すれば、シリア・アラブ共和国は、貧困根絶と女性のエンパワーメントに投資し、第10回5か年計画(2005-2010年)でこれら目標を優先している。女性に対する暴力に関連する問題については、シリア社会での懸念が高まっている。この問題、特にDVに対決しようとする努力が強化されつつある。

38. ウルグアイは、妊産婦死亡に関するセクターに特化した統計の収集に重点を置いている。妊産婦死亡に対決しようとする努力は、産科の罹病を減らす努力において、監視とデータ収集に重点を置くウルグアイの2006年の産科罹病削減のための国内委員会の作業で明らかである。

B. 国連システムのイニシャティヴ

39. 国連機関はその多様なマンデートにより、パラグラフ19で明らかにされたように、幅広い人権の取組の要素を含む活動・プログラム・イニシャティヴを実施してきた。イニシャティヴには、意識啓発、教育、能力開発(国連教育科学文化機関(ユネスコ)、国連人口基金(UNFPA)、ユニセフ、世界保健機関(WHO))、参画とリーダーシップの推進と妊産婦保健の社会的・文化的・経済的側面への対処(国連開発計画(UNDP)、HIV/エイズへの対処(国連合同エイズ計画(UNAIDS))、紛争及び紛争後の場での女性の特別なニーズへの対処(国連難民高等弁務官事務所(UHCR))が含まれる。加盟国と

同様、幅広い重点にもかかわらず、強力な医療ケア/サービス提供の位置づけが残っている。

40. 国連行動エイズ計画(UNAIDS)は、結婚を遅らせる手助けをする目的で、思春期の少女に教育を提供するエチオピアのプロジェクトの支援を通して、女兒の権利に対する意識を高めることにより、妊産婦死亡と罹病の幅広い状況に対処している。2008年に、UNAIDSは、保健(訓練、募集、配置、引きとめ、監督)のための人的資源の管理の突破口として、国際助産師連合との助産師プログラムへの投資を開始した。このプログラムへの参加者の数は、アフリカ、アジア、ラテンアメリカの11か国から約30か国に規模拡大している。国の助産師戦略は、アフガニスタン、バングラデシュ、スーダン、ウガンダで作成されている。国連人口基金(UNFPA)は、20を超える国々で、国内緊急産科・新生児ケアニーズ評価を行う際に、各国政府に支援を提供してきた。

41. パートナーと共に、国連人口基金(UNFPA)は、フィスチュラ(産科瘻孔)をなくすキャンペーンを開始した。これは2万人を超える女性と女兒がフィスチュラから回復し、外科的治療とケアへのアクセス及び社会的再統合サービスの提供を通して生活の再建を助けている。

42. 望まない妊娠と危険な中絶が、妊産婦死亡と罹病の主要原因であることを認識して、国連人口基金(UNFPA)は、そのリプロダクティブ・ヘルス商品の安全性に関する世界計画を通して、家族計画の満たされないニーズが高く、避妊法(薬)がいきわたっていない国々での家族計画プログラムを支援している。UNFPAは、45か国に支援を提供し、それによって、これらの国々における避妊法(薬)のかなりの普及に貢献している。

43. 国連開発計画(UNDP)は、国内・地方レベルで多様なパートナーと資金をまとめる際の調整と召集の役割を通すのみならず、ガバナンス、制度、管理能力の強化におけるその作業を通して、活発な保健制度を築くことに重点を置いている。すべてのミレニアム開発目標に影響を及ぼす横断的なジェンダー平等の問題に対処するそのマンドートの一部として、UNDPは、(a)妊産婦・リプロダクティブ・ヘルスのための国内のリーダーシップ、持続可能な資金提供、効果的な開発援助及び援助調整を推進する、(b)妊産婦・リプロダクティブ・ヘルスの社会的・文化的・経済的決定要因に対処する、(c)保健セクターにインパクトを与えるガバナンス、制度的・管理能力のボトルネック

に対応するという3本柱を通して活動している。

44. 国連開発計画(UNDP)は、様々なレベルでかかわってきた。テュニジアでは、妊産婦死亡を削減するための努力を規模拡大するための重要なアドヴォカシー・ツールである初めてのミレニアム開発目標報告書を準備するために、ユニセフと国連人口基金(UNFPA)との協働で活動した。ガーナでは、第2次成長・貧困削減戦略の強化と整備を支援することにより、国のリーダーシップとミレニアム開発目標5のための持続可能な資金調達を推進した。インドでは、UNDPは、インドの低所得の女性に妊産婦・子ども保健サービスへのアクセスを提供する小さなチェーン病院であるLifeSpring病院を規模拡大するために、創造的な官民パートナーシップを支援している。ケニアでは、政府が、保健施設で包括的なレイプ後のケア・サービスを規模拡大する手助けをするために、「女性と女兒のために普遍的アクセスを今!」という機関間HIVイニシャティヴを指導している。ボトルネックを対象にし、目標5の対応の調整を強化するプログラムが、ウガンダで設置されている。

45. 国連合同エイズ計画(UNAIDS)は、2015年までにHIVの母子感染の根絶に向けて活動しており、エイズ関連の妊産婦死亡をかなり減らしている。2010年12月に採択された「2011-2015年UNAIDS戦略:ゼロに達する」には、2015年までにHIVの垂直感染を根絶し、エイズ関連の妊産婦死亡を半減させるという目標が含まれている。この戦略は、HIV予防・治療・ケア・サポートへの普遍的アクセスとミレニアム開発目標を達成するための全体的な3本柱の一つとして、ジェンダー平等と人権を優先している。

46. 国連合同エイズ計画(UNAIDS)戦略は、80か国以上で、市民社会との協働で、女性・女兒・ジェンダー平等・HIVに関する促進された国別行動のためのUNADISアジェンダを通して、事業化されつつある²²。HIVとセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・サービスへの女性と女兒のアクセスは、女性・女兒アジェンダの重要な構成要素である。UNAIDSは、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN-Women)及び共同スポンサーと共に、ジェンダーに基づく暴力に対処するための戦略を推進し、14か国のHIV戦略計画に男性と男児をかかわらせる際に、加盟国に支援を提供している²³。

²² 2011年6月21-23日開催の第28回UNAIDSプログラム調整理事会に提出されたアジェンダ(UNAIDS/PCB(28)/11.5)の実施に関する報告書を参照。

²³ カンボディア、コートジボワール、ハイティ、インド、ジャ

47. UN-Women と共に、国連合同エイズ計画 (UNAIDS) は、2011 年 2 月の第 55 回婦人の地位委員会中に、HIV 感染女性と女兒のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する高官協議会を開催した。この協議会は、女性が、HIV・出産前サービスとセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・サービスにアクセスすることを妨げる要因を明らかにした。

48. 2011 年 6 月に開催されたエイズ高官会議中に、国連合同エイズ計画 (UNAIDS) は、「2015 年までに子どもの新規 HIV 感染を根絶することに向けた世界計画」と垂直感染を根絶し、低・中所得国で妊産婦死亡を削減する国主導の行動のための基礎を提供する「お母さんを生かしておく: 2011-2015 年」²⁴を開発し、開始した。UNAIDS プラットフォーム「治療 2.0」は、提供システムをさらに分権化し、妊産婦・子ども保健、結核サービスのような保健ケアのその他の領域と統合することができるようにする。

49. 教育と識字の推進は、ミレニアム開発目標 5 の達成を支援するユネスコの作業の核心にある。妊産婦死亡と罹病の根絶は、質の高い機能的識字クラスの確保、女性と女兒の生活に影響を及ぼす多様な社会的・文化的構造の明確化、女性の保健と状態及び妊娠・出産・新生児ケアとの関連の調査を含め、多様な学際的対応を通して対処されている。リプロダクティブ・ライツと妊産婦保健を含めた女性と女兒の権利に対する認識とその保護のための能力を高めることにも注意が払われてきた。

50. ユニセフによれば(本報告書への寄稿中)、学校に通ったことのある女性は、出産中に亡くなる可能性がより低く、自分の子供の面倒をよく見る可能性がより高い。従って、ユニセフは、特に女兒が学校にとどまることを保障することを通して、女兒と女性をエンパワーするプロジェクトを支援している。

51. 妊産婦保健を改善し、女性をエンパワーすることには、この目標達成に、パートナー、コミュニティ、政府のかかわりを確保することが含まれる。インドでは、ユニセフが、妊産婦死亡の根底にある原因を決定する際に、政府を支援した。妊

産婦・周産期死亡調査対応(MAPEDIR)イニシアティブは、そのような死亡を助長する個人的・家族的・社会文化的・経済的・環境的要因を明らかにするツールを用いた。

52. 様々な機関が、教育・アドヴォカシー・訓練・調査を通して、妊産婦死亡と罹病を削減するためのイニシアティブに貢献している。公式の出版(世界保健機関(WHO))と国レベルでの能力開発と意識啓発(国際労働機関(ILO)とユネスコ)、並びにメディアとメディア・アウトリーチ(国連事務局広報局)が用いられている。

53. 世界保健機関(WHO)は、家族計画を含む基本的なセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス介入及び妊産婦保健サービスへのアクセスの拡大、並びに女性のエンパワーメントの推進にかなり貢献する重要なツールと証拠を提供して、政策関連の調査を支援している。国連合同エイズ計画 (UNAIDS) は、アジア 6 カ国の HIV 感染女性によるリプロダクティブ・妊産婦保健サービスへのアクセスの調査を支援した。国連人口基金 (UNFPA) は、世界レベルで、ミレニアム開発目標 5 に関するアドヴォカシーを支援している。

54. 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) は、コミュニティの労働室とリファール施設を含むあらゆるレベルの緊急産科・新生児ケアを含めた妊産婦保健プログラムを強化している。国内避難民、都市難民及び帰還者のためにサービスが提供されてきた。UNHCR は、新たな緊急事態発生直後に、最低の初期サービス・パッケージの実施を継続して推進し、支援し、これが、家族計画機会と HIV/エイズを含む性感染症のためのサービスを拡大しつつ、質の高い緊急産科ケアへのアクセスを高める包括的で統合されたセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・プログラムへと規模拡大する。

C. 主要な世界イニシアティブ

55. 最近の世界的イニシアティブの中で、根強い妊産婦死亡の根底にある様々な問題への対処に関して最も有望なものは、2015 年までに 1,600 万人の女性と子どもの命を救うという目的で、「女性と子ども保健のための世界戦略」の下で国連事務総長によって開始された「すべての女性、すべての子ども」イニシアティブである。400 億ドルの予算を持つ「世界戦略」は、女性と子どもが直面している大きな保健課題に対処するために、各国政府、多国間機関、民間セクター、市民社会による

マイカ、ケニア、リベリア、パキスタン、パプアニューギニア、ルワンダ、セルビア、南アフリカ、スーダン、ウクライナ。

²⁴ 2015 年までに子どもの間の新たな HIV 感染の根絶と母親を生かしておくことに向けた世界計画: 2011-2013 年 (ジュネーブ, 2011 年)。

国際的・国内的行動を動員し、強化する前例のない世界的努力を構成している。「世界戦略」は、どのように資金調達を強化し、政策を強化し、最も脆弱な女性と子どものための現地でのサービスを改善するかについての道程表を考案している。2011年5月に、16か国が、大部分が妊産婦・出産前ケアのための予算増額という形でこのイニシアティブへの公約を発表した。

56. 「すべての女性、すべての子ども」は、ミレニアム開発目標5と4及びその他のすべての目標の間の関連性を認識しており、女性のエンパワーメントとジェンダー平等が、結果としての様々なリプロダクティブ選択肢の増加、子ども結婚の減少と差別とジェンダーに基づく暴力に取り組むことを通して、女性と子どもの保健を改善することを認めている。このイニシアティブの開始に関連して、情報説明責任委員会が、効果的、効率的な提供と集められた資金の利用を確保するために設立された。

57. G8のムスコカ・イニシアティブは、切れ目のないケアにそった重要な介入の提供を可能にするために立案された開発途上国における強化された国主導の国内保健制度を支援している。このイニシアティブは、保健制度の強化、家族計画を含めたセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・サービスの拡大、ジェンダー平等への対処、女兒と女性の人権の推進を強調している。このイニシアティブを通して、G8の各国政府は、2010年から2015年までに、50億米ドルを提供する。追加の23億ドルが、その他の国の政府---オランダ、ニュージーランド、韓国、スペイン、スイス---と国連財団とビル・メリンダ・ゲイツ財団から出される。

58. 女性と新生児の命を救う努力を加速するために、世界保健機関(WHO)、国連人口基金(UNFPA)、ユニセフ及び世界銀行は、2008年に、妊産婦・新生児保健に関する共同声明を出し、この点での共同努力を倍増することを公約した。後に、これに国連合同エイズ計画(UNAIDS)が加わった。一般にH4+として知られるこれら団体は、新生児・妊産婦保健の重荷が最も大きい50か国を代表して、主要な作業計画について資金の用途を指定している。

59. バラク・オバマ米国大統領によって開始された世界保健イニシアティブは、米国の保健支援を受けているすべての国々で実施される。8か国---バングラデシュ、エチオピア、グアテマラ、ケニ

ア、マラウイ、マリ、ネパール、ルワンダ---は、あらゆる感染症、妊産婦・子ども保健、家族計画、保健制度活動全体にわたる統合されたプログラムと投資を含め、このイニシアティブに述べられている取組を速やかに実施できるように、追加の技術、管理、財政の資金を受ける。

60. マンダング・コミットメントは、2009年の2年に1度の太平洋島嶼国保健大臣会議から出現した。2009年に開始された妊産婦保健緊急行動へのアデイス呼びかけは、18歳という婚姻最低年齢、女兒の人権の尊重、子ども結婚、思春期の妊娠に関連した危険の防止に関する法と政策の制定と施行、及び保健制度がジェンダーに配慮し、文化に配慮し、コミュニティに向けたものであることの保障を要請し、効果的サービスとインフラの提供に対する需要を生み出した。国際人口開発会議の実施に関する第4回国際議員会議(2009年10月27-28日)から出現したアデイス・アベバ・コミットメント声明は、ミレニアム開発目標5の達成に向けた9つの重点領域の1つとして、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進をしっかりと認めた²⁵。

61. 妊産婦死亡と人権に関する国際イニシアティブは、妊産婦死亡を削減することを目的とした初めての市民社会の人権努力として、2007年に開始された。このイニシアティブは、妊産婦死亡を減らすに必要な手段を取るという点で、政府とドナー国の側でのさらなる政治的意思と代わって、妊産婦保健への女性の権利が現実のものになることを保障するためのもっと多くのよりよい説明責任メカニズムの呼びかけを含め、妊産婦死亡への包括的な人権の取組にコミットしている国際・地域・国内市民社会団体のパートナーシップによって開始された²⁶。インド、ケニア、ペルーでのプロジェクトで、この国際イニシアティブは、人権の考えと取組をどのように国内・小地域・地方レベルで妊産婦死亡の作業に統合するかについての理解を深めることを求めている。人権グループ、公衆衛生グループ、女性の権利グループの間に橋を築くことも求めている。

V. 妊産婦死亡に関するデータと知識を強化するイニシアティブ

²⁵ その他には、意識啓発とアドヴォカシー、予算と監督責任、法的・政策的責任、若者のエンパワーメント、保健制度の強化、家族計画を含めたセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスへのアクセスの推進、適切な資金調達の確保、気候変動と新たな人口問題への対処が含まれる。

²⁶ <http://righttomaternalhealth.org/>を参照。

62. 正確な医療記録が存在しないかも知れず、死亡前の女性の妊娠状態が分からないとか、社会的・文化的・宗教的要因のために隠されているかも知れず、死亡原因のデータが行方不明であるとか、信頼できないかも知れない開発途上国で、多くの妊産婦死亡は、不明となる可能性がある。信頼できる住民登録制度がないと、推定の間接的方法が利用されてきた。しかし、性別・年齢別の信頼できるデータは、人権とジェンダー平等の視点から妊産婦死亡に対処する基本である。

63. 個々の国連機関の努力に基づく取組からより統合された調和した取組へとゆっくりと移ってきたこのイニシャティヴの領域にわたる関連性を確保する際に進歩があった。

64. 世界保健機関(WHO)、ユニセフ、国連人口基金(UNFPA)、世界銀行及び独立した技術諮問グループより成る妊産婦死亡根絶機関間グループは、今、妊産婦死亡の見積もりを見直し、生み出すために活動している。このグループは、信頼できるデータが存在しない国々の統計モデル作りを用いて妊産婦死亡の推計を開発し、既存の推計を更新している。

65. 国連統計部は、ミレニアム開発目標指標データベースとウェブサイトを継続して維持し改善し²⁷、この点で、ミレニアム開発目標指標に関する機関間・専門家グループとそのテーマ別小グループを通して活動している。特に、推計の作成、目標5これに関連する2つのターゲットを監視するための指標の編集に対して責任を有する国際機関は、その協働を強化し、国内統計局と保健省の専門家のための評価方法と指標のメタデータに関する訓練ワークショップを含め、国際レベルのいくつかのイニシャティヴ、推計の作成に関する国内の専門家との協議会、データ分析と普及努力を行ってきた。

66. 加盟国も、妊産婦死亡と罹病の領域で、国内データ収集と分析を改善するための作業を継続している。ニュージーランドでは、周産期・妊産婦死亡審査委員会が、国内のすべての周産期・妊産婦死亡に関するデータを収集し、助長する要因とおそらく避けることのできた死亡を明らかにする報告書を作成している。妊産婦罹病に関するデータも収集されている。母子基準ガイドが、母子サーヴィスの提供と監視の状況で確立されている。

これらデータは、世界保健機関(WHO)、経済協力開発機構(OECD)及びユーロスタットに定期的に提供され、このようにして進歩を詳細に監視できるようになっている。

VI. UN-Women の触媒的役割

67. 国連システム全体にわたるジェンダー平等作業を主導し、調整するというマンドेटを持って、UN-Women は、作業のすべての領域でジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する目的で、諸機関全体にわたって強力な連携の構築を支援するために活動している。

68. 妊産婦死亡の領域で、明確で比較的有利な立場にある他の機関の作業にとって代わる、または重複することを求めないで、UN-Women は、強力なジェンダー平等と女性のエンパワーメントの視点が出現できるように、最高の知識と技術的専門知識に国々がアクセスできることを保障し、女性のリーダーシップと参画を推進する手助けをする。女性の経済的エンパワーメントに重点を置くことを通して、UN-Women は、妊産婦死亡に関するプログラムとプロジェクトのジェンダー平等に対応した実施を確保するために、国レベルで能力を強化する。

69. UN-Women の作業の核心となる側面は、広がる根強い高い妊産婦死亡率の根底にあるジェンダー不平等とジェンダー・ステレオタイプに対処し、これを逆転させる努力が含まれる。この点で、UN-Women の重点は、妊産婦死亡と罹病の直接的原因に対処している他の機関の重点を補うものである。ジェンダーに対応した予算の開発に関して、UN-Women が加盟国に提供する支援も、開発活動において、ジェンダー平等に適切な資金が配分されることを保障する。UN-Women は、女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツが特別な危険にさらされ、性暴力とレイプが異常に高い妊産婦死亡率と罹病率を助長する紛争後を含めたあらゆる状況での意思決定への女性の参画を推進している。UN-Women は、リプロダクティブ・ヘルス・サーヴィスと商品へのアクセスを含め、リプロダクティブ・ヘルスに関する決定を行う女性の能力を強化する。

70. 女性のリーダーシップと参画の程度を高めるという UN-Women の目標は、妊産婦死亡の根絶の中心である。女性の参画とリーダーシップは、妊産婦死亡に対処するのに必要な完全な人権とジェンダー平等の達成にとっての基本である。リーダ

²⁷ <http://mdgs.un.org>.

ーシップと参画は、介入がなじみ深いものであり、完全に女性主体で、関連性があるものであることを保障する。妊産婦死亡と罹病に対処する効果的政策とプログラムは、女性の参画なしには立案できない。

71. UN-Women の重要な役割は、その 2011-2013 年戦略計画と開発成果枠組みに概説されているように、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための世界政策と規範的枠組みが再確認され、強化され、深められることを保障し、部門別世界政策と規範的枠組みがジェンダー平等と女性のエンパワーメントの視点を反映する程度を高めることにある。この目的で、UN-Women は、妊産婦死亡の根絶を支援するために行われる部門別作業にジェンダー平等の視点が現れ、強化されることを保障するために他の機関と協力する。UN-Women は、婦人の地位委員会を通して、また、より幅広い政府間機構の作業の中で、妊産婦死亡に関する関連する規範的合意事項と事業活動の経験との間の関連性も推進する。

VII. 結論と勧告

72. 近年、ミレニアム開発目標 5 の達成への人権とジェンダー平等の取組の重要性が、政府間規範に成文化されている。この観点から、医学的取組とサービスの利用可能性が基本ではあるが、不十分であること、ジェンダー平等の取組が妊産婦死亡の根本原因に対処し、質の高いサービスが万人にアクセスできるものであり、料金が手ごろなものであることを保障するために必要とされるということが認められている。

73. 国連人権高等弁務官事務所によれば、妊産婦死亡に対処する人権の取組の最も効果的な例には、妊産婦死亡の底辺にある原因に対処する息の長い努力と質の高い保健ケアへのよりよいアクセスを確保する政府の公約の強化と女性のエンパワーメントの促進の組み合わせが含まれる。

74. 本報告書は、人権とジェンダー平等及び女性のエンパワーメントに対応する包括的介入を強調する首尾一貫した持続的な人権の取組がまだ本当には出現していないことを示している。既存のイニシアティブとプログラムは、妊産婦死亡の最近記録された減少に疑いなく貢献しているが、この持続的取組の適用の証拠は全くない。

75. 加盟国及びそれより程度は低い国連システムが行うイニシアティブとプログラムにおいて、

妊産婦死亡と罹病は、主として医療の問題として対処されつつある。マラリアのようなよく知られた課題に対処する包括的イニシアティブは欠けている。国々の中には、女性性器切除を止めるために法が制定されているところもあるが、妊娠と出産の状況での女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力に対処するのみならず、この女兒と女性の権利侵害への包括的な地球規模の取組の証拠はほとんどない。

76. 取組の基本であるとして人権理事会によって明らかにされたすべての要素に対処する息の長い人権とジェンダー平等の取組の出現が遅いことは、多くの要因のせいである。

77. 加盟国と国連機関は、高い非識字率、文化的・宗教的障害、乏しい保健インフラ、不適切な保健職員の訓練、高い人口成長に関連した課題を含め、妊産婦死亡を根絶しようとするその努力に対する様々な障害を報告している。

78. 農山漁村女性を含め、散らばった母集団にサービスを届ける高いコストという結果となる地理的孤立が、進歩を制約している国々もある。熟練した職員の欠如と都会と農山漁村地域との間のその不平等な配置に加えて、リファーマル・レヴェルでのスタッフ不足、妊産婦・子ども保健プログラムのための不十分な資金提供及び妊産婦待機ホーム(病院の近くに用意された住居施設で、そこでリスクの高い妊婦が分娩を待つ)の欠如が報告されている地域もある。

79. 国々の中には、妊産婦死亡率の低減を達成したところもあるが、脆弱な不利な立場にある集団の地域がまだ数多く残っている。特に脆弱なグループ、つまり、農山漁村女性、HIV/エイズ感染女性、思春期の若者、障害を持つ女性、先住民族女性のための適切な妊産婦ケアとリプロダクティブ・ヘルス・サービスの提供に関しては、特別な課題がある。これらグループの人権は、特に妊娠と出産の状況で、しばしば無視されている。

80. 先住民族問題永久フォーラムは、従って、先住民族女性の妊産婦保健に対処するために考案された措置が、まず第一に文化的に適切な保健サービスの必要性を予見すべきことを繰り返し勧告してきた。サービスは、彼らの健康と福利の伝統を尊重し、これに従って開発され、先住民族の言語で文化的に適切な場で提供されなければならない。女性は、産前ケアと分娩を含め、自分自身の保健ケアを形成する際に参画できるべきであ

る。

81. 同様に、障害を持つ女性が利用できるリプロダクティブ・ヘルス・サービスに関する証拠は、このような女性がしばしば家族計画と教育(性教育を含む)サービスから除外されていることを示している。実際、サービス提供者が、障害を持つ女性は性的に活発ではないかまたは妊娠することができないので、リプロダクティブ・ヘルス・サービスの必要がないという不正確な信念を持つかもしれない。保健ケア提供者は、障害を持つ女性の権利が妊娠中及び分娩後に尊重されることを保障するために、障害を持つ患者とかがかわって、教育と経験を身につける必要がある。

82. 妊産婦死亡と罹病の根絶に対処する断片的取組の明確な証拠に鑑みて、明確な息の長い人権の取組の出現を促進する一致した努力が必要とされる。この取組は、包括的で、包摂的で、サービスのみならず、幅広いプログラムを含むものでなければならない。

83. 差別、虐待、女性性器切除を含むジェンダーに根ざした暴力に対する女性と女児の脆弱性に対処するためには幅広い社会変革が必要とされる。特にマラリア、貧血症、HIV/エイズの脅威に対処する介入のみならず、リプロダクティブ・ヘルス・ケアとサービスに関する教育と情報へのアクセスが必要とされる。

84. 妊娠前、妊娠中、妊娠後の質の高いケアが提供されなければならない。適切な栄養、清潔な水と衛生に対する女性と女児のニーズ、並びに妊娠と産後のケアへの妊婦のアクセスに対するニーズが満たされなければならない。包括的なプライマリー・ヘルス・サービスと緊急の産科事態を扱うに必要な輸送とコミュニケーション・システムを含めた適切なインフラへのアクセスも提供されなければならない。

85. 根本原因の間の強い相互関係を仮定すれば、妊産婦死亡に対処する努力は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進し、母子保健を改善し、HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病と闘うことの利益を結合するために、ミレニアム開発目標 3, 5, 6 に共に応えることにも重点を置かなくてはならない。女性と女児の間の HIV の新規感染の根絶に向けて活動しつつ、HIV/エイズに感染している妊産婦が、その子孫の生命のみならず、自分の生命も危険にさらすことにもなるサービスとケアにおける差別から保護されることを保障すること

が重要である。感染者のための抗レトロウイルス治療へのアクセスが確保されなければならない。

86. 女性と女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃し、女性と女児に対する女性性器切除を含めたあらゆる形態の暴力をなくす努力が強化されなければならない。これら努力は、適切な法律と施行によって支えられなければならない。

87. 料金が手ごろで、アクセスできるケア、特に緊急産科ケアは、妊産婦死亡の根絶への権利に基づく取組の基本である。効果的な治療と経過観察は、緊急産科事態または妊産婦罹病の事態で提供されなければならない。

88. 最後に、ジェンダー平等とそのコミュニティ内での女性と女児のエンパワーメントの推進は、彼女たちが自分のリプロダクティブ生活、マタニティ、産後の福利及びセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスに関する意思決定のあらゆる側面に参画できるようにするために、妊産婦死亡と罹病に対処するすべての人権に基づくイニシアティブの重要な要素とならなければならない。

89. これら介入の実施には、新たな献身と資金のコミットメント並びに堅固な説明責任制度が必要であろう。すべての女性・すべての子どもの情報と説明責任イニシアティブに関する委員会は、この点でよいモデルとなる。

参考文献

Carla AbuZahr(2011年)。妊産婦死亡の新推測とその解釈の仕方: 選択か混乱か? *リプロダクティブ・ヘルス問題*, 第19巻, 第37号, 117-128頁。

Wendy Graham 他(2008年)。妊産婦死亡の減少の進捗測定: 臨床産科・婦人科における実践例と調査, 第22巻, 第3号(6月), 425-445頁。

Rafael Lozano 他(2011年)。妊産婦と子どもの死亡に関するミレニアム開発目標4と5に向けた進捗: 最新版体系的分析。 *Lancet*, 第378巻, 第9797号(9月24日), 1139-1165頁。

世界保健機関, 国連児童基金, 国連人口基金, 世界銀行(2010年)。妊産婦死亡の動向: 1990-2008

年---WHO, ユニセフ, UNFPA, 世界銀行開発の推計 ジュネーブ: WHO。

C. Ronsmans 他(2006年)。妊産婦死亡: 誰が, いつ, どこで, なぜ。Lancet, 第368巻, 第9542号(9月30日), 1189-1200頁。

Ann M. Starr(2006年)。安全な母性イニシャティヴ: 開始から20年。Lancet, 第368巻, 第9542号(9月30日), 1130-1132頁。

(福島 有子・房野 桂 訳)

女性の経済的エンパワーメント (E/CN.6/2012/10)

2011年11月28日

事務総長報告書

概要

本報告書は、女性の経済的エンパワーメントに関する婦人の地位委員会決議54/4の、事務総長がその決議の実施に関する報告書を第56回会期に提出するようとの要請に応じて準備されたものである。本報告書は、女性の経済的エンパワーメントに関する経済政策枠組みを調べ、今後の行動のために勧告を行うものである。

I. 序論

1. 婦人の地位委員会は、その決議54/4で、加盟国及びその他の関係者が女性の経済的エンパワーメントを推進するために取ることのできる措置を提案し、事務総長が、第56回委員会に、決議の実施に関して報告するよう要請した。本報告書は、国連諸団体の出版物及びその他の資料に見られる証拠に基づいて、加盟国²⁸及び国連システムの団体²⁹による寄稿を組み入れ、委員会の検討のため

²⁸ オーストリア、コロンビア、ジブティ、フィンランド、ドイツ、インドネシア、イタリア、日本、ラトヴィア、ポーランド、セネガル、南当て理化、スーダン、スウェーデン、トルコ、英国の政府から寄稿を受けた。

²⁹ 欧州経済委員会、ラテンアメリカ・カリブ海経済委員会、西アジア経済社会委員会、国連食糧農業機関(FAO)、国際農協開発基金(IFAD)、国際労働機関(ILO)、国際労働機関国際訓練センター(ITC-ILO)、国連貿易開発会議(UNCTAD)、国連開発計画(UNDP)、国連教育科学文化機関(ユネスコ)、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN-Women)、国連人口基金(UNFPA)、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、広報局、先住民問題永久フォーラム事務局より寄稿を受けた。

に、今後の行動のための勧告で締めくくる。

2. 女性の経済的エンパワーメントは、プロセスとしても機能する現実としても、女性が経済的権利を享受し、自分の生活にインパクトを与え、他に影響を及ぼす意思決定を行うことができるようにする。それは、政治的・社会的エンパワーメントを含め、エンパワーメントの他の側面を達成する機会を女性のために開く。その固有の価値に加えて、女性の経済的エンパワーメントは、その他の重要な開発目標の達成に貢献できる³⁰。女性の経済的エンパワーメントの達成には、女性とその権利のために活動しているグループの影響力とリーダーシップを含め、制度、政策手段、監視枠組みをまとめる包括的で統合力のある取組が必要である。それは、女性の活動の評価、測定、尊重を伴う。

3. 本報告書は、マクロ経済政策環境も調べ、経済と人間の福利へのその貢献を含め、労働者、起業家、意思決定者としての女性の状況を分析する。もし社会が、女性と男性のための平等・正義・尊厳を伴って、世界中で現在の世界的な経済的下降を脱し、釣り合いのとれた、持続可能な世界的成長を果たさなければならぬとするならば、女性の経済的エンパワーメントが不可欠であることを立証する。本報告書は、マクロ経済政策、貿易、仕事と雇用、起業、経済的意思決定を含め、女性の経済的エンパワーメントを促進するためにさらなる行動が必要とされる領域を中心とする。資産へのアクセスと管理は女性の経済的エンパワーメントを支えるが、優先テーマに関するその他の報告書との重複を避けるために、これらの問題は本報告書では検討されない。

4. 優先テーマに関する第56回委員会の事務総長の2つの報告書(E/CN.6/2012/3とE/CN.6/2012/4)は、農山漁村女性の経済的エンパワーメントとジェンダーに対応した制度を通じた農山漁村女性のエンパワーメントの推進を中心とする。この2つの報告書は、土地・財産・金融を含めた生産資源、市場、農業部門、持続可能な開発、サービス提供、農山漁村機関のように、女性の経済的エンパワーメントを促進するためにさらなる努力が必要とされる領域を強調する。加盟国は、女性の経済的エンパワーメント問題の全体像を得るために、これら報告書を一緒に検討するよう奨励される。

³⁰ 世界銀行、2012年世界開発報告書: ジェンダー平等と開発(ワシントンD.C., 2011年)。

5. 北京行動綱領(1995年)、第23回特別総会成果(2000年)及び女子差別撤廃条約は、女性の経済的エンパワーメント推進のための政策的・法的・制度的枠組みを提供している。国際社会は、ミレニアム・サミット(2000年)、開発のための資金調達国際会議(2002年)、開発のための資金調達フォローアップ国際会議(2008年)及びミレニアム開発目標に関する総会高官本会議(2010年)を含め、その他の政府間プロセスでも、女性の経済的エンパワーメントに対する強力で包括的な公約も行っている。

6. 2010年に、第11回ラテンアメリカ・カリブ海女性地域会議で、各国は、職場での更なる経済的自治と平等を達成するための行動を実施することを公約した。2011年に、トルコのイスタンブールで開催された第4回国連後発開発途上国会議で採択された2011年から2020年までの10年間の後発開発途上国行動計画では、農業・農山漁村開発と食糧と栄養の安全保障を高め、生産資源へのアクセスを確保するための極めて重要な担い手としての農山漁村女性のエンパワーメントを推進した³¹。さらに、2011年のアジア太平洋経済協力機構(APEC)によって開催された女性と経済に関する高官政策対話で、加盟国は、女性の可能性を完全に実現し、彼女たちをより完全にAPEC経済に統合し、その才能を活用し、完全な経済参画を制限する障害を除去し、経済成長へのその貢献を最大限利用するための具体的行動を取ることで合意した。人権条約・機関・メカニズムも、この問題に対処している。2011年に、国際労働機関(ILO)は、家事労働者条約³²と世界中の家事労働者の労働条件を改善することを目的とする勧告を採択した。

I. マクロ経済

7. 事務局の経済社会問題局と国際通貨基金(IMF)は、2010年の世界成長を4%から5%と見積もっているが、経済金融危機からの世界経済の回復は、金融市場、欧州の債務問題、商品価格の変動、継続する世界貿易の不均衡の緊張と失敗の結果として低下している。2011年から2012年の世界成長予測は、格下げされつつあり、世界で最も豊かな経済国は、2%以下の割合で成長するものと予想されている³³。金融経済危機は、不安定な食料・エネルギー価格と相まって、急速に増える不平等を助長しており、これが世界中で、経済開発、政治的安定、平和、安全保障に対する脅

威となっている。

8. 継続する世界的な経済停滞と低成長は、世界的な回復だけが改善を保障できるわけではないが、女性の経済的エンパワーメントと貧困削減を妨げるであろう。国内総生産(GDP)は、集計された消費・投資・政府支出・純貿易を測定するが、これら集計が測定される方法は、無償のインプットを考慮に入れていない。従って、女性(と男性)の無償労働と社会が依存している材とサービスを生み出すために利用される「無料の」環境資源は、GDPまたはその成長の計算には入っていない。人間の福利の進歩を真に評価するためには、GDPの成長は、有償と無償労働を組み入れた指標を含め、栄養不良と人間開発のような、福利の指標と共に調べられるべきである³⁴。

9. 経済的・社会的不平等を減らし、環境保護を推進するためには、経済成長が包摂的なものでなければならない。1990年代には、国民一人当たり所得の維持される成長があり、周縁化された母集団は、しばしばその状況を改善するよい機会を逃した(A/66/126を参照)。

10. 女性の経済的エンパワーメントに対処することは、もし包摂的な、貧困に配慮した成長が確保されるべきものならば、基本的なことであり、人権の問題であることに加えて、女性の経済的エンパワーメントを推進することに対しては強力な経済的根拠がある。例えば、国連食糧農業機関(FAO)は、もし女性に男性と同様の生産資源へのアクセスがあれば、彼女たちは自分の農場での生産高を20%から30%増やし、開発途上国の総農業生産を2.5%から4%高め、それによって食糧の安全保障と経済成長の双方に貢献すると見積もっている³⁵。

11. ミレニアム開発目標のいくつかの達成に向けてかなりの進歩が遂げられているが、金融・経済危機が進歩を危険にさらしている開発途上国もある。例えば、ラテンアメリカの6カ国の調査は、2009年から2010年までの予想された不況と2015年までに危機以前の成長レベルに向けたゆっくりとした漸次的回復が、初等教育の修了、子ども・妊産婦保健及び飲用水と衛生へのアクセスのためのミレニアム開発目標を達成しようとする努力の軌道から低所得のある国々をはるかに外れさせることになるかと推測した³⁶。

³⁴ D. Jain 及び D. Elson(編)、公共政策のためのフェミニストの知識を集め、進歩を再建する(ニューデリー、2011年)。

³⁵ 国連食糧農業機関、2010-2011年の食糧と農業の状況: 農業に従事する女性、開発のジェンダー・ギャップを埋める(ローマ、2011年)。

³⁶ M. Sanchez 及び R. Vos、「ラテンアメリカでのミレニアム開発目標の達成に世界危機が与えるインパクト、ニューヨーク」、

³¹ A/CONF.219/3/Rev.1 を参照。

³² <http://www.ilo.org/ilolex/convde.pl?C189> を参照。

³³ 国際通貨基金、世界経済概観: 遅い成長、高まる危険(ワシントンD.C., 2011年)を参照。

12. ゆっくりとした経済回復は、職を提供していない。国際労働機関(ILO)は、世界経済が、世界の経済回復を遅れさせ、多くの国々でさらなる社会不安に火をつけるかも知れない新たなより深い職の不況の瀬戸際にあると警告した。職のない成長は、緊急に対処される必要があり、雇用が、女性と男性のために創出されなければならない。万人のための最低レベルの社会保護を確保することは、最低社会保護諮問団によって提案されているように、女性と男性の平等に基づいてより公正で、より包摂的な社会を築くために極めて重要である。

13. 金融・経済危機は、特に先進国において、景気循環対策の措置を実施するために各国政府が利用できる政策・財政スペースを既に締め付けている。財政刺激策が財政強化に道を譲るに連れて、経済活動は衰える可能性があり、より低い政府支出のインパクトを倍加させる。例えば、以前の長期にわたる低成長と遅い開発、サハラ以南アフリカとラテンアメリカの「失われた数十年」は、ジェンダーに差異をもたらす結果となった。女性は普通公共福祉支出の削減と家庭収入の低下を、権利保護がほとんどないかまたは全くない特にインフォーマル・セクターにおいて、有償・無償の労働を強化することによって埋め合わせる。

14. 市場をどのように規制し、包摂的成長を生み、公正な貿易を推進し、職を創出し、基本的サービスに投資するかという重要問題に関する政策論議は、基盤も範囲も広いものであり、ジェンダー平等の提唱者がかかわり、女性の経済的エンパワーメントを弁護し、政策とプログラムのジェンダーの側面が考慮に入れていることを保障する機会を提供する。

15. 財政政策のジェンダー分析が極めて重要である。例えば、税制は、女性と男性がどのように正規労働・非正規労働・無償労働にその時間を配分するかに影響を及ぼすので、ジェンダー不平等を生み、永続化することもある³⁷。アルゼンチン、ガーナ、インド、メキシコ、モロッコ、南アフリカ、ウガンダ、英国における税制政策が、女性と男性に与える配分のインパクト、家庭間、家庭内の有償労働と無償労働に税制政策と改革が与えるインパクト、並びに生涯にわたって人々に与える異なったインパクトを説明した³⁸。開発途上国の女性の大半は、インフォーマル経済または稼いだ所

得が所得税の最低基準よりしばしばはるかに低いフォーマル・セクターにいてるので、個人所得税ネットの外側にいる。従って、そのような状況での所得税控除の利用は、所得税ネットの内側にいる僅かな割合の女性にしか届かないであろう。

16. ジェンダーに対応した予算イニシアティブは、公共金融管理のジェンダー配慮を評価する際に役立つ。それらは、ジェンダー平等政策へのコミットメントが、資金の配分にマッチするようにガイダンスと監視ツールを提供している。オーストリアは、企画・作成・実施・検証を含め、ジェンダー予算編成が連邦予算管理のあらゆる段階で適用されることを要求している。スウェーデンでは、予算案のすべての統計が、性別に分類され、女性と男性との間の経済的平等に関する統計付録がある。国連人口基金(UNFPA)は、ガボン、ガーナ、ナイジェリアを含め、アフリカ諸国でのジェンダーに対応した予算編成におけるアドボカシーと能力開発努力を支援している。

17. ジェンダーに対応した政策の開発には、経済成長戦略の配分結果に対する理解とそれを支える通貨・財政・貿易・投資政策の双方と、女性の経済的エンパワーメントを制約する要因に対する理解が必要である。アフリカできちんと設立され、中欧・東欧とアジアで現在見習われつつある国連開発計画(UNDP)とジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN-Women)との合同イニシアティブであるジェンダー・経済政策管理イニシアティブは、ジェンダーに対応したマクロ経済政策と枠組みの開発・実施・監視を支援するジェンダー意識の高い経済学者の臨界質量を築くことを中心としている。西アジア経済社会委員会は、労働省とジェンダー平等のための国内本部機構を支援するために、ジェンダー主流化のためのガイドラインとツールを開発している。広報局は、そのアウトリーチとアドボカシー作業において、女性の経済的エンパワーメントの問題を推進している。

18. 多くの経済政策は、有償労働と無償労働のジェンダー配分を見逃す傾向にある。しかし、政策診断と立案に有償労働と無償労働のジェンダー配分を考慮に入れることは可能である。例えば、南アフリカの子ども支援助成金は、労働年齢の女性の労働力への参入を減らす子どもケアの必要性を含め、制約を緩和する手助けとなる³⁹。

19. 不況に関連する所得レベルの低下は、貧しい子どもたちの機会を制限することもあり、このようにして

経済社会問題局、調査報告書第74号(ST/ESA/2009/DWP/74)。

³⁷ K. Barnett, C. Grown, 政府の所得収集のジェンダー・インパクト: 税制の事例(ロンドン、英連邦事務局、2004年)。

³⁸ C. Grown, I. Valodia(編)、税制とジェンダー公正: 開発途上国と先進国における直接税と間接税の比較分析(Routledge、ニューヨーク、2011年)。

³⁹ G20、経済協力開発機構、国際労働機関、政策ブリーフ(2011年)、南アフリカ(www.oecd.org)を参照。

世代間の貧困の受け継ぎを悪化させることもある⁴⁰。社会保護プログラムは、女性が金融経済危機のジェンダーに差異のある影響を幾分か緩和する手助けとなっている。例えば、2009年に、メキシコは、貧困者が上昇する食糧価格を管理する手助けをする条件付きの現金給付プログラム「Oportunidades」の範囲と規模を増やした。南アフリカは、貧しい家庭を対象とする社会的送金の範囲を急速に増やし、フィリピンは、条件付き現金給付のパイロット・プログラムの規模を拡大することによって危機に対応し、2008年は6,000世帯に、2010年末までには100万世帯に達した⁴¹。

III. 貿易

20. 貿易政策は、それが女性と男性が果たす経済的・社会的役割に与えるインパクトを通して、女性の経済的エンパワーメントに関連している。伝達メカニズムには、貿易政策が価格、雇用、賃金、スキルに与えるインパクトが含まれる。貿易政策がジェンダー関係に与えるインパクトは、国内及び国と国との間及び異なる社会グループの間また、時がたつにつれて変化する。

21. 輸出部門の雇用は、国と地域によっては、女性の賃金雇用の重要な源を提供する。国際労働機関(ILO)は、女性の雇用が、輸出加工地帯では2,700万の職の70%を占めていると見積もっている。最近では、女性のサービス貿易への参画が、女性自身の経済的エンパワーメントのみならず、国の競争力にも貢献している⁴²。これらの職は、女性の経済的自治と家庭での地位に貢献しているが、これら産業での労働条件は、しばしば悪いものであり、根強い低賃金、ジェンダー賃金不平等、極度の長時間、職の不安定を特徴としている⁴³。職業上の保健と安全措置の欠如、労働者による自治組織への脅しまたは禁止、暴力・性暴力・ジェンダーに基づく暴力・ハラスメントについての懸念も提起されている⁴⁴。さらに、ある輸出製品は、出来高給の労働または家内でなされる労働を利用して製造されるので、工場または正規の雇用の場ですべての労働が行われるわけではない。そのような状況で、賃金は、女性が貧困から抜け出すにはあまりにも低く、

社会保護へのアクセスもない。

22. 情報コミュニケーション技術(ICT)セクターの拡大は、いくつかの国々で技術を持つ女性のための雇用機会を増やしている。過去数十年で、データ入力・データ処理の仕事が、バルバドス、ジャマイカ、フィリピンを含む国々で雇用を生み出し、最近では、ソフトウェアのコール・センターや電子通信関連の仕事が、マレーシアやインドのような国々で雇用を生み出している。しかし、女性は依然として既製の製造に大きくかかわっており、女性は、バングラデシュでそのような労働者の80%以上、ケニアでは75%以上を占めている。

23. 中東と北アフリカ地域からの証拠は、輸出主導の工業化と女性の雇用が大いに関連していることを示している。国際労働機関(ILO)からのデータは、1990年代初めまでに、製造業労働者の女性の割合がチュニジアで43%、モロッコで37%であったことを示している。他方、石油を中心とする工業化は、女性の雇用を妨げている。石油抽出と収入に大きく依存している国々、アルジェリア、イラン・イスラム共和国、サウジアラビアでは、女性の経済的に活発な母集団のほんのわずかが、有給で雇用されている⁴⁵。

24. 貿易自由化プロセスと構造調整は、生産・雇用排除効果を伴うかも知れない⁴⁶。例えば、地方の企業は、もはや輸入と競うことができないかもしれないので、関税障壁を低くすることが調整を伴う。比較的有利な条件と輸出産業の開発を提供する地域で新しい職を見つけるには時間がかかるかも知れず、生み出される新しい職と機会は、関税に守られた企業で雇用されていた者とは異なったスキルを持つ起業家や労働者のためのものであるかも知れない。すべてを考慮すると、自由化された貿易からの利益はコストを上回るが、調整はジェンダーに中立的ではないかも知れない⁴⁷。

25. 輸出セクターでの比較的高い女性の雇用率は、場合によっては賃金の上昇を伴ってきた。例えば、中国からの証拠は、女性労働者が、比較的古い国有産業よりも新しい輸出関連の産業で比較的高い賃金をもらっていることを示しており、バングラデシュとモロッコでは、繊維輸出分野での女性賃金差別が、自由化の初期の段階で、その他の製造業の領域よりも少なく、時がたつにつれて、差別がますます少なくなった。し

⁴⁰ Nora Lustig, 「経済危機中のラテンアメリカの貧困者の保護」, アメリカ大陸間対話, 政策ブリーフ第2号(2010年2月)。

⁴¹ 世界銀行(2011年8月), 社会的セーフティ・ネットで危機に対応(<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/NEWS>を参照)。

⁴² L. Puri, 「サービス貿易, ジェンダー, 開発: 2つのモードの話」, 貿易とジェンダー: 開発途上国の機会と課題中, 国連販売出版物, E.04.11.D.28。

⁴³ Günseli Berik, 「貿易のジェンダーの側面」, 神話から事実への貿易と雇用中(ILO, 2011年)。

⁴⁴ 国際労働機関, 公平なグローバル化: 万人のための機会の創出(ジュネーブ, 2004年)。

⁴⁵ V.M. Moghadam, 女性を近代化する: 中東でのジェンダーと社会変化(ロンドン, 2003年)。

⁴⁶ L.Puri, 「開発のための貿易のジェンダー化」, 貿易とジェンダー: 開発途上国の機会と課題中, 国連販売出版物, E.04.11.D.28。

⁴⁷ A. Winters, 「貿易自由化と経済実績: 概観」, 経済ジャーナル第114号中。

かし、いつもこうであるとは限らない。例えば、ラテンアメリカでは、貿易自由化が、所得の不平等と賃金の不平等の増加と同時に起こったことを証拠が示している。

26. 2009年に、金融経済危機が始まって、世界貿易は、11%落ち込んだ。多くの国々での回復の脆弱さと、先進国での需要の減少は、いくつかの国々で以前は女性の雇用の重要な源であった輸出産業の雇用が脅かされていることを意味する。例えば、カンボディアでは、ほとんどが女性より成る衣料総労働力の18%が、2008年10月から2009年5月までに解雇された⁴⁸。

27. ジェンダー平等は、国際貿易アジェンダで、ゆっくりとある程度の注意を引きつつある。経済協力開発機構(OECD)によって報告されているように、総「貿易援助」の約3%(2008年で420億ドル)にある程度ジェンダーの側面が含まれた⁴⁹。ある国々は、その貿易イニシアティブにジェンダー平等を統合する際に重要な進歩を遂げている。つまり、ウガンダは、その国内輸出戦略で、輸出への女性の参画に対する制約を明らかにし、ウガンダ女性の未開発の可能性を開放し、輸出へのその貢献を高める措置を組み入れ、セネガルは、輸出振興セネガル機関の下で、女性起業家に支援を提供することにより、貿易における女性の役割を強化し、ジェンダーが、スウェーデンの貿易活動のためのその援助の全体的なテーマ上の優先事項である。

28. しかし、世界貿易機関(WTO)協定のジェンダー・インパクト評価は、貿易交渉に影響を及ぼすために、完全に利用されているわけではない。女性はそのような交渉、特に開発途上国の代表団ではしばしば数が少ない。この点で、太平洋島嶼国は、現在、人権に関する貿易関連のインパクト評価を行っており、国連貿易開発会議(UNCTAD)は、ブータン、カーボヴェルデ、レソトの貿易自由化政策のジェンダー・インパクト評価を終えたところである。

29. 開発のための貿易の完全な可能性を強化するには、貿易におけるジェンダーに特化した制約に対処し、女性のための貿易機会を増やすことが必要である。貿易援助イニシアティブを含めた多国間開発援助枠組み、後発開発途上国への貿易関連技術援助の強化され、統合された枠組み及び国連開発援助枠組み

⁴⁸ 国際労働機関、アジア開発銀行、アジアにおける女性と労働市場：ジェンダー平等のための再バランス(バンコク、2011年)。

⁴⁹ 「貿易援助：ジェンダーの側面」、F. Lammersenによるパワーポイント・プレゼンテーション、経済協力開発機構、ジェンダーネットワーク、第8回会議、2010年6月
(<http://www.oecd.org/dataoecd/57/8/45523507.pdf>)。

は、国際貿易にジェンダー問題を統合するための突破口を提供している。さらに、女性の交渉者は、貿易交渉のドーハ・ラウンドが再開した時に、積極的にかかわる必要がある。

IV. 仕事と雇用

30. 労働市場への女性の参画が増えている。つまり、2008年から2009年までは、世界の女性の労働力参加率が、50%から52%に増え、男性の率は、82%から78%に減った。この変化は、より長期間勉強するという若い男女の傾向を反映している。その結果、労働力への男女の参加率は、1980年の32ポイントから2009年の26ポイントにまで世界的に狭まっている。

31. ジェンダー差異は、地域によっては依然として大きく、労働市場への女性の参画に対する障害が依然として存在する。労働力への女性の参画率は、世界の他の部分よりも中東と北アフリカ地域では26%と比較的低く、失業している女性の割合は、男性よりも依然として高い⁵⁰。ラテンアメリカとカリブ海では、女性の労働力参加率は、最近数十年で増えたが⁵¹、女性の参画は、差別、公共の育児サービスの欠如及び無償労働の重荷によりいまだに制限されている。

32. 男性と女性の職には、かなりの組織的差異がある。世界中で、雇用されている女性のほんのわずかな割合が、産業で働いている(雇用されているすべての男性の26%に比して、18%)。女性は男性よりも農業(すべての雇用されている男性の33%に比して雇用されているすべての女性の37%)とサービス・セクター(男性の雇用41%に比して雇用されているすべての女性の46%)で働く可能性がより高い⁵²。セクター、会社及び職業内で、女性と男性は、異なったレベルの労働階層に集中している。より上級の管理職への女性の昇格は、規範と態度を含め、力関係と制度的障害によって妨げられている⁵³。中東と北アフリカ地域では、これは「コンクリートの天井」と描写されている---女性は男性の同僚と同様に柔軟性があり、良質であることを証明するためには2倍働かなければならない⁵⁴。

⁵⁰ 国連開発計画、2005年アラブ人間開発報告書：アラブ世界②における女性の台頭に向けて、(ニューヨーク、2006年)を参照。

⁵¹ GTZ、世界銀行及び米州開発銀行、ラテンアメリカとカリブ海の正規民間セクターの女性の経済的機会：起業を中心に、(ワシントンD.C.、2010年)を参照。

⁵² 国際労働機関、世界の女性雇用傾向(ジュネーブ、2009年3月)を参照。

⁵³ 国際労働機関、ガラス天井を破る：管理職の女性(ジュネーブ、2004年)を参照。

⁵⁴ www.executive-magazine、「企業の女性---ガラスを壊す：ジェンダー、キャリア、生活に関する6名のアラブ女性重役」、ISSN第96号(2007年7月)。

33. 現在の世界の経済状況では、雇用を見つけることは多くの国々でますます困難である。2010年に、世界の失業率は、男性の失業率6%、女性の失業率6.2%であった。初めは、男性支配のセクター、金融、建設、輸送、製造が、最も危機の影響を受けた。しかし、世界的不況が進展するにつれて、職の喪失は、女性にも男性にも平等に悪影響を及ぼした⁵⁵。若い男女が特に危機の悪影響を受け、データが利用できる56カ国において、予期されたよりも労働市場での若者は170万人少なく、若者の間の高まる失望感を示す事実である。東南アジア地域では、若い人々は成人よりも5倍失業する可能性が高く、彼らはしばしば不完全雇用の状態にある。

34. 世界中で、女性は男性よりもディーセント・ワークにアクセスする可能性がより低い。女性が不相応に「脆弱な」⁵⁶形態の労働に集中していることをデータが示しており、彼女たちは生産性の低い職に集中しており、稼ぎも少なく、不相応な量の無償の家事労働と家族のケア・ワークを行っている。女性はインフォーマルな労働に不相応に数が多い⁵⁷。例えば、ラテンアメリカとカリブ海では、女性は、雇用されている男性16%に比して、雇用されている女性の28%が就いているパートタイムの職のようなより不安定でインフォーマルな職業に雇用されている。女性の大半は、生産性の低いセクターで雇用されており、社会保護へのアクセスも少なく、僅かな賃金を稼いでいる。

35. 83カ国からの証拠が、女性は男性よりも10%から30%稼ぎが少ないことを示している⁵⁸。例えば、英国では、ジェンダー賃金格差(中位フルタイム時間給)は2010年に10%であった。ジェンダー賃金格差は、教育における不利な条件、交渉力と労働市場の移動性と柔軟性、高い割合のパートタイム、臨時、低所得の職へのかかわり、直接的差別を反映している。労働者の資格と職の特徴は、ジェンダー賃金格差を完全には説明しておらず、ジェンダー賃金差の調査は、男女間の稼ぎの差異の中には、直接的なジェンダー差別によるものもあることを示している。

36. 加盟国は、ジェンダー賃金格差を減らす措置をま

すます中心とするようになっている。英国は、2010年以来、雇用契約の賃金秘密厳守条項を撤廃している。英国は、団体、特に150名以上の被雇用者を持つ団体に、任意でその労働力についての平等データを報告するようにも求めている。スーダンでは、同一価値労働同一賃金が法律になっている。モロッコでは、2005年に、法務省が、雇用におけるジェンダー格差を減らし、賃金と資源へのアクセスの平等を保障するジェンダー・ユニットを設立した⁵⁹。

37. しかし、有償労働への女性の参画の増加は、その無償労働の削減を伴ってはいない。基本サービスの提供に関する支出の削減と教育・保健・水・衛生のようなセクターでの利用料金の導入が、支払う余裕のない人々を女性と女兒の無償労働にますます頼る方向へと押しやっている。アルゼンチン、インド、ニカラグア、韓国、南アフリカ、タンザニア連合共和国からの証拠が、有償労働と無償労働を入れると女性の労働日数は普通比較的長く、家庭に幼い子供がいるときには、行われる無償労働の量が増えることを示している⁶⁰。同様に、ラテンアメリカ地域の生活時間データは、男女が無償の家事労働と有償労働に費やす時間数は国によって大きく異なるが、女性の総労働時間は、男性よりも長く、あらゆる場合、女性は男性よりも無償労働にその時間のより大きな割合を費やすことを示している。高所得国からの証拠は、男性はその労働日により長い時間を市場向けの労働に費やすが、女性は、男性よりも多くの時間を料理、洗濯・掃除、育児の提供に費やすことを示している⁶¹。北欧諸国を除き、調査されたすべての国々で、市場労働と非市場労働をまとめると、女性の労働日数がより長いという結果となった。

38. 多くの国々は、家庭内のケア提供を含めた家事労働の重荷を減らすために、水、輸送、エネルギーを含めた公共インフラに投資してきた。水道水と電気器具の利用も、これら領域で費やされる時間とエネルギーの量を減らすことができる。国連開発計画(UNDP)は、ベナン、ブルキナファソ、ガーナ、ギニア、マリ、ニジェール、セネガル、トーゴで約2,000の村々に利益を与えているディーゼル・エンジンと粉ひき機、皮むき機、発電機、バッテリー充電器、ポンプ、溶接機、大

⁵⁵ 世界労働機関、世界の経済危機、ジェンダー、仕事：重要な政策課題と選択肢」, グローバル・ジョブズ・パクト、政策ブリーフ15(ジュネーヴ、2010年)。

⁵⁶ ILOによれば、脆弱な雇用は、総雇用の中での自営労働者と貢献する家族の割合として測定される(http://www.un.org/esa/sustev/natlinfo/indicators/methodology_sheets/econ_development/vulnerable_employment.pdfを参照)。

⁵⁷ 国際労働機関、仕事の平等：課題と取り組む、総裁報告書(ジュネーヴ、2007年)を参照。

⁵⁸ 国際労働機関、2008/09年世界賃金報告書：最低賃金と団体交渉、政策統合に向けて(ジュネーヴ、2008年)。

⁵⁹ モロッコ、経済金融省、ジェンダー報告書(ラバット、2008年)(www.finances.gov.maを参照)。

⁶⁰ D. Budlender, 「6カ国におけるケアワークとノン・ケアワークに関する統計的証拠」, 国連社会開発調査研究所、ジェンダーと開発プログラム文書第4号、2008年12月。

⁶¹ S. Razavi, S. Staab, 「ケアの社会的・政治的エコノミー：ジェンダー・階級不平等に異議」, 2008年10月、ジュネーヴ、前国連女性の地位向上部開催の「HIV/エイズの状況でのケア提供を含めた男女間の責任の平等な分かち合い」に関する専門家グループ会議のために準備された論文。

工道具より成る多機能プラットフォームを支援している。その利用は、女性が家事労働に費やす時間の量を一日2時間から4時間減らしている。国際食糧農業開発基金(IFAD)は、ケニアとモザンビークでのプロジェクトを支援し、日本は、女性の水へのアクセスを改善し、その仕事量を減らすために、セネガルで同様のプロジェクトを支援している。

39. 子ども、病人、高齢者のためのケア施設とサービスの信頼でき、料金が手ごろな提供並びに料金が手ごろな教育へのアクセスは、仕事と家庭生活の両立を促進できる。多くの国々の政府は、育児サービスをもっと料金が手ごろなものにするために、ケア提供者への助成金または両親のための所得控除を認めて、積極的な提供者となるよう民間セクターとNGOを奨励している。アルゼンチン、チリ、韓国、ウルグアイ政府は、より包括的なケア・サービスの提供、サービスの拡大、金融・提供メカニズムとの実験に向けて動いている。義務教育が6歳から始まるスペインでは、早期学校教育(3歳から5歳)が無料であり、3歳以上の子どもの95%が学校に通っている⁶²。「3歳以下の子どものケア」に関するポーランドの法律は、被雇用者のための託児所を作るよう会社に強制している。イタリアは、ケア・サービスをその構造・農山漁村開発政策の優先事項としている。

40. イニシャティヴは、ケア提供への男性のかかわりと技術を高めることも中心としている。若い男性がかかわる十分に文書化されたプログラムが、ブラジルとメキシコの「プログラムH」によって開発され、態度や行動の変容を推進するために、父親であること、ケア提供、HIV/エイズに関するワークショップ、ビデオ、マニュアルを利用している⁶³。南アフリカのSonke ジェンダー正義ネットワークは、農山漁村地域でHIV/エイズの悪影響を受けている孤児を含めた子どもたちのたちをケアする男性の能力とコミットメントを強化する革新的取組を用いている⁶⁴。ジンバブエのAfricareによる革新的プロジェクトは、男性の在宅ケアとHIV/エイズ教育への参画を高めるために、ヴォランティアのケア提供者として、20歳から65歳までの120名の男性を訓練した。

⁶² L. Beneria, M. Martinez-Iglesias, 「新しいジェンダー秩序と調和政策: スペインのケア」、女性の人権のための女性によって開催された2009年5月27日のイスタンブール技術大学における「労働市場でのジェンダー平等に向けて: 仕事家庭生活両立政策に向けて」というテーマでの会議で発表された論文。

⁶³ C. Barker, ケア提供に男性・男児をかかわらせる: ラテンアメリカでの調査・慣行・政策提言からの反省、2008年10月、ジュネーブ、前国連女性の地位向上部開催の「HIV/エイズの状況でのケア提供を含めた女性と男性との間の責任の平等な共有」に関する専門家グループ会議のために準備された論文。

⁶⁴ E. Esplen, ジェンダーとケア: 概観報告書, BRIDGE(ロンドン, 2009年)。

41. より多くの職、ディーセントな職、適切な労働条件、持続可能な生計を確保することは、非正規労働の女性にとっては特に難しい⁶⁵。雇用者が、代替手段をほとんど持たない労働力に頼っているところでは、彼らは搾取的賃金を支払い、雇用法を無視し、苦情申し立てメカニズムにアクセスがなく、虐待を補償してもらう法的支援を得ることが普通できない女性に暴力行為を加えることができる⁶⁶。

42. 非正規労働セクターでの女性の権利の欠如は、企業が登録されているのかどうか、企業活動を規制する規則を守っているのかどうかを含め、国内及び地方の法律と慣行によってどのように女性の権利が表明され施行されているかに反映されている⁶⁷。多くの開発途上国と移行期の国々の労働検査サービスは、ジェンダー配慮を含め、スタッフが適切に配置されていなかったり、訓練を受けていなかったり、特に零細・小規模企業と家内・家事労働者のために効果的に基準を施行する用意がなかったりする。非正規セクターで労働者の権利を評価する革新的計画には、労働検査、労働組合、労働者自身が含まれる。例えば、インドのグジャラート州では、自営女性協会が、家事労働者の条件を監視し、最低賃金に従って最低出来高賃金を確立する支援をしている。スーダンでは、非正規セクターで働く女性は、その保健ニーズをカバーするために、協会を結成している。

43. 非正規セクターで働く女性に関する情報が全くなかったり、ほとんどないような状態で、政策を実施することは、特に普通彼女たちは国内の雇用または企業調査で勘定に入らないので難しい。アフガニスタン、ブータン、モルディブ、ネパール、パキスタン、スリランカでの家事労働者のための地域協力企業協会南アジア協会(SABAH)のイニシャティヴは、その製品ののためにディーセント・ワークの機会と市場にアクセスするために、3,000名の家事労働者を動員している。SABAH イニシャティヴは、家事労働者の出来高賃金の仕事に対して公正な賃金を確立する際に役立ち、家事労働者たちは理事会に代表者を出している。

44. 先住民族女性を含めた女性、障害を持つ女性、女性難民、紛争後の状況にある女性、移動女性といった女性グループは、労働市場でさらなる制約に直面している。女性は、農山漁村から都会地域に移動

⁶⁵ S. Chant, C. Pedwell, 女性, ジェンダー, 非正規経済: ILO 調査の評価と前進の道の提案(ILO, ジュネーブ, 2008年)。

⁶⁶ 国連, 資源と小額金融を含めた金融資源へのアクセス(ニューヨーク, 2009年)。

⁶⁷ 国際労働機関, ディーセント・ワークと非正規経済, 報告書VI, 第90回国際労働大会(ジュネーブ, 2002年)。

する国内移動者のますます増える割合のみならず、世界の2億1,500万人の国際移動者の半数を占めており⁶⁸---中国だけでも、農山漁村から都会への移動者は2億人あり⁶⁹、このうちのかなりの数が、製造・サービス・セクターに集中する若い女性である。女性と女兒は、性暴力とジェンダーに基づく暴力と差別、移動者の密輸と人身取引、雇用機関と雇用者による搾取を含め、移動サイクルのあらゆる段階で、不相応に権利侵害に直面している。彼女たちは、社会保護、安全で合法的な移動に関する信頼できる情報、社会サービス、女性に優しい送金メカニズム、貯蓄・投資計画へのアクセスを欠いている。

45. 家事労働者の雇用は、家庭責任を雇用の需要と両立させることを求める家族のために、世界のあらゆる部分での増加する傾向である。多くの家事労働者は、正規の契約がなく、社会保険もない。家事労働の隠れた性質が、法の施行を一層難しくしている⁷⁰。ILOは、世界の家事労働者の数が1億人にもなると見積もっており、18の開発途上国からのデータは、家事労働は、賃金雇用の4%から12%であることを明らかにしている⁷¹。家事労働者の74%から94%が女性である⁷²。

46. アルゼンチン、チリ、南アフリカは、家事労働者に基本的労働・社会権を付与するための法律を制定している。例えば、2002年以来、南アフリカの家事労働者は、有給休暇、超過勤務手当、退職手当を含め、インフレ率にマッチして定期的に調整される最低賃金を保障されている。雇用者は、国の失業保険基金に家事労働者を登録し、分担金を払うよう要求され、家事労働者に失業給付と出産給付を受ける資格を与えている。レバノンでは、今では、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)と国際労働機関(ILO)と協力して、レバノン運営委員会が開発した統一契約が、女性移動家事労働者の人権を保護するために設置されている⁷³。

47. 国際労働機関(ILO)の国際訓練センターは、妊産婦保護、女性の起業、ジェンダー主流化に関する能

力開発コースを提供し、各国政府、労働者・雇用者団体、その他の開発パートナーを対象としたジェンダー監査ツールを開発している。南スーダンのジュバにある国連教育科学文化機関(ユネスコ)Antennaは、女兒のための読み書き、食品加工、工芸、洋裁、針仕事、縫物の訓練活動を中心として、青少年雇用のための機会を生み出すプロジェクトを始めた。

V. 女性起業家

48. 事業を立ち上げることで、女性は経済的独立を得、貧困を克服し、その福利を高めることができるようになる。女性は、様々な起業活動で見られるが、多くは、無償労働の重荷、移動制限、担保の欠如、限られた金融スキルの結果として、零細・小規模・中規模事業に集中している。女性はしばしば、選択肢の欠如と賃金のよい雇用が不十分であるために、より儲かる事業よりも生き残ることを第一の目的とするニーズ主導の起業に参入する。

49. アフリカ34カ国における国連開発計画(UNDP)の評価は、女性起業家の根強い懸念は、金融・生産資源へのアクセスの欠如、国際貿易へのアクセスの欠如、事業を行うコストの高さ、各国政府やその他の団体とのアドヴォカシーのために起業家として組織する困難さ、不十分な起業家スキルであることを見出した。

50. 事業主または管理職の間でいまだに女性の数が少ない東欧と中央アジア地域では、会社の36%が、その主体に女性が参加しており、女性が社長であるのは18.7%である⁷⁴。アフガニスタンでは、2004年に女性の僅か6%が事業を行っていた⁷⁵。

51. 20%の会社で女性がその主体に参加している中東と北アフリカ地域の女性起業は⁷⁶、他の地域に比して依然として低調である⁷⁷。女性が所有する会社の割合は、レバノンの約30%から、エジプトの20%、モロッコの丁度10%までさまざまである。しかし、女性が所有する会社は、男性が所有する会社と同じくしっかりと設立され、生産的で、技術にも精通しており、世界市場にもつながっており、65%の女性が所有する会社は、所有者によって管理されている。この証拠にもかかわらず、この地域の8カ国で調査された4,832の会社の

⁶⁸ 国際移住機関、2010年世界移動報告書---移動の未来: 変革のための能力を築く(ジュネーブ、2010年)。

⁶⁹ 2010年中国の浮動人口開発報告書 (http://www.gov.cn/jrzq/2010-06/26/content_1638133.htm)。

⁷⁰ 国際労働機関、「仕事と家庭: ケアの方法は分かち合い!」、2008-2009年ディーセント・ワークの核心にあるジェンダー平等のテーマ。

⁷¹ ILOは、117カ国の家事労働者の数は、国内調査または国勢調査に基づいて、約5,300万人と見積もっている。

⁷² UN-Women、世界の女性の進歩: 2011-2012年。司法の追求(ニューヨーク、2011年)。

⁷³ <http://www.ohchr.org/EN/NEWSEVENTS/Pages/UnifiedContractLebanon.aspx>。

⁷⁴ 欧州経済委員会の寄稿。

⁷⁵ UN-Women アフガニスタン国別事務所の寄稿に基づく。

⁷⁶ 東アジアと太平洋で33%、ラテンアメリカとカリブ海で39%、サハラ以南アフリカで29%という世界銀行報告の数字に比して。

⁷⁷ 世界平均29.2%を超える割合のアラブ諸国はない。世界平均27.4%を超えるフルタイムの女性労働者を有する唯一のアラブ国は、40%のモロッコである。

僅か 13%が、女性が所有するものである⁷⁸。女性と男性が所有する会社の型に大きな違いはないが、女性はより敵意のある事業環境に直面している。

52. しかし、もし機能的な政策と制度が設置されていれば、女性が成功した起業家となることは可能である。女性の起業の競争力を高めることは、女性を世界市場につなげるために極めて重要である。例えば、ブルキナファソで女性生産者のために国連婦人開発基金(ユニフェム)(今は UN-Women)が組織したプログラムは、世界の商業品質基準に合うシア・バター生産の増加、販売・交渉・マーケティング技術・情報コミュニケーション技術の利用のスキルの向上、金融サービスについての知識とアクセスの向上という結果となった。

53. 2011 年 10 月にオタワで、カナダ国際開発機関と UN-Women が開催した「女性の経済的エンパワーメント」に関する会議は、グローバル化の課題に対処し、世界市場で競争し、ヴァリュー・チェーンの高いところまで登る際に、女性起業家を支援する必要性を強調した。個人的な接触、貿易ショー、ヴァリュー・チェーンの中での女性の協会や企業の間をつながりを通した女性起業家の間のネットワーク作りは、女性起業の開発には極めて重要であると考えられた。

54. 反応は、訓練プログラム、ワークショップ、会議、小額貸付イニシャティヴ(例えば、コロンビア、ジブティ、ラトヴィア、南アフリカ、トルコで国連開発計画(UNDP)、国連人口基金(UNFPA)、欧州経済委員会、ユネスコ、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、UN-Women による)を通して女性起業家を支援するイニシャティヴを強調した。南アフリカでのイニシャティヴは、様々なオンデマンド式の事業開発サービスを通した女性起業の支援から、金融と ICT 解決策へのたやすい料金が手ごろなアクセスの提供にまで及んだ。ジブティの社会開発基金は、女性起業家に小額金融を提供した。

55. 国際労働機関(ILO)の女性起業開発プログラムは、質の高い職を生み、この領域での制度的能力を築き、女性起業家のためにツールと支援サービスを開発するために、各国政府、雇用者団体、労働組合、地方のコミュニティを基盤とする団体と協力している。

56. 欧州経済委員会は、調査・データ収集・政策対話を通した女性起業家の状況に対する意識の改善、女性の起業開発のための能力開発、ジェンダーに配慮した経済政策策定の奨励によって、女性起業の開発に対処した。

⁷⁸ 世界銀行、「中東・北アフリカ地域の女性の起業のための環境」、(ワシントン D.C., 2007 年)。

57. これらイニシャティヴは、女性起業の開発に貢献しているが、持続可能な起業開発、社会対話、基礎教育・保健・物理的インフラへの投資のために機能的環境を醸成するために、統合された取組が必要とされる。女性起業家が、協同組合やネットワークを組織する手助けをする自営女性協会(SEWA)やホームネットのような団体が支援されるべきである。

VI. 経済的意思決定

58. 女性の経済的エンパワーメントに対する大きな制約は、直接的・間接的に経済・金融資源の配分にインパクトを与える決定が行われる場に女性がいないことである。世界的に、国の議会における女性の数は、平均して 19%(大臣は 17%)である。国レベルでの女性数 30%という臨界質量に達しているまたは超えている国に 28 カ国であり、そのうち 23 カ国は、この目標を達成するために、クォータ制を利用している⁷⁹。女性は、多くの国々で、地方自治体でも同様に排除されている。例えば、メラネシア諸国では、地方の市場の女性呼び売り商人によって支払われる税金が地方の町村議会に財政を提供しているにもかかわらず、女性は地方議会でも、市場・インフラ・市場の安全保障サービスにおいても発言権を持たない⁸⁰。

59. 一旦権力の座についても、女性は政府のあらゆる側面に平等なアクセスを与えられていない。例えば、欧州連合の 27 の加盟国の閣僚は、経済(17.1%)、金融、貿易、産業、または農業に関連する大臣よりも、社会問題、保健、子ども、家族、青少年、高齢者、教育、科学、スポーツを含め、社会・文化機能に関連する大臣(36.7%)についているのが見られた⁸¹。他方、インドネシアでは、貿易大臣も国内開発企画大臣も女性である。

60. 女性は、世界中で公共セクターでも民間セクターでも、管理職でも数が少ない。欧州連合諸国の労働力の約半数を占めており、新大卒者の 60%を占めているにもかかわらず、企業の指導者である女性は 3 分の 1 に満たない。女性企業指導者の割合と総労働力の女性の割合との間の差異は、キプロスとフィンランドで最大であり(両国とも 30%以上)、ギリシャ、スペイン、イタリアで最低である(すべて 10%以下)。最近の統計は、10 名より成る典型的な理事会の女性理事はたつ

⁷⁹ ストックホルム大学、国際民主主義選挙支援研究所及び列国議会同盟からの情報による(2010 年)。

⁸⁰ UN-Women 太平洋小地域事務所の寄稿に基づく。

⁸¹ 欧州委員会、2007 年意思決定の地位にある女性と男性：状況と傾向の分析、雇用・社会問題・機会均等長官(ルクセンブルグ、2008 年)。

た1名であり、97%の事例で理事長は男性であることを示している。2010年に、欧州連合で最大の公開上場会社で女性は理事の12%に満たず、理事長は3%を僅かに超える程度である。

61. 民間セクターは、女性の経済的エンパワーメントを推進する際に、重要な役割を果たすことができる。ドイツの30の最大の公開上場会社は、義務的なクォータ制の導入なしに女性を昇格させるターゲットを公表している。ノルウェーが導入したクォータ制は、ノルウェーの大会社の理事会の女性の数を2004年の22%から2009年の42%にまで増やした。スウェーデンとフィンランドは、多様性とジェンダー平等の重要性を強調する企業規範を導入している⁸²。スウェーデンとフィンランドでは、男性3名に対して1名の女性理事がおり、ラトヴィア、スロヴァキア、ルーマニアの数字はこれより僅かに低い。マルタ、ルクセンブルグ、キプロス、イタリアでは、女性理事は2%以下である。女性がフォーチュン500社の理事の約15%であり、理事長が2%である米国でも状況は大して変わらない。

VII. 証拠とデータ

62. 女性の経済的エンパワーメントを高める政策を立案するには、よりよい証拠が必要であり、マクロ経済・貿易政策のジェンダーに特化したインパクトを分析するには、データが必要である。もうひとつの機能的制約は、家族とコミュニティがその福利と生存のために依存している材とサービスを生む無償労働の価値と程度についての不完全な情報である。もうひとつは、例えば、所得と資産の所有権並びに経済的意思決定に参画する女性の能力を示す変数に関する性別データが利用できないことである。

63. 1998年以来、ラテンアメリカ・カリブ海の18の国々は、ジェンダーの視点を持った生活時間データを生み出している。ラテンアメリカ・カリブ海的生活時間活動の分類は、現在見直しの最終段階にあるが、2009年の生活時間調査に関する国際専門家グループ会議中に開発された⁸³。これは、地域の生活時間調査を調和させる目的で、加盟国が提案された分類制度を活用し、コメントを伝えるよう勧められた2011年米州統計会議で歓迎された。日本は、1976年以来、5年毎に生活時間調査を行っている。

64. ラテンアメリカ・カリブ海経済委員会のジェンダー

問題部は、ジェンダーを中心とした統計情報の作成に技術支援を提供している。技術支援に対する高まる需要は、加盟国がジェンダー統計の収集を改善し、政策策定のために集められたデータを利用したがつていることを示している。ジェンダー問題部によって推進されている利用者/作成者戦略は、国内統計局とジェンダー平等のための国内本部機構との間の相乗作用の利用を推進している。欧州経済委員会の統計部は、東欧・東南欧・コーカサス・中央アジアの国内統計担当官にジェンダー統計に関する能力開発を提供している。委員会は、2010年に英語とロシア語でジェンダー統計に関するハンドブックも出版し、ジェンダー統計の11の重要なテーマに関する訓練ビデオが、世界銀行との協力で開発されている。

65. 1993年の国連国民勘定システムは、経済活動の測定と分類のための基準を定めている。これは女性によってなされるほとんどの活動(料理、掃除・洗濯、子どもの世話)を非経済的と分類しており、それによって、国民勘定システムの範囲外となるが、そのような活動をパラレルまたはサテライト勘定に記録することを勧告している。生活時間調査の利用可能性が高まって、追加のサテライト勘定の作成ができるようになり、メキシコの勘定がその最近の例である。しかし、一般的に、データはいまだ欠如しており、世界的基準と定義に関してさらなる作業が必要である。無償のケア・ワークを測定することの重要性が認められ、国民統計制度に完全に統合されるまでにはまだ多くのことをしなければならない⁸⁴。

66. ジェンダー統計に関する機関間専門家グループは、2012年2月の第43回統計委員会に、加盟国による支持を求めて提出される最低限のジェンダー指標を開発している。このグループは、経済構造と資源へのアクセス、教育、保健と関連サービス、公的生活と意思決定、女性と女兒の人権という領域での指標を提案している。専門家グループは、重要なジェンダー問題を完全に反映するためにデータ収集方法、特に家庭調査を強化すること、女性に対する暴力及び起業と女性の経済的エンパワーメントに関する生活時間調査とデータ収集を開発することを勧告している。これに答えて、UN-Womenと国連統計部は、現在、既存の雇用・教育・起業のジェンダー統計と性別データを調和させ、国の主体性を確保しつつ、性別経済データを収集する努力を調整し、推進することを求める新しいイニシアティブに取り組んでいる。

VIII. 結論と勧告

⁸² 欧州委員会、2010年男女間の平等に関する進捗報告書：企業指導部のジェンダー・バランス(ルクセンブルグ、2011年)。

⁸³ ラ米・カリブ海経済委員会とユニフェム(現在のUN-Women)と共に、メキシコの国内女性研究所と国内統計地理研究所によって開催された年次会議。

⁸⁴ 国際労働機関、2011年世界雇用傾向：職の回復という課題(ジュネーブ、2011年)。

67. 金融経済危機からの遅い回復、高まる経済的不安定、高い失業率、食糧と燃料市場の長引く不安定が、世界経済に浸透し、様々なレベルですべての国と人々の福利に悪影響を及ぼしている。世界的な政策対応は、女性と男性の平等と正義と尊厳を伴ったバランスのとれた持続可能な世界的成長を達成するための解決策の基本的部分として、女性の経済的エンパワーメントを認める必要がある。

68. マクロ経済政策は、もしジェンダーに配慮したものであるならば、女性の経済的エンパワーメントのために機能的な環境を醸成できる。女性の経済的エンパワーメントを達成するための繰り返されるイニシアティブにもかかわらず、マクロ経済政策と国際貿易政策に女性の経済的エンパワーメントに対する制約に対処する統合力のあるまたは組織的な取り組みがない。

69. 女性の雇用へのアクセスを高める際に進歩が遂げられてきたが、制度を強化し、女性の経済的エンパワーメントを促進し、労働者がディーセント・ワークへの権利を享受することを保障する政策を実施するスキルと資金を備える努力が必要である。一つの重要な領域は、最も脆弱な労働者、特に家内労働者、家事労働者、移動労働者を含めたインフォーマル・セクターで雇用されている人々の労働・雇用条件の規制である。職場でのジェンダー平等を高めるための追加の措置も必要である。

70. 加盟国とその他の関係者は、女性の経済的エンパワーメントを高める以下の政策措置と行動を検討するよう奨励される:

(a) マクロ経済政策、特に金融・経済危機への対応

として採用される政策対応のジェンダー・インパクトを評価すること。

(b) 女性の経済的エンパワーメントに関する性別

データとジェンダー統計の利用を開発・改善し、ジェンダー問題を完全に反映するために、データ収集方法、特に家庭調査を強化し、雇用と労働を含めた女性の経済的エンパワーメントと起業に関する生活時間調査とデータ収集を開発すること。

(c) 女性の生活に与える結果とインパクトを求め

て、女性の経済的エンパワーメントに向けたプログラムを組織的に監視し、評価すること。

(d) 貿易交渉における女性の活動を高め、貿易協定と貿易自由化プロセスがジェンダーに対応したものであることを保障すること。

(e) インフラとサービスへの投資を通して、無償労働の重荷を減らすこと。

(f) 簡素化した登録手続きと漸進的登録手数料及び財産権の法的承認を通して、非正規企業を正規化する奨励策を生み出すこと。

(g) 女性の労働市場への参画に対する障害を除去し、制度を強化し、ディーセントな労働条件を確保するに必要な改革を施行すること。

(房野 桂 訳)

女性・女兒・HIV とエイズ (E/CN.6/2012/11)

2011年12月16日

事務総長報告書

概要

本報告書は、婦人の地位委員会決議 55/2 を実施するために、加盟国によって、国連システム内で行われた活動に関する情報を提供するものである。本報告書は、達成された進歩、ギャップと課題を明らかにし、更なる行動のための勧告を最後に述べる。

I. 序論

1. 婦人の地位委員会は、その決議 55/2 の中で、決議が女性と女兒の福利に与えるインパクトを評価する目的で、加盟国、国連システムの団体と機関、NGO によって提供される情報を利用して、女性・女兒・HIV とエイズに関連して取られた促進された行動に重点を置いて、決議の実施に関して第 56 回委員会に法被告するよう事務総長に要請した。本報告書は、18 の加盟国⁸⁵、13 の国連機関

⁸⁵ カメルーン、コロンビア、デンマーク、ドミニカ共和国、フィンランド、インドネシア、イタリア、日本、ラトヴィア、メキシコ、ナミビア、ポーランド、ペルー、コンゴ共和国、スウェーデン、トーゴ、ウクライナ、ウルグアイ。2001 年以来、委員会は、

86による寄稿に基づくものである。さらに、調査に基づくその他の情報も組み入れている。

II. 背景

2. 国連合同エイズ計画(UNAIDS)によれば、HIVに感染している人々はこれまでになく多く、これはほとんど、彼らを生かし続け、何年も元気にしておく治療へのアクセスが高まったせいである。2010年末で、世界的に3,400万人の人々がHIVに感染しており、これは2009年の3,320万人を超える増加である。HIV感染者の女性の割合は、女性はサハラ以南アフリカ(この地域のすべてのHIV感染者の59%)とカリブ海(そこでの総数の53%)ではより多くが感染しているが、世界的には50%で、安定している⁸⁷。過去10年間で、4つの地域が、HIV感染者の間の女性の割合に増加を経験している。つまり、ラテンアメリカ(2010年には35%で、2001年の32%から上昇)、北米と西・中欧(2010年には26%で、2001年の25%から上昇)である。世界のその他の地域では、中東と北アフリカ(2001年と2010年の45%から)とオセアニア(2001年と2010年の44%から)を含め、割合は比較的変わらない⁸⁸。

3. 見直し期間中に、HIVとエイズの状況でのジェンダー平等の問題が、HIV感染とジェンダーに基づく暴力をなくすよう女性をエンパワーする必要性と女性と女兒のためのHIV関連の予防、治療、ケア、サポート・サービスへのアクセスを高める必要性、HIVのジェンダー平等の側面の計画・政策・戦略・予算への統合を通したさらなる行動の推進を含め、人権、平和と安全保障、開発に関連して提起されている。

4. 国連人権理事会は、HIVとエイズの状況での人権の保護に関するその決議16/28の中で、予防努力をかなり強化し、HIV感染の危険から身を守る

毎年このテーマで決議を採択しており、本報告書は、委員会が要請した3番目の報告書である(E/CN.6/2009/6及びE/CN.6/2011/7)。加盟国から受け取った回答の数は、30から26に、18にと減少している。

⁸⁶ 経済社会問題局/障害者の権利条約事務局、先住民族問題永久フォーラム事務局、事務局広報局、アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)、国際労働機関(ILO)、国際移住機関(IMO)、国連合同エイズ計画(UNAIDS)、国連教育科学文化機関(ユネスコ)、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、国連人口基金(UNFPA)、国連開発計画(UNDP)、国連児童基金(ユニセフ)、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN-Women)、世界保健機関(WHO)。

⁸⁷ UNAIDS, *世界エイズ・デー報告書*(ジュネーブ, UNAIDS, 2011年)。

⁸⁸ WHO, UNAIDS 及びユニセフ, *世界のHIV/エイズ対応: 疫病最新情報と普遍的アクセスに向けた保健セクターの進歩: 2011年進捗報告書*。

能力を高めるために女性と思春期の若者のエンパワーメントを通し、すべての人権の推進と保護を通して、治療へのアクセスを高めるというその公約を繰り返し述べた。人権理事会は、垂直的感染をなくす目的で、HIV陽性の妊産婦のための薬と保健ケア・サービスの利用可能性、アクセス可能性、料金の手ごろさを確保するよう、各国、適用できる場所では国連の基金・計画・専門機関、国際団体及びNGO、関連関係者に要請した。理事会は、各国に、調整された、参加型の、ジェンダーに配慮した、透明性のある、説明責任のある国内HIV/エイズ政策とプログラムをさらに開発し、必要なところでは確立し、宗教団体・コミュニティ団体、女性団体、アドヴォカシー・グループ、HIV感染者及びその他の重要な母集団の代表を含めた市民社会を含めたあらゆるレベルでこれを実施するようにも各国に要請した。

5. 国連安全保障理事会は、その決議1983(2011年)で、紛争関連の性とジェンダーに基づく暴力をなくし、HIVにさらされる危険を減らそうと努力して女性をエンパワーし、紛争・紛争後の状況で母から子へのHIVの垂直的感染を抑制することに向けた一致した努力の重要性を強調した。女性に与えるHIVとエイズの不相応な重荷が、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに対する根強い障害であり課題の一つであると述べて、安全保障理事会は、加盟国、国連機関、国際金融機関及びその他の関連関係者に、紛争・紛争後の状況でHIVに感染していたり、発症していたりする女性に持続可能な支援を提供するために、国内の保健制度と市民社会ネットワークの能力の開発と強化を支援するよう要請した。この決議は、紛争の防止と解決、国際平和と安全保障の維持、紛争関連の性暴力の防止と対応及び紛争後の平和構築に関連する活動において、女性と女兒を含め、HIVに感染し、発症し、脆弱である人々のHIV関連のニーズを考慮するようにも事務総長に要請した。

6. 2011年6月に、総会決議65/277で、加盟国は、「HIVとエイズ政治宣言: HIVとエイズを根絶する私たちの努力を強化する」に関して合意した。宣言は、世界的に女性と女兒が未だに最もこの疫病の悪影響を受け、ケア提供の重荷の不相応な割合を担い、HIVから身を守る女性と女兒の能力がとりわけ生理的要因とジェンダー不平等によって損なわれ続けているという各国の懸念を概説して、2015年という明確で野心的な目標を持ってこの疫病を止めるさらなる努力を要請している。加盟国は、HIVに対する脆弱性を減らす基本であるジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進す

ることにより、HIVと闘う世界努力において重要な役割を果たすことのできる新たな関係者として、UN-Womenの設立を歓迎した。各国は、ジェンダー不平等、ジェンダーに基づく虐待と暴力を根絶し、HIV感染の危険から身を守る女性と思春期の少女の能力を高め、女性が自分のセクシュアリティに関連する事柄を管理する権利を行使し、自由に、責任を持って決定することができることを保障し、女性のエンパワーメントのための機能的環境を醸成し、その経済的独立を強化するために必要なあらゆる措置を取ることを誓った。各国は、さらに、国のHIVとエイズへの対応が、女性のあらゆる人権の完全享受の推進と保護、HIV感染に対するその脆弱性の削減のための法的・政策的・行政的・その他の措置を通して、生涯を通して、HIVに感染・発症している者を含め、女性と女兒の特別なニーズに応えることを保障することを公約した。

III. 加盟国と国連システムが取った行動

A. HIVに対する「ジェンダー変革的」対応に向けた国内政策とプログラムへのジェンダーの視点の包摂

7. HIV感染者の間の女性と女兒の割合は、ジェンダー不平等の有害な結果を強調しており、ある地域でのHIV感染者の割合の増加は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの統合が、加盟国の政策、計画、プログラム及び戦略に含まれることを保障する必要性を示している⁸⁹。南アフリカからの証拠によれば、若い女性の間で、関係の中のジェンダー不平等が、13.9%感染の危険を高める⁹⁰。国内政策にジェンダー平等を含めようとする努力は、男女間の不平等な関係を変えようとする努力する介入を対象とするべきである。ジェンダー変革的なHIVとエイズ対応は、(a)汚名と差別と闘い、意思決定にHIV感染女性の参画を保障し、ジェンダー平等の提唱者と専門家を計画やプログラムの立案と監視にかからせることにより、女性のための成果を改善する支援的環境を醸成し、(b)効果的な予防、治療、ケア、サポート・サービスへのアクセスを確保し、ケアを提供している女性と女兒を含めたコミュニティ及び在宅ケア提供者、エイズによって孤児となったまたはHIVの悪影響を

受けている女兒と若い女性を支援することにより、この疫病の結果として生じる直接的ニーズに対処し、(c)女性に対する暴力、不平等なジェンダー規範、法的・社会的・経済的不平等のような疫病を煽る底辺にある要因に対処するべきである。

8. 加盟国は、政策レベルでHIV/エイズのジェンダーの側面に対処する様々な取り組みを採用してきた。加盟国の中には、ジェンダーの視点をそのHIVとエイズに対処する国内政策、枠組み、プログラム、計画に組み入れてきたところもある(フィンランド、インドネシア、トーゴ、ウクライナ)。加盟国の中には、HIV/エイズに対処する措置をジェンダー平等に関するその国内計画に統合していると報告したところもある(ペルー、コンゴ共和国)。両方を行う努力を払った国々もある。HIVとエイズに関する部門計画を開発し実施する際に、女性と家族問題に責任を有するカメルーンの省は、女性・女兒・家族の特別なニーズを考慮に入れ、同時に、国のHIVとエイズに関する国内戦略計画(2011-2015年)は、その優先事項の1つとして女性と家族を含めている。メキシコは、HIV/エイズの状況における女性に関する行動計画を持ち、ジェンダーの視点を組み入れたHIVとエイズに対応する機関間メカニズムを設立している。

9. 国連機関は、HIVとエイズの対応にジェンダー平等の公約が組み入れられていることを保障しようとする加盟国の努力を支援している。アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)は、国連合同エイズ計画(UNAIDS)、国連開発計画(UNDP)、その他の関連関係者と密接に調整して、HIVの状況の中で、女性と女兒に関連した地域・世界の公約を実施する際に、アジア太平洋諸国を支援するために活動してきた。UN-Womenは、国内のパートナーと国内エイズ調整機関にジェンダー顧問を置くことを通して、HIVとエイズに関するジェンダーに配慮した国内戦略、計画、プログラムを支援することにかかわっている。UNDPは、女性と女兒の権利をHIVとエイズに関連する国内戦略計画と枠組みによりよく統合し、社会保護計画を通して、この疫病のインパクトの緩和に向けて国内戦略を強化するために、HIVが女性と女兒に与える社会経済的インパクトに関して、アジア太平洋地域の証拠を生み出すために技術支援を提供している。UNAIDS事務局は、世界銀行と市民社会パートナーと協力して、HIVとエイズに関連した戦略計画にジェンダー平等を統合することを目的とした地域訓練プログラムを西・中央・東・南部アフリカで支援している。ユネスコは、HIVの流行を駆り立てる構造的なジェンダー不平等を撤廃する手助

⁸⁹ A/65/797を参照。

⁹⁰ Rachel K. Jewkes 他、「親密なパートナーの暴力、関係の力の不平等及び南アフリカの若い女性のHIV感染の発生：集団調査」、*The Lancet*, 第376巻, 9734号(2010年7月3日)。

けをするために注意を高め、行動を生むことを中心としたアドヴォカシー資料を作成し、普及している。

10. 国連合同エイズ計画(UNAIDS)の努力は、ジェンダー平等を推進し、ジェンダーに基づく暴力に対処することを中心とする重要な結果と目標を持って、枠組み内の3つの戦略的方向の1つとして、HIV対応のために人権とジェンダー平等の推進を含む新しい戦略「2011-2015年UNAIDS戦略:ゼロに達する」によって導かれる。女性、女兒、ジェンダー平等、HIVのための促進された国別行動のためのUNAIDSアジェンダの下で、UNAIDS事務局と共同スポンサーは、UN-Womenと共に、いくつかの国々で、女性、女兒、ジェンダー平等、HIV/エイズに関する国内行動計画の開発を支援している。このアジェンダ実施の監視は、国レベルでの業績の断片を捉えるためにUNAIDS事務局によって開発されたスコアカードによって導かれている。

11. HIV/エイズに関する国内戦略枠組み内のジェンダー平等優先事項への強化された対応の前提条件は、HIVの状況内での女性と女兒の状況に対するよりよい理解である。よりよい理解を達成するために、性別データが収集される必要があり、質的・量的関連データが分析される必要がある。この点でいくつか業績があった。メキシコ政府は、この国での疫学、予防、ケア、最高の実践例を中心としたメキシコ女性、思春期の若者、女兒に関する調査の結果を出版している。特別な女性グループ、特に危険にさらされている母集団と移動女性に注意が払われた。コロンビアは、女性性労働者の行動と血液反応陽性の状態に関する定期的調査を行っている。スウェーデンでは、若い女性、性を売ったり買ったりする女性、並びにHIV感染女性が、HIV対応の一部として対象とされている。日本は、対象グループ(特に性産業にかかわっている人々と移動労働者)のためのHIV予防措置とそのインパクトに関する調査プロジェクトを実施している。ユニセフが開発したアジア太平洋地域の行動のための証拠、HIVとエイズ・データ・ハブは、年齢別性別データの包括的な宝庫を収集している。アジア太平洋国連合同エイズ計画(UNAIDS)地域支援チームのようなパートナーとの協働を通して、ジェンダーに基づく分析が行われている。UNAIDS、その共同スポンサー及びUN-Womenは、ジェンダー関連の牽引力をよりよく理解するために、疫病が集中している国々に支援を提供している。対応に向けた取り組みも明らかにしており、特にHIV感染の比較的高い危険に

さらされている母集団の親密なパートナーの間のHIV感染に関する調査に投資し、証拠を生んでいる。

12. ジェンダー不平等がいかにHIVとエイズへの対応内で相互に作用し、女性と女兒、男性と男児のために成果を改善するかに対する理解を得る際には、結果を追跡するツールを持つことが重要である。UN-Women、国連合同エイズ計画(UNAIDS)、国連人口基金(UNFPA)、エイズ救援国連議長緊急計画及びMEASURE評価プロジェクトは、世界保健機関(WHO)、エイズ・結核・マラリアと闘う世界基金、HIV/エイズ感染女性国際コミュニティ及びいくつかの国内関係団体とのパートナーシップで、証拠を生み、プログラム形成と行動をより活気づけるために、国内レベルで用いるための調和したジェンダー平等とHIVの指標を開発するために協力している。このパートナーシップの重要な結果は、それ自体成果として、また、ジェンダー不平等の代用として、親密なパートナーの暴力の広がりを減らす際の進歩を測定するための指標を含めたことである⁹¹。

13. HIV対応にかかわる関係者と専門スタッフのジェンダー専門知識を強化することにより果たした重要な役割を認めて、行為者の中には、HIV対応に関連する特別なジェンダー平等の側面を理解するために意識を高め、能力を開発する措置に投資したところもある。カメルーン、ドミニカ共和国、ナミビア及びウクライナを含めた加盟国は、訓練者の訓練、実作業を通じたコーチング、意識啓発キャンペーン、HIVとエイズのジェンダー平等の側面に関する技術資料の作成を通して能力開発に投資している。女性団体、コミュニティを基盤とするサービス団体、メディア、宗教指導者、議員及び閣僚級の重要な意思決定者は、これら努力から利益を受けている。保健専門家の能力を築くために、ジェンダーとHIV/エイズに関するワークショップがメキシコで開催され、HIV/エイズ感染女性のためのセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスに関するガイドが再び印刷された。

14. 国連機関の中で、国際移住機関(IOM)、国連合同エイズ計画(UNAIDS)事務局、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、国連人口基金(UNFPA)、世界保健機関(WHO)及び世界銀行は、それぞれ、

⁹¹ これは、2012年世界エイズ対応進捗報告書:2011年のHIV/エイズ政治宣言を監視するための核心となる指標の構築に関するガイドラインを出版する際のUNAIDSの作業の一部である。指標の概要は目下完成途上で、2012年初めに国内レベルで利用が可能になる。

ジェンダー、移動、HIVのような領域に関する訓練コース、HIV/エイズと男女への到達に関する意識啓発活動及び取ることのできる行動を明らかにするための証拠を利用する能力を高めるためのジェンダー平等、保健、ジェンダーに基づく暴力及びHIVに関して活動している関係者のための地域訓練を行っている。これら機関は、暴露後の防御法の提供を含めた性暴力・ジェンダーに基づく暴力のサヴァイヴァーのための活動、思春期の若者のHIVとセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス、難民母集団の中で比較的高い危険にさらされている母集団に関する活動も行っている。

15. 2011年6月の総会エイズ高官会議の状況で、国連広報局は、女性と女兒がHIVの不相応な重荷を担っているという事実に対するさらなる意識を高めるために、国連合同エイズ計画(UNAIDS)とパートナーを組み、彼女たちの特別なニーズにさらなる注意が払われるべきであることを提唱した。女性・女兒・HIVとエイズの問題は、国連ニュース・センターによって普及される多くのインターネット・ニュース・ストーリーズでカバーされ、テレビジョンのために製作された2つの特別番組の中心であった。さらに、広報局は、その社会メディア・プラットフォームで、HIVとエイズに関連して、女性と女兒の権利を強調している。

B. 女性と女兒のエンパワーメント、その権利と参画

16. 国内HIV対応の企画・実施・監視へのHIV感染女性のかかわりとリーダーシップの重要性が、この疫病に対処する対象を絞った、包摂的な対応行動の戦略としてますます認められつつある。しかし、女性にとって、参画には課題が多い。HIVとエイズへの対応への女性の参画の経験を見直して、女性たちは、ジェンダー規範(79%)、汚名(58%)、情報(46%)、資源(58%)へのアクセスの欠如、家庭内のケア提供と責任の重荷(46%)、非識字(46%)及び自尊心の欠如(25%)を含め、そのかかわりに対するかなりの障害を報告した⁹²。これら課題に対処することで、より幅広い女性の権利アジェンダのみならず、HIV対応への女性のかかわりをもっと促進すべきである。能力開発への投資と、介入に影響を与え、活気づけることに向けた女性の動員とアドヴォカシーのための機会の提供は、女性、特にHIV感染女性の意味あるかかわりを確保する重要な措置である。女性団体、特にHIV感染

女性への直接的な資金提供のチャンネルは、その能力を強化し、リーダーシップを育成する基本である。

17. 加盟国は、HIVとエイズの状況で、女性をエンパワーし、そのリーダーシップを推進する特別な努力を払っている。ドミニカ共和国は、「女性から女性へ」と題するプログラムを通して、HIVの状況で、政策の改善に向けて、地方・コミュニティ・レベルで女性のエンパワーメントを中心としている。女性の間でのHIVと闘うトーゴでのプログラムは、意思決定への参画のみならず、HIVに対する女性の意識を高めることを目的としている。メキシコでは、調整された機関間作業が、能力開発活動、HIV感染女性のための自尊心・リーダーシップ・交渉力ワークショップ、「女性を対象としたHIV/エイズに関する政治アジェンダ：活動するリーダーシップ」のようなフォーラムへのかかわりを通して、HIV感染女性のリーダーシップ強化に貢献している。HIV対応の中でのリーダーシップの役割にかかわっている女性の数についてのデータを報告した加盟国には、女性推進開発への女性の統合大臣がエイズと闘う国内協議会の第3副大統領であり、大統領夫人がHIVとエイズとの闘いにおいて女性のエンパワーメントの主導的提唱者であるコンゴ共和国とHIV、性感染症、結核の広がり止めるための国内調整委員会の23名の委員中16名が女性であるラトヴィアが含まれる。

18. 国連機関の中で、国連合同エイズ計画(UNAIDS)事務局と共同スポンサー及びUN-Womenは、数カ国で、HIV対応における女性のリーダーシップと意味のある参画を継続して支援している。支援は、能力開発、国内HIV戦略の見直しへの参画の促進、女性の権利に関連するギャップを明らかにし、サーヴィスと資金へのアクセスにおける改善のためのアドヴォカシーを支援するための地方・国内レベルでの意思決定スペースへの女性のアクセスを仲介するための国内HIV戦略、関連するHIV関係の法律・政策の見直しへの参画の促進が含まれる。その結果、女性、特にHIV感染女性は、その生活に影響を及ぼす公共政策に影響を与えるためのアドヴォカシー・ネットワークと共通のプラットフォームを開発している。ユニセフは、インドで周縁化されたHIV感染女性をエンパワーするために、地方のパートナーや政府の役人と協力しており、そのような女性との相談が、州と国の麻薬対話を含め、HIVとエイズに関する州レベルの政策討議へのネットワークのアドヴォカシーとかかわりのための「ツールキット」の開発という結果となっている。カナダ国際

⁹² ユニフェム及びアテナ・ネットワーク、国内エイズ対応を変革する：女性のリーダーシップと参画の推進（ニューヨーク、ユニフェム、2010年）。

開発機関とのパートナーシップで、UN-Women は、HIV/エイズのインパクトを緩和するための手段として、財産権と相続権を主張する女性のアクセスと能力を強化するために立案された、サハラ以南アフリカでの 20 の多様なコミュニティを基盤とした草の根のイニシアティブに小額助成金を提供している。国連開発計画(UNDP)と UNADIS は、様々な地域にわたって、HIV 感染女性のためのリーダーシップ開発プログラムを推進している。欧州と中央アジアにおけるリーダーシップ・スキル訓練の結果には、ロシア連邦での HIV 感染女性の初めてのネットワークである E.V.A の設立とカザフスタンでの同様のネットワークの設立が含まれる。UNAIDS 事務局は、性労働者と麻薬を使用する女性を含めた危険度の比較的高い母集団と協力している女性団体をますます国内対応に参加するよう奨励し、支援している。ユネスコと UN-Women は、移動者とその家族を対象とし、その HIV の知識に関連する調査とニーズ評価を支援し、HIV 予防、利用できるサーヴィス及び HIV 感染女性のリプロダクティブ・ヘルスとライツに関する意識を高めるために、女性移動者のためのハンドブックも作成した。

19. 加盟国は、HIV 対応において役割を果たす NGO のさらなるかかわりと支援を報告した。ウルグアイでは、HIV 感染女性国際コミュニティが、HIV 感染女性の能力開発と HIV/エイズの状況での専門家開発と女性のエンパワーメント、並びに HIV 感染の危険を最小限にする戦略の実施に貢献している。さらに、この国の女性・フェミニスト運動が、HIV 感染女性の権利の尊重という問題を目に見えるものにする際に、実質的役割を果たしている。北京とカイロのフォローアップに関する国内委員会の女性アジェンダ及び市民社会団体のネットワークである民主主義・公正・市民権のための女性には、その優先事項の一つとして、HIV とエイズの予防・治療・ケアが含まれている。カメルーンでは、女性団体が、HIV とエイズのサーヴィス団体とパートナーシップを形成している。スウェーデンでは、NGO が、HIV の状況で、女性の優先事項とニーズに対処する努力を支援している。

20. 女性とエイズ世界連合の一部として、国連合同エイズ計画(UNAIDS)事務局は、2011 年の HIV/エイズに関する総会高官会議で、女性、特に HIV 感染女性の意味のある参画を推進した。95 カ国からの約 800 名の女性が、市民社会団体と国連機関によって開催された世界ヴァーチャル協議会に参加し、HIV 対応の今後の優先事項とヴィジョンを

分かち合った。その優先事項は、HIV/エイズに関する高官会議中に、意思決定者と代表者に示された。

21. 2011 年に婦人の地位委員会が開かれた時、国連人口基金(UNFPA)は、HIV 感染女性と女兒のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスとライツに関して、有力な指導者と女性の権利提唱者の高官協議会を国連合同エイズ計画(UNAIDS)と UN-Women と共に共同開催した。参加者たちは、重要な権利侵害とこれに対処する機会を明らかにし、これから進むべき道についてコンセンサスに達した。UNAIDS、国連開発計画(UNDP)及び UN-Women との協働で、UNFPA は、重要な結果の達成に関するよりよい調整を推進するために、女性と女兒のための UNADIS アジェンダの実施に関するパートナー協議会も開催した。この協議会は、異なった関係者の比較的可利な点を強調して実施を加速する戦略に関する合意につながり、女性と女兒のための UNAIDS アジェンダの発表で追加の支援を必要とする重要な領域も明らかにした。

22. 国連開発計画(UNDP)は、地域対話を通して、HIV 対応の中で政策・法改革の推進に向けて政府と市民社会の代表者の間の同盟を強化している HIV と法に関する世界委員会を支援し、女性と女兒がその権利を確保する際に直面する状況と課題をさらに目に見えるものにするという結果となっている。対話の成果は、世界委員会の勧告に貢献するであろう。

C. HIV とエイズの状況での女性と女兒に対する暴力の撤廃

23. 女性に対する暴力と HIV/エイズは、相互に補強しあう流行病と考えてもよい。南アフリカでの画期的調査が、HIV に感染する若い女性の 7 つの事例中約 1 件は、もしその女性が親密なパートナーの暴力を受けていなかったなら予防できたことを示している。同様に、HIV 感染女性にとって、自分の HIV 陽性の状態をパートナーまたは 第三者に明らかにすることが、パートナー、親戚、コミュニティの構成員による暴力、汚名、差別の危険を高めるかも知れない⁹³。最近の調査で、米国の HIV 感染女性の 20.5%が、その状態のために身体的虐待を受けたと報告し、ザンビアでは、暴力的なパートナーを持つ HIV 陽性の女性は、HIV の治療にアクセスしたり受けたりする際に困難に直

⁹³ E/CN.4/2005/72 及び Corr.1.

面していることが分かった⁹⁴。

24. プログラムの証拠が有望であることを示し、女性に対する暴力と HIV との重なり合いに対処する統合された取組の必要性を示しており⁹⁵、国々は、HIV 対応の一部としてジェンダーに基づく暴力の結果を防止・管理する必要性をますます認めるようになってきているが、行動はその認識に歩調を合わせているわけではない⁹⁶。

25. 政策レベルで、加盟国は、国内行動計画と戦略に女性に対する暴力と HIV の間の関連性を統合していると報告した。コンゴ共和国の持続可能な開発のための女性・女兒・ジェンダー平等・HIV に関する行動計画は、暴力・HIV・エイズ・性感染症の間のつながりを考慮に入れ、インドネシアの国内 HIV・エイズ戦略行動計画(2010-2014 年)は、ジェンダーに基づく暴力を重要な人権課題の一つと認め、社会的に脆弱な状況にある女性と女兒をそのような課題に特に悪影響を受ける人として明らかにしている。行動、特に意識啓発と能力開発に関しては、カメルーンが、女性と女兒に対する暴力と女性性器切除及びそのような行動がその結果として女性が HIV 感染に対してますます脆弱になることを含め、女性のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスに与える弱体化の影響に対処するキャンペーンを組織している。この関連性が、暴力事例とセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスに関連した女性と女兒に対する暴力についての伝統的・宗教的指導者の間の意識の高まりについての報告と同様に、自分の権利についての女性と女兒の間の意識の高まりにつながっている。ジェンダーに基づく暴力と HIV とエイズとの間の相互関連性をよりよく理解するために、コンゴ共和国は、HIV と性暴力に対する女性と女兒の脆弱性に関する調査を行っている。

26. HIV に関する新しい国内戦略計画の見直しと開発によって示された戦略的機会を利用して、国連人口基金(UNFPA)は、国連合同エイズ計画(UNAIDS)、国連開発計画(UNDP)、UN-Women、男性のかかわり世界同盟、Sonke ジェンダー正義ネットワーク及びアテナ・ネットワークとの協働で、ジェンダーに基づく暴力に関するプログラム

形成を統合し、国内 HIV 計画とプログラムにおけるジェンダー不平等に挑戦するために男性と男児をかかわらせることを目的とする一連の協議会で重要なパートナー(HIV 感染女性の団体を含めた政府と市民社会)を集めた。35 カ国以上が、2010 年と 2011 年の協議会にかかわり、国の代表団の間での即座の実施、交流、ネットワーク作り、意見交換のための国別行動計画の準備、継続したかかわりのために協議会に参加したすべての人々がアクセスできる献身的なウェブ基盤の資料交換の開発という結果となった。UNFPA は、HIV とジェンダーに基づく暴力の重なり合いに関する証拠集を作成できるように、ハーヴァード公衆衛生校での国際保健人権プログラムを支援した。その最終報告書は、2000 年から 2010 年半ばまでのこのテーマに関して仲間が論評した文献を調べ、ギャップを明らかにし、それに従って調査の優先事項を定めている。2010 年に、世界保健機関(WHO)と UNADIS は、女性に対する暴力と HIV/エイズに対処する: 何に効果があるのか?と題する出版物でこれら問題に関する証拠を出版した。

27. UN-Women が管理する女性に対する暴力根絶国連信託基金は、女性に対する暴力と HIV/エイズとの重なり合いに対処し、その重なり合いと取り組んでいるパートナーの能力を強化し、女性に対する暴力と HIV/エイズとの重なり合いに関するプログラム形成の立案と実施をさらに活気づけるために、証拠に基づく戦略を開発する多国間イニシアティブに関して、ジョンソン&ジョンソン社、女性グループ、男性グループとパートナーを組んだ。第一段階の結果は、女性に対する暴力が女性の HIV/エイズに対する脆弱性を高め、HIV/エイズ感染女性は、より暴力の被害者になりやすいことを再確認した。成果は、行動変容戦略、HIV/エイズと女性に対する暴力の重なり合いについてのコミュニティ全体の意識啓発、実践的なコミュニティ訓練及び両流行病へのより効果的な対応のための包括的な法的・保健ケア・サービスとリファラルの提供を組み入れた介入の必要性を強化した。助成金受領団体の努力も、ジェンダー・社会規範、HIV/エイズと女性に対する暴力への女性の脆弱性につながる慣行を含め、底辺にある根本原因に対処しなければならないことを明らかにした。これらイニシアティブを通して、カウンセリング、訓練、医療ケア、法的援助を含め、女性が情報とサービスにアクセスする際にかかなりの増加がみられた。ますます多くの女性が、夫に HIV テストを受けるよう奨励し、女性は改善された栄養と治療を一層守ることを通して、HIV 感染の結果を管理することに一層効果的になっている。こ

⁹⁴ Fiona Hale 及び Marijo Vazquez, *HIV/エイズ感染女性に対する暴力: 背景文書*(ワシントン D.C., 開発コネクションズ, 2011 年)。

⁹⁵ ユニフェム及びアクション・エイド・インターナショナル, *女性と女兒に対する暴力と HIV とエイズを共になくさなければならない: 重なり合いに対処する際の有望な実践例の見直し*(ニューヨーク, 2009 年)。

⁹⁶ UNAIDS/PCB(28)/11.5。

のイニシアティブの第一段階から分かったことを見習い、規模拡大するために、アフリカ、アジア、東欧で、追加の助成金受領団体が、620万ドルを授与されている。

D. 予防プログラム、治療、ケア、サポートへのアクセスと男性・男児の役割

28. HIV という疫病も 30 年経ったが、有害なジェンダー規範、暴力、貧困、法的不平等、教育の欠如のような生理学的・社会文化的・構造的要因が、女性と女児を HIV 感染の危険に継続してさらしており、保健ケアとサービスにアクセスするその無能力さに影響を及ぼし、それによって HIV とエイズの影響を緩和するその能力にインパクトを与えている。

29. HIV 予防、特に HIV の母子感染の予防を強化しようとする努力は、国連合同エイズ計画 (UNAIDS) の出版物で説明されている世界計画の開始でかなりの勢いを得ている⁹⁷。世界計画は、HIV 感染妊婦の治療を加速することの利益を示す最近の証拠を認め、2015 年までに、子どもの新規 HIV 感染の数の 90% 削減、エイズ関連の妊産婦の死亡数の 50% 削減を達成する各国政府の大胆な目標を精密に計画している。UNAIDS によれば、HIV の母子感染を根絶するという政治的公約は、この目標を採用している大きな重荷を背負った 22 カ国のほとんどすべてで、サービス提供の国内目標・計画・ガイダンスのさらなる整備に拍車をかけている⁹⁸。2010 年末に、HIV 感染妊婦の約 50% が、母子感染を防止するために、効果的な抗レトロウイルス治療を受けた。子どもを出産した後も女性が治療を継続しているかどうかを評価するデータは、首尾一貫して利用できるわけではない。2009 年に、UNAIDS は、HIV 陽性とのテストを受けた妊婦の約 50% が、その健康のために抗レトロウイルス治療を受ける資格があると評価されると報告した⁹⁹。

30. セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスと HIV の関連性に関する文献の組織的見直しは、① HIV テストを含めたサービスへのアクセスと利用、②保健及び行動上の成果、③コンドームの利用、④ HIV 及び性感染症に対する知識、⑤政策・

システム、サービス・レベルでの HIV とセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスが限られている時のサービスの全体的質において、増加または改善を示した¹⁰⁰。例えば、日常の HIV サービスの一部として、避妊と家族計画を推進することは(逆に)、コンドームの使用、避妊法の利用と二重方法の利用を増やすかも知れず、このようにして HIV 感染女性の中の望まない妊娠を回避する。ザンビアでの任意のカウンセリングとテストの診療所で、251 組のカップルがかかわった無作為抽出の管理テストで、家族計画教育と避妊法(薬)の提供がその場で利用できる場所では、外部の診療所への移送によるよりも避妊開始率が 3 倍であることが分かった¹⁰¹。

31. 抗レトロウイルス治療を受けている人々の数は継続して増えているが、2010 年末で 660 万人を超える人々、つまり世界的に治療を受ける資格のある人々の 50% 以上が、自分の HIV の状態に気付いていない大勢の人々を含め、アクセスしていない。低・中所得国では、HIV のテストを受けた妊婦の割合は、2005 年の 8% に比して、2010 年末には 35% に増えた。予防のツールとして治療を始めようとする最近の努力は、女性の脆弱性を高める不平等なアクセスと課題を認める必要がある。

32. 国内 HIV 戦略と計画に、パートナーとして男性と男児のさらなる統合を支援する努力が対処され始めているが、不平等なジェンダー規範を改善したり、ジェンダーに基づく暴力を撤廃したりする努力に、男性と男児をかかわらせるために設置されつつあるプログラムの証拠はまだ報告されてはいない。

33. ある国々や状況にある女性は、HIV 関連のケア提供の重荷の不相応な割合を担っており、しばしば、男性よりも差別的な被害者になる可能性が高いことに注目することも重要である¹⁰²。HIV とエイズの蔓延率が高い国々においては、医療スタッフの欠如、うまくいかない保健制度、不適切な資金の配分が、女性が提供する無償のケアが、ケア提供の多くの側面を助成していることを意味している¹⁰³。コミュニティでケアを提供している女性

⁹⁷ UNAIDS, ゼロヘカウントダウン: 2015 年までに子どもの HIV 新規感染の根絶と母親を生かし続けることに向けた世界計画(ジュネーブ, UNAIDS, 2011 年)。

⁹⁸ UNAIDS/PCB(29)/11.24。

⁹⁹ UNAIDS, 世界報告書: 2010 年世界のエイズ疫病に関する UNAIDS 報告書(ジュネーブ, UNAIDS, 2010 年)。

¹⁰⁰ 国際家族計画連盟, カリフォルニア大学サンフランシスコ校, UNAIDS, UNFPA 及び WHO, 関連性: 2009 年証拠の見直しと報告。http://data.unaids.org/pub/Agenda/2009_linkages_evidence_review_en.pdf より利用可能。

¹⁰¹ K.E.Mark 他, 「ザンビアにおける HIV 陽性・陰性カップルの間の避妊: 無作為抽出管理テスト」, 女性保健ジャーナル, 第 16 巻, 第 8 号(2007 年 10 月)。

¹⁰² A/65/797 及び E/CN.6/2009/2。

¹⁰³ Shahra Razavi, 開発の状況でのケアの政治的・社会的エコノ

は、ますます動員されて目に見える存在になっているが、そのすべての仕事に対して、未だに認められてもらうことも、支援されることも、訓練を受けることも、支給を受けることも、報酬を受けることも不適切なままである。女性と女兒は、コミュニティで男性・男児とともっと公正にケア提供を分かち合うことを求めている。

34. 加盟国(カメルーン、コロンビア、フィンランド、ラトヴィア、メキシコ、ナミビア、ペルー、ポーランド、コンゴ共和国、スウェーデン、トーゴ、ウクライナ)は、HIV 予防・治療・ケア・サポートに関連するジェンダーに特化した努力を報告した。予防の状況で、ほとんどの国々は、男性用・女性用コンドーム(カメルーン、ナミビア、ペルー、コンゴ共和国)を含めた避妊法(薬)の推進・利用・アクセスに関して報告した。加盟国の中には(カメルーンとコンゴ共和国)、その受容度を高めるために、予防技術の利用に関するスキル構築と意識啓発を支援したところもある。それら国々は、それら努力の結果として、女性用コンドームの一般化における進歩を述べた。トーゴでの HIV 予防行動には、関連メッセージが公表されることを保障するために、HIV とエイズについての女性ジャーナリストの訓練が含まれた。国々は、生殖年齢の女性と妊産婦への HIV テストの提供(カメルーン、ラトヴィア、メキシコ、ペルー、ポーランド、スウェーデン、ウクライナ)、または HIV 陽性妊婦のためのテストと治療(コロンビアとフィンランド)を報告した。資格のある人々全員への治療の提供を報告した国々もある(カメルーン、ラトヴィア、メキシコ、ペルー、スウェーデン)。ウクライナは、併発症のみならず、男女のための HIV 予防・治療・ケア・サポートへの平等なアクセスを提供した。加盟国は、経済的支援、法的保護、情報を含めたケア・サポート・イニシアティブの提供について報告した。貧困も経験している HIV 感染女性を支援するために、カメルーンは、収入創出活動を刺激しようと努力して、財政支援を提供した。コンゴ共和国は、HIV に感染し、悪影響を受けている女性に社会・経済的支援を提供した。トーゴは、HIV 感染女性と女兒に心理社会的・法的・経済的支援を提供した。ポーランドは、妊産婦が、血清反応不一致のカップルの支援グループと女性だけの特別支援グループへのアクセスを含め、妊産婦が無料で保健サービスと特別な法的保護へのアクセスを得ることを保障した。性労働者のた

めのプログラム(ペルーとポーランド)、性を売ったり買ったりする人々と以前麻薬注射の使用者であった女性のためのプログラム(スウェーデン)及び現在の麻薬注射利用者のためのプログラム(ポーランド)を含め、HIV 感染の比較的高い危険にさらされている母子集団への注意が報告された。ラトヴィアは、HIV 予防戦略を活気づけるために、女性性労働者の間の行動上の危険のみならず、HIV 及びその他の性感染症の蔓延についての情報を集めるために、行動調査を行った。ポーランドでは、いくつかの予防プログラムが、性労働者とその子どもを含めた女性を中心とした。

35. 国連人口基金(UNFPA)は、包括的なコンドーム・プログラム形成のための技術支援に貢献し、国内の HIV とリプロダクティブ・ヘルス政策ガイドラインの不可欠の構成要素として女性用コンドーム・プログラム形成を含めるために、75 カ国以上で事業活動を行っている世界女性用コンドーム・イニシアティブを支援し、男性用・女性用コンドーム・プログラムを規模拡大している。国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)は、国内 HIV 予防・治療プログラム、特に母子感染と抗レトロウイルス治療を目的とするプログラムに難民を含めることを継続して提唱した。

E. 資金提供と国際協力

36. 国内及び国際的な HIV に特化した資金提供は、2009 年の 159 億ドルから 2010 年には 150 億ドルにまで減少したが、世界全体で HIV への包括的対応のために 2015 年に必要とされる推定 220 億ドルから 240 億ドルを下回るものである。ジェンダーに対応した HIV プログラム形成を規模拡大するには、資金が依然として重要な課題である。この疫病のジェンダー平等の側面への投資のために利用できる資金に関するデータは、なかなか利用できない。この疫病が女性と女兒に与えるインパクトにもかかわらず、HIV/エイズ・コミットメント宣言の実施の見直し期間中に、報告した国々の僅か 46%が(総計 171 か国中 79 か国)、その HIV に関する国内戦略計画に、女性に利益を与える介入のための特別予算を含めたことを示した。女性と女兒、ジェンダー平等、HIV のための促進された国別行動のための国連合同エイズ計画(UNAIDS)アジェンダの実施を監視するためのスコアカードから集められたデータに基づけば、スコアカードの質問に回答した 81 カ国の半数以上は、HIV への国内対応内で女性と女兒を対象とした介入のために予算化または配分された資金に関するデータは利用できなかった。こういった結果は、HIV 対応

ミー: 概念上の問題、調査の問題、政策選択肢、ジェンダーと開発プログラム文書第 3 号(ジュネーブ、国連社会開発調査研究所、2007 年)。

の一部としてのジェンダー不平等に対処する公約と政治的意思がまだ適切な資金の投資にはなっていないことを示している。

37. 本報告書のために受け取った情報に基づいて、国内レベルではほんの数カ国が、ジェンダー平等と HIV とエイズのための特別な予算配分をしていると報告した。カメルーンの HIV と闘う国内計画(2011-2015年)は、ジェンダー問題と女性に対する暴力を含め、優先的介入とセクターによる予算を明らかにできるようにしている。この国の成長・雇用戦略文書は、ジェンダーと HIV を考慮に入れ、公共行政予算が、ジェンダーと HIV に配慮したものでなければならないという勧告を含めている。メキシコでは、国立 HIV/エイズ予防管理センターが、女性のための統合されたケアを強化する予算を持っている。コンゴ共和国のジェンダー問題に責任を有する省の年間予算は、エイズと闘うための活動のための予算項目を含んでいる。トーゴでは、HIV とエイズのための資金は増加しているが、データは性別に分類されていない。ウルグアイの予算配分には、HIV/エイズの悪影響を受けている女性のための特別額がない。フィンランドでは、HIV 予防のために使われる資金に関しては包括的な見積もりがなされておらず、それぞれの保健サービス・ユニットで取られる措置は、そのユニットの予算でカバーされている。

38. 開発協力の状況で、HIV/エイズに対する女性と女児の脆弱性に対処することは、2005年にデンマークの外務省によって出版された *HIV/エイズとの国際的闘いへのデンマークの支援戦略* のテーマ別優先事項である。この戦略は、この疫病のジェンダーの側面に重点を置く重要性に関する国際団体とのジェンダーに特化した介入と対話を通して、そのすべてのプログラムで、HIV の蔓延を助長する基本的なジェンダー不平等を中心としている。ジェンダー平等と国際開発協力における女性と女児の権利と役割のためのスウェーデンの新しい政策は、HIV/エイズの問題に対処している。スウェーデンは、措置がジェンダー平等の視点を特徴とし、女性、女児、麻薬注射使用者、若い人々及びホモセクシュアル・バイセクシュアル・トランスジェンダーの人々のような危険にさらされている重要な母集団を中心とすることを保障するために、国連合同エイズ計画(UNAIDS)と密接に協力している。イタリアは、2 国間チャンネル、特に NGO と調査センターを通して、HIV/エイズとの闘いに資金を提供している。日本の草の根人間の安全保障無償資金協力は、インド、ウガンダ、ジンバブエでの若者の間の HIV/エイズ予防活動を支援している。

IV. 結論と勧告

39. 最近の規範的發展は、開発・人権・平和・安全保障の状況で、ジェンダー平等、女性、女児、HIV とエイズに関連する問題に対処することの重要性を強調している。

40. 加盟国、国連機関、女性団体を含めた市民社会団体は、国内 HIV とエイズ計画と戦略にジェンダー平等の優先事項の統合を、ジェンダー平等行動計画に HIV とエイズの統合を推進する措置を取り、国によってはこの双方を行っているところもある。ジェンダー平等と HIV を中心とし女性・女児・HIV とエイズに関する機関間メカニズムの開催を通して、特別な計画の開発と実施が支援されている。この疫病のジェンダーの側面をよりよく理解するために、HIV 対応に関連する特別なジェンダー平等の側面を理解する際に、意識を高め、能力を開発する努力が払われているが、HIV という疫病のジェンダーの側面に関する包括的な量的・質的データを含め、HIV とエイズが女性と女児に与えるインパクトに関するもっと多くの情報が必要とされている。HIV とエイズ対応内でジェンダー変革的行動を追跡し、監視し、報告するさらなる努力が必要とされる。

41. HIV とエイズの状況で、女性をエンパワーし、そのリーダーシップを推進する特別な努力が報告されているが、これら努力は、HIV 対応のガバナンスに女性がかかわることを保障するために、女性のリーダーシップの役割と働きを推進する際に女性が直面するジェンダーに特化した制約を認める必要がある。

42. ジェンダーに基づく暴力とセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスに対処するサービスのほかのサービスに HIV 予防・治療・ケア・サポートを統合することに向けられる注意は、HIV 感染を予防し、治療とケア・サービスへのよりよいアクセスを支援し、効率を最大限にする際に、効果的であることが示されている。効果的で、安全で、女性が管理する予防法を発見するための継続する調査は、それらの使用を交渉するスキルを築き、女性用コンドームの利用可能性を高めることと共に、HIV が女性に与えるインパクトを軽減できよう。強い影響を受けている国々の女性と女児は、病人にケアとサポートを提供することにより、家族とコミュニティに支援を提供し続けている。そういった努力が認められ、資金を提供され、支援される必要がある。家事とケ

ア提供の責任も、女性と女兒が自分の健康を大事にすることを妨げる。ジェンダー平等を達成するための平等なパートナーとして、子どもへの HIV 感染を防止する責任を分かち合う際に、男性と男児のかかわりが規模拡大される必要がある。生涯にわたって、危険度の比較的高い母集団を含め、様々な女性に注意を払うことが、予防・治療・ケア・サポート戦略と努力にとって不可欠のものにならない。

43. HIV とエイズに感染し、悪影響を受けている女性と女兒に向けられる暴力、汚名、差別のような課題は、彼女たちがサーヴィスにアクセスし、より安全なセックスを交渉し、予防、治療、サポート・サーヴィスから利益を受けることを妨げている。暴力と HIV という双子の流行病への対応への有望な取組は、コミュニティのかかわりと動員の価値を説明し、男女間の不平等の根本原因にどう対処するかを示すことは、保健ケアと HIV 予防に男性のかかわりを奨励し、有害なジェンダー規範を変えることに貢献する手助けになる。

44. HIV とエイズの状況で、ジェンダー平等のための適切な予算配分に関する情報とこの疫病のジェンダー平等の側面への投資を追跡することは、ジェンダーに対応した HIV プログラム形成を規模拡大し、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに対する公約と HIV に関する国内戦略枠組み内でニーズを実施する際に極めて重要である。

45. 婦人の地位委員会は、適宜、以下のさらなる行動を取るよう、各国政府、国連機関、その他のすべての関連関係者に要請したいと思うかも知れない：

ジェンダー変革的 HIV/エイズ対応

(a) HIV とエイズへの国内対応が、生涯を通して、HIV に感染し、悪影響を受けている者を含めた女性と女兒の特別なニーズに応えることを保障すること。

(b) 国内 HIV とエイズ計画にジェンダー平等の視点を統合している行動と HIV に対応する戦略行動を、実施・監視・評価のための適切な予算を伴って、国内ジェンダー行動計画と人権枠組みに組み入れること。

(c) ジェンダー変革的対応に向けて、HIV の

状況での女性と女兒に悪影響を及ぼす、社会経済的エンパワーメント、ジェンダー平等、人権のような構造的決定要因に対処するために、法律と政策を制定し、施行し、プログラムを実施することにより、女性と女兒をエンパワーし、HIV に対するその脆弱性を減らし、この疫病が彼女たちに与えるインパクトを軽減する手助けをする機能的環境を醸成すること。

(d) 性、年齢、その他の関連要因によりデータを分類し、HIV という疫病のジェンダーの側面に関する量的・質的データが収集され、分析され、2012 年及びその後の報告時期に報告されることを保障することにより、進歩を追跡し監視する努力を払うこと。

女性と女兒のエンパワーメント、その権利と参画

(e) すべての意思決定機関、特に HIV とエイズに関連する機関に HIV とエイズ感染女性の効果的参画と影響を高め、関連メカニズムでのジェンダー同数を監視するターゲットを設けること。

(f) 国の HIV 対応におけるリーダーシップの役割を果たす能力への投資を含め、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する強化された行動を提唱するために、女性団体、特に HIV 感染女性のネットワークを支援すること。

(g) アドヴォカシーを強化し、女性、特に HIV 感染女性のエンパワーメントを推進する女性運動と HIV との間の対話を育成すること。

HIV とエイズの状況での女性と女兒に対する暴力の撤廃

(h) 女性に対する暴力を防止する国内対応を高め、政策・プログラム・サーヴィス提供レベルで、ジェンダーに基づく暴力と HIV の重なり合いに対応する介入を組み入れることにより、女性に対する暴力と HIV の間の相互作用に対処すること。

(i) 女性に対する暴力と HIV との間の重なり合いに対処するための最も効果的な戦略を明らかにするために、プログラムの証拠を集め、規模拡大のための取組を採用すること。

予防プログラム、治療、ケア、サポートへのア

クセスと男性と男児の役割

(j) HIV 感染から身を守る能力を高めるために、自分のセクシュアリティに関連する事柄を管理し、自由に責任を持って決定する権利を女性が行使できることを保障すること。

(k) HIV 感染女性のための社会心理的・身体的・社会経済的・法的支援を含め、汚名のない HIV 予防、治療、ケア、サポート・サービスへのアクセスと維持される採用を改善すること。

(l) 料金が手ごろな女性用コンドームの供給とマーケティングを含め、女性が管理する HIV 予防法への投資を規模拡大し、より安全なセックスを交渉するスキルと知識で女性をエンパワーすることを含めた HIV 予防への包括的取組の一部としてそれらがアクセス可能で、効果的で、広く利用されることを保障すること。

(m) 比較的高い感染の危険にさらされている母集団、障害を持つ女性、高齢女性、先住民女性、人道状況にある女性を含め、HIV 感染女性に、生涯にわたって任意のカウンセリングとテスト及び治療を提供すること。

(n) 妊娠中、出産後、その後の自分の健康のために、HIV 感染の比較的高い危険にさらされている人々を含め、HIV の母子感染を防止する措置が女性に届き、政策、プログラム、サービス提供において、セクシュアル・ヘルスとリプロダクティブ・ヘルスの間の関連性を継続して強化することを保障すること。

(o) 有害な社会規範と慣行を変え、女性に対する暴力を減らすことを含め、ジェンダー平等の達成に男性と男児をかかわらせ、母子感染を防止するために立案されたプログラムに参加し、安全で非強制的で責任あるセクシュアル・リプロダクティブ行動を採用し、効果的な予防方法を用いるよう男性を奨励すること。

(p) コミュニティ内で、男性・男児とのより公正なケア提供の分かち合いを通して、HIV 感染者の世話をしている女性と女児への支援を強化すること。この点で、HIV/エイズの状況でのケア提供を含め、男女間の平等な責任の分かち合いに関する第 53 回婦人の地位委員会の合意結論の実施における進歩の 2013 年の

見直し、ギャップと課題と好事例を明らかにする機会を提供できるであろう。

資金提供と国際協力

(q) 女性と女児の脆弱性を増す社会的・経済的・政治的不平等に対処するために目標を定め、適切な資金を配分し、どのようにサービスにアクセスし、この疫病のインパクトを管理するかに影響を及ぼすこと。

(r) HIV 感染女性の中にリーダーシップを築き、比較的危険度の高い母集団からの人々を含め、HIV の状況で悪影響を受けている女性と女児が指導し、または奉仕する団体の制度的能力を強化するために財源を増やすこと。

(s) ジェンダーに対応した予算編成のような取組を通して、HIV とエイズのジェンダーの側面に対処するために配分される国際・国内資金を監視し、追跡するための効果的な測定メカニズムを開発し、採用すること。

46. 報告を含め、ジェンダー主流化に一層注意を払う方法として、婦人の地位委員会は、女性・女児・HIV とエイズに関する報告書が、2 年毎に準備されることを要請したいと思うかも知れない。その報告書は、各国政府が 2011 年の HIV/エイズ政治宣言: HIV/エイズ根絶のための努力の強化の実施に関して報告する期限となるのと同じ年に要請できよう。

(房野 桂 訳)

ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関と人権高等弁務官事務所との合同作業計画

(A/HRC/19/31-E/CN.6/2012/12)

2011 年 12 月 9 日

事務総長報告書

概要

本報告書は、ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(UN-Women)と人権高等弁務官事務所との協力の見直しを提供するものであ

る。2012年の合同作業計画も示す。

I. 序論

1. 本報告書は、1994年3月18日の婦人の地位委員会決議38/2(E/1994/27、第I章、Cを参照)、1995年3月31日の決議39/5(E/1995/26、第I章、Cを参照)、1997年4月11日の人権委員会決議1997/43(E/1997/23、第II章Aを参照)及び2007年12月14日の人権理事会決議6/30(A/63/53、第I章Aを参照)に従って提出されるものである。これら決議に基づいて、合同作業計画が毎年準備されている。

2. 総会によるジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN-Women)の設立は、UN-Women や国連人権高等弁務官事務所を含め、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国連システムの諸団体の間のさらなる調整の機会を提供している。UN-Women は、国連システム全体にわたって既存の国連メカニズムに基づく調整戦略を開発する際に、進歩を遂げている。2011年に、高等弁務官事務所、女子差別撤廃委員会、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者は、2011-2013年のUN-Womenの戦略計画の開発中にインプットを提供し、これは2011年6月のUN-Women執行理事会によって支持された。UN-Womenと高等弁務官事務所との間の協力が強化され、相互に合意した幅広い戦略枠組みの中で、協働を強化するための計画が進んでいる。2011年にUN-Womenと高等弁務官事務所によって合同で活動が行われた協力の主要な領域は、2012年の協力のための計画と同様、以下に概説される。強調される活動の中には、継続中の活動があり、その他は新しいイニシアティブを示す。合同活動のリストは、網羅的であることを意図したものではない。

II. 2011年の協力の見直し

A. 機関間メカニズムとイニシアティブ

3. UN-Womenと高等弁務官事務所とは、機関間メカニズムの枠組み内で協力を継続した。両機関は、2011年2月16-17日にニューヨークで開催された女性とジェンダー平等に関する第10回機関間ネットワークに参加した。両機関は、女性に対する暴力に関する機関間タスク・フォース、並びにUN-Womenが議長を務める常設委員会となった女性・平和・安全保障に関する機関間タスク・フォースを含め、いくつかの機関間ネットワークのタスク・フォースの作業に参加した。高等弁務官事務所は、女性に対する暴力に関するタスク・フォースの活動の中での事業である2011年2月

にUN-Womenが編集した女性に対する暴力に関する国連システムの活動の目録作成に貢献した。女性とジェンダー平等に関する機関間ネットワークの女性・平和・安全保障に関する常設委員会によって行われた活動には、指標と安全保障理事会決議1325(2000年)の実施において国連を導く戦略枠組みに関する作業が含まれた。高等弁務官事務所とUN-Womenは、この問題に関するシステム全体にわたる統合力を確保するために、司法への女性のアクセスを中心とする機関間ネットワークのもう一つのタスク・フォースの権限の開発にも共に取り組んでいる。UN-Womenと高等弁務官事務所は、援助効果に関する国連開発グループ・タスク・チームに参加した。政策委員会によって任務を与えられて、UN-Womenと高等弁務官事務所は、紛争に関連した性暴力に対する補償に関するガイダンス・メモを開発する際に協力しており、この点で、結果が2012年初めに発表される調査を開始している。

4. 両機関は、特に国別プログラム形成プロセスに関する国連システムのガイダンスが、女性の人権とジェンダー平等を推進することを保障する目的で、国連開発グループ人権メカニズム並びに国連法の支配調整リソース・グループに継続して参加した。両機関は、2011年に高等弁務官事務所が議長を務めた反人身取引機関間協力のメンバーでもある。両機関は、2011年5月19日に開催された国際移動と開発に関する総会非公式テーマ別討議に関連して、ニューヨークで2011年5月17-18日に行われた移動と青少年：開発のための機会に備えるに関するシンポジウムを開催した世界移動グループの作業にも参加した。高等弁務官事務所は、2011年9月16-17日にジュネーブで開催されたジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国連の世界イニシアティブであるシステム全体にわたる行動計画(SWAP)に関する欧州を基盤とする機関のための協議会に参加した。協議会に続いて、高等弁務官事務所は、2011年12月から2012年1月までのSWAP案のパイロット・テスターの一つとなることを決定した。そのようなテストは、2012年に予定されている国連システム調整事務局長会議への案の提出の準備として、パイロットの見直しプロセスの一部となる。

5. UN-Womenと高等弁務官事務所は、両者とも紛争中の性暴力禁止国連行動の積極的なメンバーであり、国連システムの監視・分析・通報取り決めの開発に協力してきた。UN-Womenと高等弁務官事務所は、紛争後の国々における女性のために司法を確保することに関して、ニューヨークで2011年5月にパネル討議を共同開催したが、これはこの問題に関して豊かなやりがいのある討議のために、様々な国連の専門家、加

盟国、学界、国内・国際 NGO の代表を集めた。高等弁務官事務所は、国連システムを代表して UN-Women が管理する女性に対する暴力撤廃行動を支援する国連信託基金による贈与金提供の状況内で、プロジェクトと意思決定の評価にも参加した。

6. 2011 年 6 月に、高等弁務官事務所と UN-Women は、世界保健機関(WHO)、国連人口基金(UNFPA)、国連児童基金(ユニセフ)と共に、ジェンダーに基づく性の選別を防止する共同機関間ステートメントを出した。このステートメントは、女兒と女性の権利を支持し、性の選別によって引き起こされる不均衡な性割合の問題を含め、様々な形のジェンダー差別に対処する国々、国際・国内機関、市民社会、コミュニティの努力を奨励し、支援することへの国連団体のコミットメントを再確認している。このステートメントは、この問題の公衆衛生と人権の側面と意味合いを強調し、どうすれば効果的な行動がとれるかに関して勧告を提供している。

B. 人権条約機関

7. 人権条約機関の作業の支持者としての資格で、高等弁務官事務所は、人権条約システムに関する情報の交換と普及を通して、UN-Women からのインプットを促進している。女子差別撤廃委員会の議長と委員は、女子差別撤廃条約¹⁰⁴に対する認識を高め、ジェンダー平等を達成し、女性の権利を確保する際の進歩を促進する目的で、共通の問題と今後の協働と調整のための効果的枠組みを設立する方法を討議するために、2011 年 2 月に UN-Women 事務局長と会った。この点で、委員会も UN-Women も、その協力を進める実際的方法を検討するためのフォーカル・ポイントを任命した。

8. UN-Women は、紛争中及び紛争後の状況の女性の保護に関する一般勧告の作成に関する作業において、女子差別撤廃委員会に技術的及びその他の支援を提供し、2011 年の第 49 回委員会中に、テーマに関する一般討論の開催に関して高等弁務官事務所との協働で作業している。UN-Women の政府間支援戦略パートナーシップ局の副事務局長は、一般討論で開会演説を行った。

9. 副事務局長は、第 49 回女子差別撤廃委員会でも演説した。第 49 回女子差別撤廃委員会で、UN-Women は、国連開発計画(UNDP)及び国連エイズ合同計画(UNAIDS)との協働で、HIV がどのように女性と女兒に悪影響を与えているかを報告し、委員会の

総括所見を実施する際に各国に支援を提供するために、女性・女兒・ジェンダー平等・HIV のための促進された国別行動のための UNAIDS アジェンダの下で、UN-Women と UNDP の合同マンデートを推進して、HIV/エイズのジェンダー平等の側面に関して昼食時説明会を行った。さらに、UN-Women は、「2011-2012 年の世界の女性の進歩: 司法の追求」と題する 2011 年の出版物に関して、委員会に説明した。UN-Women は、政府間プロセスに関連して開催される専門家グループ会議とサイド・イベントに参加するよう、定期的に委員会の専門家を招いている。

C. 人権特別手続き

10. UN-Women は、人権高等弁務官事務所に支援される特別手続きマンデート保持者との意見交換を継続した。さらに、UN-Women は、法と慣行における女性差別に関する新たに設立された作業部会と密接に協働している。UN-Women の事務局長は、2011 年 6 月に作業部会の何人かの委員と会合を開き、2 人の UN-Women の代表は、2011 年 10 月に開催された第 2 回作業部会に参加した。UN-Women は、近刊の「相当の注意義務」に関する特別報告者のテーマ別報告書を含め、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者との連絡と意見交換を維持した。UN-Women の事務局長は、2011 年 3 月に特別報告者と会った。UN-Women と高等弁務官事務所は、国連人口基金(UNFPA)と共に、2011 年 10 月にニューヨークで女性に対する暴力に関する特別報告者が開催したジェンダーが動機の女性の殺害というテーマの専門家グループ会議にも参加した。

11. 裁判官と弁護士の独立性に関する特別報告者は、高等弁務官事務所に支えられて、人権理事会と総会への 2011 年のテーマ別報告書の準備期間中に、UN-Women と数多くの情報交換を行ったが、その報告書は、司法行政のより幅広い状況の中でのジェンダーと司法との間の多面的関係のいくつかの側面を中心とした。UN-Women は、高等弁務官事務所とその地域・国別現地駐在に支援された特別報告者の国別訪問中を含め、お互いの活動に関連して、その他の特別手続きマンデート保持者との意見交換を継続したが、そのような訪問の一つが、2011 年 8 月のタイへの人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者の訪問である。

D. 国レベルでの協力

12. UN-Women も高等弁務官事務所も、人権とジェンダー平等に関する合同プログラム、“Delivering as one(単一体としての任務遂行)”プログラム、人権とジェ

¹⁰⁴ 国連、条約シリーズ、第 1249 巻、第 20378 号。

ンダー・テーマ別グループ、様々なタスク・フォース、国内レベルで設立されたその他のグループを含め、女性と男性の間の平等の推進と女性の人権の実現という目標を持った国連国別チームの活動への参加を継続した。特に、UN-Women と高等弁務官事務所は、法と政策改革、ジェンダー平等のための国内本部機構と人権部局への制度的支援の提唱を通じた主要な国際人権条約の実施を継続して支援した。

13. 例えば、両機関がメンバーであるカメルーンの国連ジェンダー・テーマ別グループは、首都での行進と2つの大学でのセミナーを含め、国際女性の日の行事を開催し、女性の人権の領域での能力を築く際に様々な政府省庁を支援した。両機関は、セネガルでジェンダーに基づく暴力に対処し、マリで司法への女性のアクセスを強化するためにも協力している。例えば、セネガルでは、UN-Women と高等弁務官事務所は、市民社会団体と共に、ジェンダー暴力反対16日間のアクティビズム・キャンペーンの状況で、一連の活動を開催している。ホンデュラスとパナマでは、UN-Women は、訓練と能力開発活動を通してアフリカ系の女性と先住民族女性にかかわる問題に関して、特別手続きマנדート保持者への通報の準備に関するガイダンスを提供する際に高等弁務官事務所と共に活動している。UN-Women と高等弁務官事務所は、バングラデシュ、ジャマイカ、マリ、モルドヴァ共和国で、*移動を開発計画に主流化する：政策策定者と実践家のためのハンドブック*¹⁰⁵と題する世界移動グループ出版物で提供されるガイダンスを実施するために立案された4カ国でのパイロット・プロジェクトの実施に、世界移動グループ(GMG)のメンバーとしても参加している。

14. UN-Women と高等弁務官事務所は、地域・国別事務所を通して、国連国別チームと密接に調整して、女子差別撤廃条約の下での責務を実施する際に、各国に支援を提供している。これには、訓練と能力開発ワークショップ、及び国別報告書の準備のためのその他の支援を含め、様々な活動が含まれる。この点での例として、条約の実施に関して報告する際に、各国政府及びその他の関係者のかかわりを強化することを目的とするペルー、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、シエラレオネにおけるワークショップ、コソヴォ、その他における協議会があった。UN-Women と高等弁務官事務所は、2011年7月と10月の第49回・50回委員会でのオブザーヴァーとしてのコーティヴォワールとジンバブエの政府役人の支援、並びに例えばオマーンでの「模擬委員会」を通じた支援を含め、委員

会との建設的対話を準備する際に国々に支援を提供している。UN-Women と高等弁務官事務所は、フォローアップ報告書の準備におけるラオ人民民主主義共和国を含め、総括所見のフォローアップの領域で、支援も提供している。女子差別撤廃条約の選択議定書¹⁰⁶に関連する訓練もある。UN-Women は、しばしば、特に条約に関するワークショップや訓練セッションを開催し、定期的に女子差別撤廃委員会委員に参加を勧めている。条約実施に関して高等弁務官事務所によって開催される訓練セッションは、条約機関の報告に関してより広い問題を中心とした訓練セッション内で頻繁に開催されている。例えば、ガンビアで開催された人権条約機関への報告に関する訓練ワークショップは、特に、共通の核心となる文書の作成並びに委員会への定期報告書を中心とした。UN-Women と高等弁務官事務所は、人権理事会の普遍的定期的レビューの準備またはフォローアップの際に、例えばパキスタンとタイのように、国々に支援を提供する際にも協力している。

16. UN-Women と高等弁務官事務所は、女子差別撤廃条約とその他の人権条約及びコミットメントの国内の憲法上・法律上・政策上の枠組みへの統合を支援している。両機関は、法と政策を導入し、それらがジェンダーに配慮したものであることを保障するためにそれらを強化することを中心とするイニシアティブを行う際に、各国政府、議員、女性団体を支援している。例えば、UN-Women は、インドネシアにおける婚姻法の改正とジェンダー平等法の採択、ヴェトナムでは条約の視点からの法案の見直し、ギニアビサウではジェンダーに基づく暴力に関する法の開発、パラグアイにおいては女性家事労働者の権利を拡大する目的での家事労働に関する法の開発、コロンビアでは、女性の公正のための法務委員会の状況での法律の作成を支援している。高等弁務官事務所は、国連国別チームとの協働で、例えば旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国で、ジェンダー平等法案に関して、アフガニスタンでは特に家族と個人の地位法に関して、ウガンダと東ティモールでは土地への女性のアクセスに関する法案に関連して、国際人権基準に従って、女性差別を撤廃し、平等を保障することを目的とした法改革も提唱している。UN-Women と高等弁務官事務所は、例えば、人権委員会のためにジェンダー平等と女性の権利に関するワークショップを合同で開催することにより、ジンバブエの人権委員会を支援する際にも協力しており、この人権委員会には、女子差別撤廃委員会委員の参加も含まれた。

17. 補償の領域で、UN-Women と高等弁務官事務所

¹⁰⁵ 国連出版物、販売番号 E.10.III.B.32。

¹⁰⁶ 国連、条約シリーズ、第2131巻、第20378号。

は、この国の性暴力に関する高官パネルのフォローアップとして、コミュニティの補償プログラムのパイロットにおいてコンゴ民主共和国において協力しているが、これは、2010年に、高等弁務官事務所によって開催された。UN-Womenと高等弁務官事務所は、例えばウガンダとネパールのようなその他の国々で、ジェンダーに配慮した補償プログラムに関しても協働している。高等弁務官事務所は、安全保障理事会決議1888(2009年)の下に設立された紛争中の性暴力に関する専門家チームの指導的共同機関として、2011年4月のリベリアへのチームの配置と2011年6月の南スーダンへのチームの配置中に、UN-Womenとの協力から利益を受けた。この2つのミッション中に、UN-Womenは、現地でのチームの作業を促進した説明会と助言を提供した。

E. 政府間機関

18. 政府間機関を支援する協働が継続した。女子差別撤廃委員会議長と女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者は、2011年2月に、第55回婦人の地位委員会で演説した。UN-Women事務局長は、2011年6月に開催された女性の権利に関する人権理事会の丸一日の討議で演説した。2011年9月には、国連システムのUN-Women女性フォーカル・ポイントは、人権理事会で、ジェンダー統合に関するパネル討論に参加した。2011年10月には、政府間支援戦略パートナーシップ局のUN-Women副事務局長、女子差別撤廃委員会議長及び女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者は、女性の地位向上に関する議事項目の紹介中に、総会の第3委員会で演説した。UN-Womenは、人権高等弁務官事務所によって導かれるいくつかの審問委員会の事務局を支援して、ジェンダーに基づく暴力の問題に関してその専門知識を提供している。UN-Womenと人権高等弁務官事務所は、事務総長の女性・平和・安全保障に関する報告書(S/2011/598)に沿って、献身的なジェンダー専門知識を確保するために、審問委員会のためにより組織的で持続可能な協力の道筋を目下探求している。地域レベルでは、UN-Womenと高等弁務官事務所は、ユニセフと共に、ジュネーブとストラスブルグへの2011年1月のスタディ・ツアーのような能力開発活動を通して、東南アジア諸国連合(ASEAN)女性と子どもの権利推進保護委員会の作業を支援したが、このツアーは、国連と欧州会議の国際・地域人権メカニズムの作業をよく知る機会となった。

19. 高等弁務官事務所は、第55回婦人の地位委員会に提出されたパレスチナ女性の状況と支援に関する事務総長報告書(E/CN.6/2011/6)にインプットを提

供した。UN-Womenと高等弁務官事務所は、安全保障理事会決議1325(2000年)、1820(2008年)、1888(2009年)、1889(2009年)及び1960(2010年)に含まれているものを含め、女性・平和・安全保障に関する世界的コミットメントの実施を継続して支援した。高等弁務官事務所は、2011年に安保理で検討された女性・平和・安全保障に関する事務総長の上記報告書に貢献した。

F. 情報普及とツールの開発

20. UN-Womenと高等弁務官事務所は、そのデータベースとウェブサイトを経続き更新した。女性に対する暴力に関しては、UN-Womenのウェブサイトには、女性と女兒に対する暴力をなくすヴァーチャル知識センター(www.endvawnow.org)が含まれているが、これは、国際人権基準を事業化し、実施するために立案された政策・法律・プログラムを実施しようとする国の努力を支援して、主導的な専門家のガイダンス、好事例、ツールを提供している。UN-Womenのウェブサイトは、女性に対する暴力に関する事務総長のデータベース、人権理事会を含めた女性に対する暴力に関する政府間機関の作業、女性差別の撤廃、女性に対する暴力と人、特に女性と子どもの人身取引の撤廃に関する人権理事会の決議、特別手続きマニフェスト保持者の作業、普遍的定期的レビュー及び人権理事会への高等弁務官の報告書が継続して含まれている。2011年6月に、UN-Womenは、「女性に対する暴力に関する国内行動計画のためのハンドブック」を出したが、これは2010年9月にトリニダード・トバゴのポートオヴスペインで開催された専門家グループ会議から生まれたもので、これには高等弁務官事務所の代表が参加した。このハンドブックは、女性に対する暴力に関する国内行動計画のためのモデル枠組みが示されており、説明のコメンタリーと好事例を伴った詳細な勧告が書かれている。このハンドブックは、女性に対する暴力に関する法律のためのハンドブック¹⁰⁷及び女性に対する暴力に関する法律のためのハンドブックの付録「女性に対する有害な慣行」¹⁰⁸を含め、関係者が女性に対する暴力に対処できるようにするために開発された一連のツールを加えている。

III. 2012年の合同作業計画

21. UN-Womenと高等弁務官事務所は、ジェンダー平等の推進と女性の人権の実現で継続して協力する。両機関は、とりわけ女性とジェンダー平等機関間ネットワークと世界移動グループを含め、機関間メカニ

¹⁰⁷ 国連出版物、販売番号 E.10.IV.2。

¹⁰⁸ 国連出版物、販売番号 E.10.IV.13。

ムの枠組み内で継続して協力する。UN-Women と高等弁務官事務所は、紛争関連の性暴力に対する補償についてのジェンダーに配慮したガイダンスを生み出すことに関してその作業を継続する。高等弁務官事務所とUN-Women は、女性の人権に関連するので、条約機関の勧告、特別手続きのマンデート、普遍的定期的レビューをフォローアップするためにも協力を継続する。

22. UN-Women と高等弁務官事務所は、ジェンダーに配慮した平和構築を推進するための7点の行動計画の状況で、政策委員会によってマンデートを与えられているように、ジェンダーに配慮した移行司法メカニズムに関するガイダンスの作成で協働することも計画している。両機関は、例えば、国連開発グループの人権メカニズムへの参画を通して、国連システムの国別プログラム形成に関するガイダンスが女性の権利を推進することを保障する目的で、継続して協力する。UN-Women と高等弁務官事務所は、人権条約機関の作業とその作業へのジェンダーの視点の主流化の強化を支援して協力し、情報を交換する。UN-Women は、とりわけ紛争中及び紛争後の女性の人権の保護に関する一般勧告の作成に関連して、女子差別撤廃委員会の作業を特に継続して支援する。UN-Women とそのパートナーは、第51回委員会中に、HIV とエイズのジェンダー平等の側面に関して説明する。さらに、UN-Women は、国連開発計画(UNDP) や国連合同エイズ計画(UNAIDS) と共に、HIV とエイズのジェンダーの側面に関連する委員会の総括所見のフォローアップと実施を含め、委員会と密接に協力するタスク・フォースを設立している。

23. UN-Women と高等弁務官事務所は、女性と男性との間の平等と女性の人権の実現を推進し、主要な国際人権条約の実施を支援する目的で、国及び地域レベルの国連国別チーム、合同プログラム、及びその他の場に参加する。UN-Women と高等弁務官事務所は、例えば報告書が間もなく委員会によって検討される東南アジア地域のいくつかの国々に提供される報告書作成への支援を含め、女子差別撤廃条約の下での責務を実施する際に国々を支援することを目的とする様々な活動に継続してかかわる。UN-Women は、高等弁務官事務所と協力して、憲法・法律・政策枠組みの開発と改正を通して、委員会の総括所見のフォローアップと女子差別撤廃条約及びその他の人権条約の実施を支援する。上に述べたように、UN-Women と高等弁務官事務所との協力は、紛争関連の性暴力の補償の領域でも継続する。例えばコンゴ民主共和国では、両機関は、国内の補償プログラムの開発につながる手段として、様々なコミュニティに補償の利益を提供することを目的とする作業を

継続する。両機関は、真実委員会、審問委員会、国際法違反に対する説明責任メカニズムが調整された取組を通して、そのマンデートを果たすに必要なジェンダー専門知識を持つことを保障する。高等弁務官事務所は、安全保障理事会決議1888(2009年)に従って創設された専門家チームの共同主要機関として、現地ミッションにおいてUN-Women との協力を継続し、近い将来に協働の強化のための道筋を探求する。ジェンダー統合の分野での両機関の協働は、開発の初期の段階で高等弁務官事務所がパイロットとして役立つことに同意したジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関するシステム全体にわたる行動計画(SWAP)の枠組み内で強化される。

24. UN-Women と高等弁務官事務所は、普遍的定期的レビューのフォローアップとテーマ別特別手続きの報告書において、女性に対する暴力への各国の対応の改善、部門間差別、社会的・経済的・文化的権利の享受に関する合同の能力開発イニシアティブを継続して追求する。例えば、エルサルヴァドルとドミニカ共和国では、UN-Women と高等弁務官事務所は、女性に対する暴力の進展する形態に対する理解を深め、そのような暴力に関する司法制度からの対応を明らかにし、文書化し、女性に対する暴力を調査し、刑事責任免除と闘うためのツールと方法論的ガイドを立案するために考案された地域イニシアティブを進める。高等弁務官事務所は、事務総長の「女性に対する暴力をなくすための団結」キャンペーンを促進し、実施し、推進するために立案された合同活動に関してUN-Women との協力を継続して強化する。さらに、高等弁務官事務所は、プロジェクト見直しプロセスにおいて、女子差別撤廃条約と女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者の勧告への言及を強化するというプログラム評価委員会のヴィジョンを促進することを含め、UN-Women と女性に対する暴力撤廃行動支援国連信託基金と継続して密接に協力する。

25. 平和構築における法の支配の見直しの状況で、高等弁務官事務所は、UN-Women が導くプロセスであるジェンダーと法の支配に関するシステム全体にわたる利用のためのガイダンス・メモの開発に関して、UN-Women 及びその他の国連機関と協力する。UN-Women と高等弁務官事務所は、女性とジェンダー平等に関する機関間ネットワークの女性の司法へのアクセスと国連が支援するすべての移行司法措置にジェンダーの視点が主流化されることを保障することに関するタスク・フォースの提案されている設立を含め、司法への女性のアクセスに関連する協力を継続し、強化する。

26. 政府間機関を支持する協働が継続するであろう。UN-Women と高等弁務官事務所は、政府間機関に提出される報告書にインプットを求め、コメントを提供し、情報を交換し、婦人の地位委員会または人権理事会によって取られる行動のフォローアップに関して協力する。UN-Women と高等弁務官事務所は、情報を交換し、普遍的定期的レビューと特別手続きの作業に関するものを含め、作業にジェンダーの視点を統合する人権理事会を支援する際に協働を求める。さらに一般的に言えば、UN-Women と高等弁務官事務所は、婦人の地位委員会への参加の点で、女子差別撤廃委員会議長と女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者への支援を継続する。UN-Women は、高等弁務官事務所と調整して、法律と慣行における女性差別作業部会の婦人の地位委員会への参加を促進することも目的とする。UN-Women は、法律と慣行における女性差別作業部会、裁判官と弁護士の独立に関する特別報告者、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者を含めた特別手続きマニフェスト保持者との意見交換と協働を継続する。UN-Women は、女性に対する暴力に関連する相当の注意義務に関して、国の責任に関する女性に対する暴力特別報告者の 2013 年のテーマ別報告書の準備に関連して、その支援を継続する。UN-Women は、紛争関連の犯罪に対する包括的司法への女性のアクセスを確保するために、新しいマニフェスト保持者である真実・司法・補償に関する特別報告者と協力することを楽しみにしている。UN-Women と高等弁務官事務所は、女性の人権に関連して、そのデータベース、ウェブサイト、知識ツールを更新し、開発する。地域レベルでは、UN-Women と高等弁務官事務所は、ユニセフ、国連開発計画(UNDP)と共に、女性と子どもの権利の推進と保護アセアン委員会及びアセアン人権政府間委員会とその事務局への支援の提供に関して、密接に協力を継続する。

IV. UN-Women と人権高等弁務官事務所の間の協力のための新しく強化されたモダリティのための勧告

27. 女性の人権の主流化(婦人の地位委員会決議 38/2(1994年)及び39/5(1995年))及び国連システム全体を通じた女性の人権の統合(人権委員会決議 1997/43(1997年)及び人権理事会決議 6/30(2007年))に関する決議を基に、合同作業計画が毎年準備されている。これら決議は、女性の人権に関する調整と協力の重要性及び国連システムの作業全体を通じた女性の人権とジェンダーの視点の統合の重要性を強調している。

28. 総会決議 64/289 の UN-Women を設立するという決定は、政府間の規範的支援と機関間政策と事業活動にわたり、国・地域・世界のプログラム形成、戦略的パートナーシップとアドボカシーを含むユニークなマニフェストを持つ新しい機関を生んだ。UN-Women は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関するリーダーシップ、調整、説明責任を強化するための調整戦略と国連システム全体にわたるジェンダー主流化への支援を開発する際に進歩を遂げてきた。女性の人権が UN-Women のすべての努力の中心にある。女性の権利は、高等弁務官事務所の戦略管理計画のテーマ別優先事項の中でも首尾一貫して強調されている。UN-Women と高等弁務官事務所は、女性の人権の実現に向けて、そして、ジェンダー平等とジェンダー主流化に関する公約が世界的な行動に変わることとを保障することに向けて、協力することに固くコミットしている。UN-Women と高等弁務官事務所は、今後もその協力を密にするつもりである。この目的に向けて、UN-Women と高等弁務官事務所は、来る数カ月うちに、そのパートナーシップのすべての側面を示し、今後の協力のための明確な優先事項を定めるために利用されるおそらく書簡の交換の決定を含め、この協力を堅固な基礎の上に置くために利用される様々な型のモダリティを討議するつもりである。婦人の地位委員会と人権理事会は、この点での発展について報告を受けるであろう。

(本間 美智子・房野 桂 訳)

女性に対する暴力撤廃行動を支援する国連信託基金の活動に関するジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関報告書 (A/HRC/19/30-E/CN.6/2012/13)

2011年12月12日

事務総長メモ

概要

事務総長は、総会決議 50/266 に従って準備された女性に対する暴力撤廃行動を支援する国連信託基金の活動に関するジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国連機関(UN-Women)の報告書を婦人の地位委員会と人権理事会にお伝えするのを光栄に思う。

女性に対する暴力撤廃行動支援 国連信託基金の活動に関する ジェンダー平等と女性のエンパワーメント

に関する国連機関報告書

I. 序論

1. 女性への暴力根絶に対する行動を支援する国連信託基金とは、多国間助成金交付の先導的な仕組みであり、女性と女兒への暴力を断つための、政府やNGOによる国及び地方の努力を支援する。1996年、決議50/166で総会により設立された基金は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN-Women)が国連組織に代わって管理している。現在まで、基金は127の国や地域で339のイニシアティブを支援し、7,840万ドルを超える助成金を与えてきた。

2. 第56回婦人の地位委員会と第19回人権理事会に提出される本報告書は、2011年における国連信託基金の進捗と成果を記述するものである。

II. 背景と状況

3. 国際社会は、女性と女兒への暴力根絶の推進を強化する歴史的な機会を目撃している。過去25年間で女性の平均余命は延び、教育におけるジェンダー・ギャップは狭まり、女性のための経済的機会は拡大してきた¹⁰⁹。同期間における女性の権利を支持する法改正の歩みも又著しい：世界的に見ると、139カ国が憲法の中にジェンダー平等の保障を組み入れ、特に125カ国ではDVを有罪とする法を制定してきた¹¹⁰。これら法律は次々とする総会や安全保障理事会の決議¹¹¹によって補強され、強化された行動を求め、女性と女兒への暴力を断つための、多分野にわたる持続したアプローチを推奨している。

4. 国連信託基金は15周年を迎えるが、投資を通じて、女性と女兒への暴力を断つ、今のグローバルな勢いを利用する良い立場に立ち続けている。つい先頃2010年に採択された、継続して出た総会決議は、システム全体の融資の仕組みとしての基金の有効性を、支持して高めることが決定的に重要であると明白に言及している。又、同決議は「女性への暴力を終わらせるために団結しよう」という事務総長のキャンペーンによって設定された、2015年までに国連信託基金の助成金交付に年

間1億ドル集めるという目標について繰り返し述べている。この1億ドルという基準はミレニアム開発目標達成期限と関連しており、開発目標達成のために、女性と女兒への暴力を終わらせる重用性を強調している。

5. 「ヴィジョン2015」と題する2010-2015年間の戦略計画に従い、国連信託基金は3つの優先事項を中心に据えている：女性と女兒のための政策誓約を実際のものに変えること、女性と女兒への暴力という世界的流行を終焉させるには何が有効かについての知識を生み出すこと、国連のシステムやその他を通して、基金に関して新しいパートナーシップや主体性、拡大されたコミットメントを作ることである。下記のパラグラフ6から36で、これら優先事項の実現に向けた2011年の進捗について要約する。

III. 約束を実行に移す

6. 当初から国連信託基金は、女性への暴力を断つという政府の誓約を、具体的な予算上の政策コミットメントに変えるための主要な世界的仕組みとなってきた。これは質を高め、現場での効果的プログラム実施のために得られる支援を量的に拡大することによりなされる。

7. 2011年の年末までに、国連信託基金には86の国々や地域にまたがる96の活動助成金支給という運用構成があり、総額は6,100万ドルに達する。運用構成のうち最大がアフリカ地域で(32%)、次にアジアと太平洋(25%)、ラテンアメリカとカリブ海(19%)、中・東欧と独立国家共同体(12%)と続く。アラブ諸国地域が運用構成に占める割合は最小で(5%)、地域を横断するプログラムは運用構成全体の7%であった。国連信託基金は12の国連国別チームプログラムを支援しており、女性と女兒への暴力を防止して取り組む、極めて重要なイニシアティブを支えるために、助成金1,180万ドルを支給している。国連人口基金(UNFPA)は6つのプログラムの先導的機関であり、UN-Womenは先導的機関として4つのプログラムを率い、国連開発計画(UNDP)とラテンアメリカ・カリブ海経済委員会(ECLAC)はそれぞれ1つずつプログラムを率いる先導的機関である。

8. 女性と女兒に対する暴力を断つため、コミットメントから行動に移る際の深刻なギャップと取り組むべく、国連信託基金の助成金支給は戦略として、法律や政策、行動計画の実施への支援を重点的に扱う。多様なセクターと関わり、主要ステ

¹⁰⁹ 世界開発報告書2012年度：ジェンダー平等と開発ワシントンDC：世界銀行を参照。

¹¹⁰ 正義の追求：世界の女性の進歩2011-2012ニューヨーク：UN-Womenを参照。

¹¹¹ 総会決議61/143、62/133、63/155及び64/137と安全保障理事会決議1820(2008)及び1888(2009)。

ークホルダー間の協力を奨励するイニシャティヴが優先される。下記に述べるように、2011年に国連信託基金の支援を受けた活動的な助成金受領団体は、第一次防止を推し進め、暴力被害者へのサービスを拡大し、一次対応者の制度的能力を形成している。国連信託基金は、女性への暴力とHIV/エイズとの交点に取り組むプログラムや、紛争や紛争後、あるいは過渡期の社会にいる女性に役立つプログラムに、特に力点を置いている。典型的には、基金の支援を受けたプログラムはセクターを横断して活動しており、農山漁村女性や思春期の少女、先住民族集団など、特に脆弱な人々に届いている。

9. 国連信託基金の投資は女性と女兒への暴力を断つという点で、末頼もしい結果を生み出している。これらイニシャティヴの成功を認め、政府、国連機関、民間セクター、市民社会組織などは自分達の介入効果を最大にするために、ますます助成金受領団体の企画を拡大したり模倣したりしている。2011年、チリの司法省と保健省は、国連信託基金の助成金受領団体である地方実施パートナーの Instituto Promundo が開発した手引書の複製を支援し、それを全国的に採用して、女性と女兒への暴力の根絶で青少年に携わる政府の努力を促進させた。パナマにある国連児童基金(ユニセフ)のアメリカ・カリブ海地域事務所も、ジェンダーと開発研究機関のソーシャル・マーケティング・キャンペーンの構成要素と、児童の性的虐待や近親姦、HIVと関連する介入モデルとを採用し、両者を合わせて自らのプログラムに組み込んだ。同様に、基金の助成金受領団体 Colectiva Mujer y Salud がハイティとドミニカ共和国との国境で行った、女性への暴力とHIV/エイズに関する調査研究は、アメリカ合衆国とメキシコとの国境にある多国籍企業が模倣の標的にしている。さらにオックスファム英国と Kafa が開発した、いかに青少年を予防に引き込むかに関する専門訓練手引書は、広域で60のNGOが使用している。

10. 国連信託基金の助成金受領団体の活動やプログラム・モデルは、女性や女兒への暴力と取り組む最良の実践例として、ますます世界的に認識されつつある。2011年7月、“Bell Bajao”(「ベルをならせ!」)総合メディア・キャンペーンの国際人権団体 Breakthrough (現状打破)の社会メディア努力が、効果的なアドヴォカシーに関する事例研究の価値があるとして戦術的テクノロジー共同組合のインド事務所によって認められた。これは、助成金受領団体が、HIV/エイズに感染した女性に対する暴力と汚名を減らすため、メディアと草の根の共同体の動員

を使ったやり方が、包括的で革新的であったことに基づいて認められたものである。さらに、国連信託基金受領団体である、ジェンダーと家族省によって設立されたモルディヴ子どもの悩みごと電話相談は、国際子どもの悩みごと電話相談から、電気通信会社とNGO間のパートナーシップのモデルとして、また電話相談設立の際に積極的に子供達に関与した最良の実践例として明らかにされた。

第一次防止

11. 短期あるいは長期間の女性への暴力の効果は社会を荒廃させ、また暴力はそもそも起こすべきではないことを認識して、国連信託基金は暴力の根本原因を対象にした、息の長い長期間のイニシャティヴを支援している。基金の助成金受領団体の多くは、子供たちや家族、共同体や社会全体の社会的発展を損なうような、暴力の「波及効果」の防止に努力と資金の中心を置いている。これら介入は防止する際に青少年に関わるだけでなく、暴力が起きる前に防止する努力をして、村や地方、地域社会全体に関与している。

12. 国連信託基金の支援を得て、「カンボディアの若い星」は、大学卒業生が全国20カ所の農山漁村地区でヴォランティアとして奉仕するのを奨励することで、ジェンダーに基づく暴力の防止に若者を関わらせるパイロット企画を実施している。これは男女同権についての自覚を高め、DVやジェンダーに基づくその他の暴力と闘うための地方の行動計画を練り上げるのが目的である。ザンビアの「今こそ平等を」とその地方実施パートナー達は、それぞれ約100名からなる少年ネットワークを5つの学校に設立し、少女への性的暴力を大目に見るという固定観念に異議を唱えている。これらの少年ネットワークは活発にメディアと関わって自分たちの努力について話し、少女への性的暴力を終わらせることについて12以上のラジオ番組を開発している。トリニダード・トバゴでは、ジェンダーと開発研究機関が性的暴力や児童虐待、HIV/エイズへの対応における執拗な格差と取り組み、性暴力被害者である少女たちのHIV感染に関する非常に重要なデータを集めている。トリニダード・トバゴ全土で400以上の小・中学校の生徒が関わっている「ユース・フレンドリー・ワークショップ」は、HIVの点から児童の性的虐待、近親姦や含意について極めて重大な情報を提供している。2011年、助成金受領団体の介入と政策報告は、国民と社会開発省により、児童の性的虐待と近親姦に関する政策を修正して改良する、政府

の努力の一部として、国レベルで採用された。

13. ボスニア・ヘルツェゴヴィナやペルーといった国々の国連信託基金の助成金受領団体は、多様で重なり合う形の差別に直面している女性や女兒をエンパワーするために戦略を使い、暴力を助長する根深い不平等と全面的に取り組むプログラムを実施している。ボスニア・ヘルツェゴヴィナでは「万人のための権利」が、ロマ女性が司法にアクセスでき、意思決定プロセスに影響を与えられるよう能力形成をしており、100人近くの暴力被害者に弁護士補佐の支援を与え、12人のロマの女性指導者集団を育てることにより、それを行っている。この国連信託基金の助成金受領団体は、ボスニア・ヘルツェゴヴィナで初めて、社会におけるロマ女性の地位について国家機関との対話をもたらすのを助けた。ペルーでは *Asociación de Comunicadores Sociales Calandria* が、先住民族とアフリカ系子孫の若者たちに反暴力運動で指導者となれるよう訓練しており、ピウラ市で若者の権利のための行動計画を実施する時に、地方と地域の政府に直接関わられるようエンパワーしている。この助成金受領団体はその取り組みの中で、先住民族地域にいる90人近くの公務員と関わっており、受領団体が作り上げた暴力防止のユニークな異文化間モデルが、地方レベルで系統的に統合されるのを保証している。そこではモデルは地域社会の人々の日々の生活に最大のインパクトを与えるだろう。

被害者のための支援サービスへのアクセスの拡大

14. 国連信託基金は、暴力被害者の相互に関連したニーズと取り組む、調整された、全体的で多分野にわたる対応を支援しているが、これには保健、心理社会的支援、法的代理、雇用、訓練の機会などが含まれる。

15. あらゆる地域で、国連信託基金は極めて重要なサービスの提供を通し、思春期の少女のエンパワーメントと保護的資産の形成を中心とした企画を支援している。タジキスタンでは「子供の権利センター」が、性的搾取や早婚、人身取引などの被害を受けた、あるいはその危険がある10歳から18歳までの少女向けサービスの支援に於ける、重大なギャップを埋めている。既存の児童保護制度の能力を拡大する努力の中で、助成金受領団体はタジキスタン全土の地方地区で、10の地域NGOのリファーマル(照会)ネットワークを構築した。わずか3カ月で330人以上の少女が支援を受

け、この目標集団へのサービス提供は劇的な増加を示した。ボリヴィアでは *Asociación Cuna* が、同国で最も犯罪が多発する都市の路上で暮らす思春期の少女たちを対象に、暴力防止、介入、再統合、エンパワーメントといったサービスの、車で移動するユニークな24時間プログラムを実験的に試みている。危険にさらされた少女たちの権利を擁護する、エル・アルト市にある16の政府及び非政府機関ネットワークの一部として活動し、この助成金受領団体はボリヴィア議会に対し、最も脆弱な人々への暴力防止を目的とした法案を数多く起草し提出してきた。

16. 国連信託基金からの助成金を通し、カンボディア、ネパール、ウガンダでは、「酸被害者信託インターナショナル」が酸による火傷という女性への暴力を終わらせるため、包括的な戦略を実施している。被害者のリハビリ・サービスへのアクセスを向上させるため、地方の実施パートナーが酸やその他の暴力による火傷の事件を追跡する、ユニークな中央データベースを開発してきた。これで原因や怪我の程度、起こった地域、被害者の年齢を特定できる。

17. 紛争、紛争後あるいは不安定な状況に暮らす暴力被害者へのサービス提供は、一連の複雑な問題を呈し、創造的な介入を必要とする。シエラレオネでは国連信託基金の支援を受け、「社会活動国内委員会」が特に性暴力被害者を対象とした、同国始まって以来の賠償イニシヤティヴの一つを実施している。この企画は紛争中の、ジェンダーに特定された犯罪の説明責任を押し進め、紛争後の、ジェンダーに配慮した賠償のモデルとして役立っている。リベリアでは、アクションエイドが、地域社会と国レベルで、リヴァージ郡とグランドゲデ郡で防止にあたる人達の取り組みの調整を強化し、女性と女兒への暴力の事例に関する共同支援の奨励、監視、フォローアップの助けとなってきた。

実施のための予算・政策公約の確保

18. 国連信託基金は、女性への暴力に対処する法律と政策の実施における、重大なギャップを埋める企画を支援している。これは政治的アドヴォカシーへの標準化されたデータ収集から、法律の実施や施行に責任がある、政府の役人とその他関係者の能力開発にまで及んでいる。

19. 国連信託基金の助成金受領団体の殆どすべてが、女性への暴力根絶の法律や政策、行動計画

の実施を仕事とする人々の、制度的、専門的能力を強化するために活動している。スリナムでは、「女性の権利のための Ilse Henar 財団」が政府や民間セクター、労働組合などと共に職場での性的嫌がらせに対処するモデルを実験的に試みている。助成金受領団体であるこの財団は、この種では初めての行動規定を開発し、首都地域にある 10 社で実施されている。民間セクターによる対応が非常に良好なため、数社が、実施過程の一部で組織されたセクハラ意識啓発セッションに、全従業員を強制的に出席させている。助成金受領団体の努力はまた波及効果をも生み出し、スリナム航空労働組合の組合員をエンパワーして、組合の団体交渉文書に、職場でのセクハラに関する予防手段についての条項が盛り込まれるようになった。

20. 助成金受領団体はまた、政府の主要な担当者が女性への暴力と HIV/エイズとの関連に関する理解を深めるため、またこれら二つの世界的流行病と取り組む能力を形成するためにも活動している。例えばドミニカ共和国では、Colectiva Mujer y Salud が国境の 5 つの州で、HIV 予防とジェンダーに基づく暴力防止に関して一般大衆の意識を啓発するため、また両者の問題を管理する地方当局の能力形成のために活動している。HIV/エイズ法の見直しのための国内委員会に積極的に参加することにより、その助成金受領団体は、同法の現在の改定に情報を与える手助けも行い、女性への暴力と HIV/エイズとの関連を、同法が明白に認めることを保証している。

21. 基金のその他の助成金受領団体は、裁判制度の強化と被害者の裁判へのアクセス向上を通して、女性への暴力に対処する法律の施行を重点的に扱っている。国際女性裁判官協会はザンビア女性裁判官協会と手を組み、ザンビアの農山村にいる 80 人以上の下級判事と 30 人の裁判官に、女性と子供の権利や被害者に優しい法廷の作り方を訓練してきた。その訓練講習会は、下級判事や裁判官、法医学医師、その他法律施行職員の間、なくてはならぬ「フィードバックの輪」の成立という結果をもたらした。これらの輪は、役人たちが子供の目撃証言をよりよく評価する、児童の性的暴行の事例で確証の問題を理解する、加害者の有罪判決にはどんな証拠が必要かを決定する、被害者のニーズにもっと配慮するなどの際に、極めて重要な助けとなってきた。

IV. 知識を生み、能力を開発する

22. 国連信託基金は、知識というものは分かち合

い、直接受益者に届いて、暴力から我が身を守る機会を拡大する時に最も意味がある、と認識している。基金はフィードバックのギャップに橋をかけ、科学技術と女性や子供の個々のニーズとを結び付けることで、知識の独占を打ち壊している。一例を挙げると、国連信託基金は「人権の医師」が、中央及び東アフリカ 5 カ国にいる法医学専門家に対し、携帯電話のアプリケーションを開発、試用、導入する努力を支援している。これにより、遠隔地にいる保健専門家は性暴力の法医学的証拠写真を撮ることができ、都会の密集地にある病院や法廷、警察署に携帯メールで映像を安全に送れるだろう。このような取り組みはレイプの告発がうまくいくのを確実にし、これらの犯罪が刑罰を免れることに終止符を打つのに、極めて重要である。

23. 同様に「都市女性インターナショナル」は、ラテンアメリカ、アフリカ、東欧、南アジアにある 4 つの市全体で、公共の場でのジェンダー排斥を特定し、その地図を作成している。地理情報システム(GIS)を応用することで、この基金助成金受領者は公共のスペース使用と使用者の両方の地図を作り、標的とする市にいる女性の、安全性の状態に関するデータを収集することができる。この企画は既に印象深い結果を得た。例えば、タンザニア連合共和国にある「都市女性インターナショナル・プログラム」が後援した、警察の不在は首都の安全性の点で女性の体験に否定的な影響があると分かった研究は、新しい警察署建設のために、民間セクターの資金動員をもたらした。この企画が 4 大陸の 4 市で行われると、異文化間の学習、並びに都市における女性の権利の否定を引き起こす要因についてのグローバルな知識の拡大によって、かつてなかったような機会を与えることになる。

24. 女性を守る制度やツールを創り、それを暴力の被害者や被害を受ける危険がある女性と分かち合う助成金受領団体が増えてきている。グアテマラでは「人口協議会」が、「安全避難(safescape)」させる農山漁村の先住民族社会のために、この種で初めてのジェンダーに基づく暴力防止企画を実施している。これには、基礎分析と状況分析を与えるだけでなく、少女たちの安全認識の変化を追跡するために、地域社会の安全地図作成の技法を使う。この計画は、目標とする場所に住む思春期の少女たちに全地球測位システム(GPS)装置を提供し、自分たちが安全だと思ふ場所や危険だと思ふ場所を付記した、コミュニティ(全ての世帯、建物、経路)の地図を作成出来るようにした。こ

の企画は少女たちのエンパワーも行き、コミュニティの指導者達と地図を共有して、彼女らの関心を目に見える形にしている。

25. 国連信託基金の助成金受領団体は、女性への暴力と取り組む際に、知識と厳しい評価の2点で重大なギャップを埋めている。例えばケニアで新しく助成金受領団体になった「リヴァプールVCT、ケアと治療」は、全国的な、ジェンダーに基づく暴力指標を開発し、性犯罪法の施行に関する、セクターを横断したデータを収集する予定である。インドとバングラデシュではFair Wear財団が、織物輸出工場における女性への嫌がらせと暴力根絶の活動をしているが、この時、国際労働団体に基づいた、組織が持つ既存の立証監査技法を用いて、10の工場で監査を行っている。

26. 2011年、国連信託基金は、効果的な監視と評価を行うため、また知識の習得と普及を目指して基金の全過程を改良するために、助成金受領団体の能力を開発すべく、取り組みと投資を強化した。国連信託基金が助成金受領団体に技術的なフィードバックを提供するが、これは提案開発段階から始まり、助成金受領団体の監視と評価計画の開発や実施を、支援と共に継続していくものである。数年以前からと同様に、2011年、第16回助成金サイクルのための提案の呼びかけで、応募団体は要請する助成金の10%を評価にあて、さらに2~5%を監視に使うようにと勧告した。2011年国連信託基金事務局はUN-Women小区域事務所にある、基金のための中心点による定期的監視に加え、7か国にいる13の助成金受領団体の所へ監視のための訪問をした。これらの実地調査にはボスニア・ヘルツェゴヴィナ、カンボディア、中国、グアテマラ、インドネシア、リベリア、タイなどにいる助成金受領団体や関係者との会合が含まれた。

27. 助成金受領団体がプログラムを立案し実施する能力と、女性への暴力を終わらせるには何が有効かについての知識とのギャップを埋めることは、国連信託基金のマנדートの中心をなすものであり、これは2008-2011年の監視、評価、及び知識管理の枠組みに記述されている通りである。2011年、国連信託基金は、先頃助成金を交付された助成金受領団体に対し、証拠に基づくプログラム計画や監視、評価についての能力開発訓練を制度化した。基金はバンコックとニューヨークで、新顔と現在の助成金受領団体を対象に、2つのスキル形成ワークショップを開き、合計18の組織に

届いた¹¹²。例年のスキル形成ワークショップの開催に加え、国連信託基金は3日間のワークショップを組織して、女性への暴力とHIVの介入に取り組む活動をしている、新顔の助成金受領団体の特定の監視と評価のニーズを満たすよう適合させた。ワークショップのお陰で助成金受領団体は以下の事柄ができた。計画の共通の成果を特定すること；助成金受領団体間のコミュニケーションと協働のシステムを開発すること；HIV/エイズや女性への暴力関連のツール、資源、情報を分かち合うことなどである。助成金受領団体は基金の能力開発訓練に非常に熱心に応え、自分たちの既存のプログラムに、証拠に基づく調査、監視、評価のツールを組み込み始めた。

28. 2011年、戦略ビジョンで提示されているように評価と知識とのギャップをさらに狭めるため、国連信託基金は、女性への暴力の分野における全ての成果を地図にする研究を委嘱した。これは助成金交付サイクル10より14から助成金受領団体により影響を受けていたものである。専門家チームは、73か国で計画を実施している合計80の助成金受領団体から、成果を「刈り取った」。この成果地図作成過程は、投資が最も効果的だと分かる場所はどこか、その分野で基金が最良の実践を進められる方法は何か、についての知識(傾向、型、ギャップに関して)を生み出す空前の機会を与えた。これは成果地図作成技法が、女性と女兒への暴力に関連する成果の分析に特定して使われた最初である。調査によると、国連信託基金の影響の集中度は、いくつかの地域では高くなかったものの、地域を横断し、また目的や優先事項を横断して広がっていた。調査から、基金が女性と女兒への暴力に対処するための助成金の、正しいタイプやアプローチを支援していると分かった。成果は、基金が地方や州、国レベルで組織や政府の支援を続けるべきであることを示しており、革新的で有効だと分かっている方法、戦略、モデルを用いるべきだと示している。報告書は2011年末、公に手に入るようになった¹¹³。

¹¹² 主としてアジア太平洋・アラブ諸国地域からの助成金受領団体のために、2011年5月2-6日に、5日間の地域ワークショップがバンコックで開催された。10の助成金受領団体と国連国別チームの代表を含め、34名以上の参加者があった。基金は、ニューヨークで、2011年9月7-9日にHIVと女性に対する暴力に関する3日間の実施前ワークショップを開催し、UN-Women小地域フォーカル・ポイントと女性に対する暴力とHIVの重なり合いに関する様々な国際専門家に加え、8つの助成金受領団体から39名の参加者がかかわった。

¹¹³ 完成した成果地図作成報告書は、<http://www.unwomen.org/Publications/mapping-of-grantees-outcomes-the-united-trust-fund-to-end-violence-against-women-2006-mid-2011/>より利用可能。

29. 女性への暴力に関する公的な約束の場を広げる努力をして、国連信託基金は、多くの危険地帯でプログラム作成をしている助成金受領団体の可視性が増すような、一連のコミュニケーション製品、ソーシャル・メディア、短編映画などに投資した。2011年、基金は、カンボディア、グアテマラ、リベリアで助成金受領団体の介入から利益を得ている女性と地域社会の人々の、ビデオによる証しを作成した。そのビデオは、女性と女兒の暴力被害者の話を伝え、それら人権侵害に対して行動を起こしている闘士の横顔を描く、基金のマルチメディア・ライブラリーにとって大切な追加を構成するものとなるだろう。説得力のある短編ビデオや写真文庫、物語などは、国連信託基金にとって重要なアドヴォカシー、意識啓発、及び資金動員のツールであると証明されてきた。

V. 新しいパートナーシップ、主体性、拡大された公約を築く

30. 国連信託基金は国連のパートナーシップの上に築かれ、国連システムを横断して基金の主体性を高めるために活動している。これら相乗作用を強化する鍵となる基盤は機関間プログラム諮問委員会であり、世界的及び小地域的レベルの国連機関で構成されている。この機関は国連信託基金に対し、戦略上の決定や助成金交付問題について助言する。特に、小地域機関間プログラム諮問委員会は、既存の国連の取り組みと、国内の優先事項との連結の設立が出来るようにしている。この分権的で幅広い参加型の構造は、資金配分と様々な国や地域の能力やニーズにぴったり合致することを保証し、それにより国内の優先事項と状況への、基金の全体的関連性を推し進めている。

31. 2011年、世界的及び小地域的レベルで参加している国連機関には、平和維持活動局(DPKO)、アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)、ラテンアメリカ・カリブ海経済委員会(ECLAC)、国際労働機関(ILO)、国連人道問題調整部(OCHA)、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)、国連共同エイズ計画(UNAIDS)の女性とエイズに関する世界連合、UN-Women、国連児童基金(ユニセフ)、国連開発計画(UNDP)、世界保健機関(WHO)、国連教育科学文化機関(ユネスコ)、国連人間居住計画(HABITAT)、戦闘における性暴力反対国連行動委員会、近東のパレスチナ難民国連救済事業機関(UNRWA)、国連薬物犯罪事務所(UNODC)、及び国連人口基金(UNFPA)がある。プログラム諮問委

員会は世界的および小地域的レベルで合計4回の会合を開き、2010-2015年間の国連信託基金の戦略計画を作るのに極めて重要な専門知識とガイダンスを提供した。2011年にはプログラム諮問委員会の会合が、16カ国で、世界的および小地域的なレベルで合計18回開かれた。

32. 国連信託基金は、女性のエンパワーメントに重点を置く一連の財団や基金と親密な協働を続け、被害者のための信託基金と初めて提携している。この信託基金は、法廷が命じる賠償を実施し、被害者とその家族に物質的な援助と心理社会的支援を提供するために、国際刑事裁判所規定のもとに設立された。この関係は、女性への紛争関連の暴力に対処するために活発に活動している、国連信託基金の助成金受領団体から、最良の実践例についての経験と知識を分かち合う場を提供するだろう。又、国連信託基金が紛争、紛争後あるいは過渡期の状況にいる女性と女兒に対する暴力への対処に関して、新しい「特別焦点分野」を運用する時に役立つだろう。

33. 国連信託基金はさまざまな国連機構のマンデートの支援を継続しているが、その中には国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)や、人権理事会が設立した処理機構が含まれる。OHCHRの各国事務所は、あらゆる段階の企画実施に人権の視点が効果的に組み込まれるのを保証するため、現地の助成金受領団体と密接な活動をするつもりでいる。さらに基金恒例の提案への呼びかけは、女性への暴力を終わらせるための勧告の実施における、深刻なギャップと取り組む活動をしている組織に提案を懇請している。この勧告は女性への暴力やその原因と結果に関して特別報告者が作成したものである。基金は、女性と武力紛争についての新しい特別焦点分野を開発する間、「紛争地における性暴力に関する国連事務総長特別代表事務所」に積極的に関与していた。この新しい助成金受領団体集団が計画の実施を始めるので、同事務所への関与は今後も続く。紛争、紛争後および過渡期の状況にいる女性への暴力に対処するプログラムに対し助成金を交付することで、国連信託基金は国連事務総長の「団結しよう」というキャンペーンへの支持も目的としており、それを5つの主要な成果の1つ：紛争、及び紛争後の状況における性暴力への取り組み、を目標にして行っている。

34. 国連信託基金の戦略計画は、基金の長期的な持続可能性のために、資金とパートナーシップをてこ入れする目的で、公共部門と民間セクターを横断した広範囲な救済活動に力点を置いている。

その精神で、国連信託基金は2011年、いくつかの高官行事を主催した。11月、国連事務総長の「団結しよう」というキャンペーンが主催した、女性に対する暴力撤廃国際デーの祝賀イベントで基金は15周年を祝った。このイベントのテーマの中心は、女性と女兒への暴力に向けた取り組みにおける若者の役割であった。この分野への国連信託基金の投資を紹介して、レバノンとグアテマラのパートナー組織の代表が、自分たちの活動を発表した。またこのイベントで、国連事務総長は16回目の提案の呼びかけを行った。UN-Womenの事務局長事務所と協働して、国連信託基金は2011年12月、加盟国と民間セクターの支援者に成果地図報告の調査結果を発表した。基金への寄付を継続するだけでなく、増額を促すためである。

35. 2011年、国連信託基金は、「団結しよう」というキャンペーンの一部として国連事務総長の挑戦に応え、2015年には助成金交付に1億ドル支給できるよう集めるため、資金調達戦略を開発し、実施を開始した。第15回助成金交付サイクルを完了させる、2011年に与えられた助成金では、国連信託基金はスペイン（寄付国第1位）、オーストラリア、オーストリア、フィンランド、アイスランド、リヒテンシュタイン、オランダ、スイス、アメリカ合衆国などの政府の寛大な支援の恩恵を受けた。2011年、ドイツ政府は、国連信託基金史上初めての多年度にわたる寄付を行った。

36. 女性と女兒への暴力を終わらせるには民間セクターが極めて重要な役割を果たすと認識して、国連信託基金は、パートナー組織の活動に興味を抱く会社との提携を拡大している。2011年、ジョンソン&ジョンソン社は民間セクターの筆頭パートナーの地位を維持した。同社はHIV/エイズと女性への暴力の介入についての、知識と学びを支持するように設計されたパートナーシップを支援しており、特に助成金受領団体の能力形成に力点を置いている。さらにMAC AIDS基金は、新しい、女性に対するHIV/暴力助成金受領団体集団向けの、能力形成ワークショップを支援するため国連信託基金に初めて寄付をした。国連連邦クレジット・ユニオンは、2011年12月、国連信託基金のために第2回資金調達イベントを主催した。国連信託基金の民間セクター支援団体の一つである同クレジット・ユニオンは、寄付金負担を折半するという課題を始めることで支援団体として関わり、収益は全て助成金受領団体のプログラムに入るようにしてある。非営利団体のズンタ・インターナショナルは、7年連続して国連信託基金に寄付をしている。国連信託基金はアイスランド、日本、英国、カナダのUN-Women国内委員会から

も支援を受けており、さらに個人からの寄付もある。

VI. 2011年助成金交付サイクル

37. 国連信託基金の助成金は毎年公開され、競争による、透明な過程の中で交付され、その過程は良質のプログラム作成と、助成金受領団体選考の厳しさを保証している。提案の呼びかけは、特に排斥され不利な立場にある集団に届くことを中心に置いた、全体論的なイニシアティブを求めており、それは多様なニーズに合わせた手法を通してなされる。優先権は、多分野にわたる対処法やさまざまな関係者間の協働、資金の利用を最大限に生かすには何が有効かについての証拠、知識を生み出し分かち合うことを目的とした、組織的で包括的な文書化と評価への投資、などを強調した応募に与えられる。助成金交付の過程を通して、国連信託基金は地域レベルに、グローバルな専門知識と資金を送っているが、そこはそれらを最も必要としている場所である。基金は、持続可能性を育てる、国家の能力の開発を強調する一方、成功したイニシアティブを拡大する可能性も強調している。

申請の分析

38. 2011年には合計2,572の草案を受け取り、請求額は合計12億ドルになった。これを2010年と比較すると、受け取った草案数の合計は1,643、請求額は合計857万ドルで、たった1年間で、申請数で56%、基金の請求額で38%の増加を示している。2011年、草案数の最多と融資請求の最高額はアフリカで(35%)、ラテンアメリカとカリブ海(29%)、アジア太平洋(21%)がそれに続いた。中・東欧と独立国家共同体、アラブ諸国、それに地域横断的なプログラムは、基金請求額がそれぞれ6%、5%、2%であった。あらゆる地域で、草案が一番多く来たのは、女性の組織とその他NGOからで(86%)、政府機関(6%)、国連国別チーム(2%)がそれに続いた。

支給された助成金

39. 2011年、国連信託基金は34カ国の22のイニシアティブに対し、助成金として新しく1,710万ドルを支給した。アフリカが基金の最高額を与えられ(40%)、アジア太平洋(25%)、ラテンアメリカとカリブ海(19%)、アラブ諸国(6%)、中・東欧と独立国家共同体(5%)がそれに続いた。国連信託基金による助成金全体の5%が、地域横断的な企画に

与えられた。イラクと南スーダンの組織に、初めて資金が供与された。新しい助成金受領団体の大半が女性の組織とその他の非政府機関で(81%), それに続いたのが政府機関(14%)と国連国別チーム(5%)であった。第15回助成金交付サイクルで支給された助成金は600万の受益者に届くと予想され、そのうち、およそ400万が第一次受益者、200万が第二次受益者である。

新しい助成金の重要点

40. 新しい助成金受領団体は国連信託基金が支援する、主題となる優先事項の分野で活動を続けており、基金の過去の助成金受領団体と手を組んで、その業績の上にさらに積み重ねる受領団体もあれば、その分野の新しい対処法や学習のロードマップを作製する受領団体者もある。以下はその例である：

(a)女性にとって安全な公共スペースと職場環境を作ることは、2つの助成金受領団体の優先事項である。ペルーでは、初の女性市長が率いるリマ市の地方自治体政府が、効果的なジェンダー予算と連結した計画を通して、同市から差別と暴力を排除するために活動する予定であるが、その計画は、ジェンダーに基づく暴力に対する市の対処が国内及び国際的な基準と一致し、適切な融資を受けることを確保するのが目的である。市の保健と司法の役人は虐待の被害者を支援する訓練を受け、男性の加害者は変える力のある訓練を通して、さらなる暴力防止と関わることになる。Fair Wear 財団は、職場での暴力と取り組む制度を作る予定だが、バングラデシュとインドにある衣料工場とそこの従業員と共に活動するだけでなく、そこに海外調達しているヨーロッパの会社とも初めて関わる予定である。

(b)地域横断的なプログラム「目的のあるポップカルチャー：社会変革のための教育的エンターテインメントに関するグローバルな提携」は、以前、国連信託基金が支援していた2つの助成金受領団体、「現状打破」(インド)と Puntos de Encuentro(ニカラグア)が行っていたイニシアティブの規模拡大を予定している。さらに、以前のパートナーの経験や知識、専門知識を活用し、プログラムの資源組織として取り込みながら、他の12か国でそのイニシアティブを実施する予定である。その計画は、積極的で地方に特化した内容を持つ革新的なマスコミを通し、女性への暴力は正常で避けられないという考えへの挑戦となるだろう。

(c)新しい7つの助成金受領団体は女性への暴力と HIV/エイズの介入に対処し、インド、ケニア、レソト、マラウィ、ルワンダ、シエラレオネ、南アフリカ、ウクライナで極めて重要な企画を実施する、第二集団を形成するだろう。2011年、国連信託基金はこれら取り組みの支援に620万ドルを支給した。ジョンソン&ジョンソン社と国連信託基金が以前に合同で行った、集団イニシアティブから学んだ教訓を拡大しながら、これらの組織は、女性への暴力と HIV/エイズという2つの世界的流行病に取り組むには何が有効かに関する証拠の基盤を築き続けるだろう。一例を挙げるとマラウィでは、「HIVとエイズ感染女性連合」が、暴力の事例で女性たちが弁護士補佐として役に立てるように訓練したり、夫婦間のレイプを有罪とするようコミュニティを動員したり、HIVに感染した女性に対する既存の支援の拡大を目的としたプログラムを試験的に行う予定である。同様に、「公衆衛生ウクライナ財団」は、現在、国から除外されたり軽んじられたりしている被害者に対し、質の高い保健と法的サービスを提供するだろう。これには路上生活の女性や HIV/エイズに感染した女性が含まれる。

(d)2011年、国連信託基金は紛争および紛争後の状況における、5つの新しいプロジェクトを支援し、これら重要なイニシアティブに400万ドル近くを支給し、イラクと南スーダンのプロジェクトに初めて助成金を交付した。新しく独立した南スーダンでは、レイプ被害者の臨床面の管理に対するガイドラインの開発と、暴力事件に関する時宜を得たデータ収集のための安全な情報管理システムで、「アメリカ難民委員会」が政府の手助けをする予定である。国連信託基金の支援を受け、現在、国際刑事裁判所がレイプを戦争犯罪として調査している東および中央アフリカ5か国で、「人権の医者」が法医学専門家を訓練する予定であり、これは機能的な法医学制度の開発を目的としている。シエラレオネでは「国際救済委員会」が、試験的に試みている移動法律クリニックを通しての暴力被害者に対する司法へのアクセスや、司法の役人に対する訓練、地域社会の動員などを確保する。カンボディアでは、カンボディア裁判所にある臨時議会の被害者支援部門が、被害者をエンパワーして訴訟手続きに積極的に関わらせることで、強制結婚やその他のジェンダーに基づく、クメール・ルージュのもとで犯された犯罪の告発が確実にうまくいくようにして行く。イラクでは「国際医療団」が、主要な省庁を支援し、マルチメディアのアウトリーチを通して、ジェンダーに基づく

暴力についての意識を啓発し、被害者が重要な保健および司法のサービスにアクセスできるよう手助けする予定である。

VII. 将来に向けての道

41. 16年目に入り、国連信託基金は、最大の影響力を発揮して目標とする成果を達成するような、質の高い、証拠に基づくプログラムを支援し続ける。「ビジョン 2015」で述べられた戦略方針に従い、基金は女性への暴力を終わらせるには何が有効か、についての知識の収集と普及に向けて、プロセスを強化して行く。横断的な学習の促進を目指して、国連信託基金は、同じような戦略や介入を使い、助成金受領者を結ぶ多様な場を創造して行く。

42. 恒例の提案の呼びかけを通し、国連信託基金は、女性への暴力に対処する国および地方の法律、政策、行動計画などの、実施に関するギャップを狭めることを目指した計画に対し、助成金の支給を続けて行く。しかしながら、特別融資のカテゴリーを段階的に開始することを見越している、国連信託基金の戦略計画をさらに前進させるため、2011年度の提案の呼びかけには、紛争、紛争後および過渡期の社会にいる女性に対する暴力への対処に関する、特別焦点分野が含まれていた。基金はこの特別で主題となる焦点分野を、多様な関係者の歴史的流動化を利用する機会として使うことを意図しており、女性と女兒に対する紛争関連の暴力に対処する集団行動として利用する。この特別焦点分野を通し、国連信託基金は女性や女兒の紛争後のニーズに対する、融資の深刻なギャップを埋めるだけでなく、その問題の持続した見えやすさを提示するだろう。新しい焦点分野のおかげで国連信託基金はまた、紛争や紛争後の脆弱な再建状況で経験を積んだパートナーの、拡大して活気に満ちたネットワークを形成できるだろうし、女性や女兒への暴力を終わらせるのを助けるために、資金と能力基盤をその状況に貯めておけるだろう。その上、特別焦点分野は、国連事務総長の「団結しよう」というキャンペーンへの支持を推進して行くし、それはキャンペーンの5つの主要な成果の一つ：紛争および紛争後の状況における性暴力に対処する、を目標にすることによってなされるだろう。国連信託基金はまた、「紛争地における性暴力に関する国連事務総長特別代表」と、「紛争地における性暴力に反対する国連行動」の、政策と調整作業を補足して行く。これは、この問題に取り組む活動をしている組織や機関への資金

提供を通し、現場で既存の仕組みを強化することにより行う。この新しい助成金受領団体集団が2012年に計画を実施し始めるので、国連信託基金は、平和維持活動局を含む国連機関と共に現場で相乗作用を生みだしながら、非常時に働く既存の機関間ネットワークを活用して行く。

43. 投資が最も効果的だとわかるのは何処かを決定するための、継続中の努力の一部として、国連信託基金は、成果地図作成プロセスと支えているデータベースから結果を引き出し続けて行く。2012年、基金は、直接支援している防止プログラムの「相乗効果」に関するデータ集めを、組織的に行って行く。それらの取り組みが、女性と女兒への暴力防止を超えた結果にどのように繋がるのか、つまり、女性へのより良いサービスに於いて、態度や規範、行動の変化が質と量の点でどのような結果になるのかを分析するためである。この分野における報告書の調査結果を見て、国連信託基金は、助成金受領者を横断した第一次防止への、より標準化した取り組みを開発する道を探っていく。

44. 女性と HIV/エイズに対する暴力の介入に対処している助成金受領団体の見地から、国連信託基金はパートナーに対し、計画実施期間、ずっと特殊技術援助を提供し続ける。標準的な成果を確立し、基線を設け、構成要素として監視と評価を彼らのプログラムに組み込むためである。2012年、この分野で活動する助成金受領団体の第一集団から学んだ教訓に関して、一つの論文が発行される。この最先端の学習イニシアティブから出てきた将来性のある実践例を抜き出すのが目的である。基金は学んだ教訓の文書化だけでなく、さらに大切なこととして、これら2つの世界的流行病と取り組む際に、証明済みの対処法と最良の実践例を融資の優先事項として拡大する考えである。国連信託基金が成熟するにつれ、プログラムを横断して規模を拡大する価値がある、特定のモデルや取り組みの発見に力を入れて行くことになる。

45. 現在、地理情報システムから携帯電話のアプリケーションに至るまでの科学技術を、女性と女兒への暴力防止のツールとして使用している助成金受領団体の数を考え、国連信託基金は2012年、これらパートナーと国内外の科学技術会社とを結ぶことにしている。目標とする国で、これら地方の努力を地方自治体や地区を横断して、どのように規模拡大し組み込めるかについて、対話を始めるのが目的である。

46. 2012年、国連信託基金は、助成金受領者の結果をより効果的につかんで追跡し、彼らが世界中のユーザーにもっとアクセスできるよう、最先端のオンラインによる助成金管理システムを開始する。このシステムのおかげで、ニューヨークにある国連信託基金事務所と UN-Women の小区域事務所にある中心点との間で、情報の流れがさらに良くなる。その上、基金の監視や評価計画の、より効果的な実施が可能になる。助成金管理システムには、結果に基づいた報告や助成金全体の分析を促進し、リスクを特定して管理し、得た結果や含まれる資金の面から進行を監視するための、オンライン・データベースが含まれる予定である。

(福島 有子 訳)

婦人の地位委員会議長宛て 2011年11月21日付け 経済社会理事会議長よりの書簡 (E/CN.6/2012/14)

2011年7月の経済社会理事会のこの本セッションは、教育に関連する開発目標を推進する必要性を強調する手助けとなった。教育へのアクセスを含めた問題に関するコンセンサスを推進し、教育の伝授及び学習成果を改善し、成果と質を改善するために教育資源を利用することにより、理事会は、改善された世界の教育を推進するいくつかの機会のために道を開いた。これは前進への大きな一歩であり、数多くの教育課題の核心を突いたものである。

理事会は、教育のアクセスと改善に関する地域行動計画の開発につながる多くのフォローアップ行動のための場を設けている。教育の世界基金の設立に対しては、強力な支持が表明された。これは、確かに、世界的に重要な問題に関してこれほど多くの多様な支持基盤をまとめること通してミレニアム開発目標の達成に向けた勢いを生み、問題の革新的解決策を奨励する際に、理事会の可能性を実現する手助けになる。

理事会は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する2010年の閣僚宣言及び開発のための資金調達国際会議の国連システムによるフォローアップも見直した。討議は、国連システムの役割とG20への関連性に関するよりよい世界経済ガヴァナンスに対する要求を強調した。

理事会は、その事業活動セグメント中に、総会の

2012年の4年に1度の包括的政策見直し、国連駐在コーディネーター・システムを強化する際の進歩を見直し、何が核心となる資金の「臨界質量」なるのかについての定義を通して、基金と計画の資金提供構造を強化する方法について戦略化するであろうとの期待を述べた。

理事会は南スーダンの問題やアフリカの角における現在の緊急事態を含め、話題となっている問題に速やかに反応するその能力も示した。理事会は、アクセスと人道原則の重要性、集団の調整、説明責任を再確認する決議を採択した。

最後に、平和構築委員会と合同で開催された南スーダンに関する非公式行事は、そのような状況に対処する際の理事会の役割の可能性を示した。理事会は、国連システムのこの国への支援が統合され、調整されたものであることを保障する特別な責任に鑑みて、この新しい国の発展とミレニアム開発目標達成に向けたその進歩を継続して監視する。

もし必要ならば、本書簡とその付録が、検討と行動のために貴機能委員会にご注意いただければ大変有り難く思い、この点で、貴委員会の継続したご支援と協働に対して感謝申し上げます。

(署名) Lazarous Kapambwe

付録

関連国連機関による行動を要請する 2011年の経済社会理事会決定

婦人の地位委員会にフォローアップを求める決議

2011/18: パレスチナ女性の状況と支援

閣僚宣言とすべての関連国連機関の行動を要請する決議

教育に関する国際的に合意された目標と公約の実施に関する閣僚宣言(A/66/3、第III章E)

2011/5: ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国際的に合意された目標と公約を実施する際の国連システムの役割

2011/6: 国連システムのすべての政策とプログラムへのジェンダーの視点の主流化

2011/7: 国連システムの開発のための事業活動の3

年に1度の包括的政策見直しに関する総会決議
62/208の実施における進歩

2011/8: 国連緊急人道支援の調整の強化

2011/9: 2011-2020年の10年間の後発開発途上国の
行動計画

2011/10: イタリア, トリノ, 国連システム職員専門学校

2011/19: 国連合同エイズ計画(UNAIDS)

2011/25: 危険物品の輸送, 化学物質の分類とレッテル
貼りの世界的に調和したシステムに関する専門家
委員会の作業

2011/40: 国連に関係する専門機関と国際機関による
非自治領土への支援

2011/43: 南スーダンへの支援

(本間 美智子 訳)

**ミレニアム開発目標達成のための
あらゆるレベルでの包括的で
持続可能な公正な経済成長の状況
での貧困根絶のための生産能力,
雇用, ディーセント・ワークの推進
(E/CN.6/2012/15)**

2011年12月19日

事務局メモ

1. 2002年以来, 経済社会理事会は, その合意結論
2002/1(A/57/3/Rev.1, 第V章, セクションA, パラ9)
のパラグラフ13に従って, その機能委員会に, その作
業領域に関連するように, 理事会の調整セグメントと
高官セグメントの全体的テーマにインプットを提供す
るよう勧めた。総会は, その決議61/6で, 経済, 社会,
関連分野の主要国連会議の成果の実施とフォローア
ップにおけるシステム全体の調整のための中心的メカ
ニズムとして, その役割を強化するための理事会の新しい
作業方法を採用した。新しい作業方法の枠組み
内で, 総会は, 高官セグメントの一部として, 理事会が

年次閣僚級の実体的見直しを開催することを決定し,
この見直しに貢献するよう機能委員会に要請するよう
理事会に求めた。理事会は, 2008年の会期で, それ
ぞれのマンデートに従って年次閣僚見直しに貢献す
るようその機能委員会に要請した(理事会決議
2008/29, パラ8を参照)。

2. 2012年の理事会の年次閣僚見直しのテーマは,
「ミレニアム開発目標達成のためのあらゆるレベルで
の包括的で, 持続可能で, 公正な経済成長の状況で,
貧困撲滅のために生産能力, 雇用, ディーセント・ワ
ークの推進」となる。

3. 本メモは, 見直しのテーマに関連し, 理事会の
2012年会期の高官セグメントへの委員会のインプット
として役立つ婦人の地位委員会の最近及び継続中
の作業を強調するために, 事務局によって準備され
たものである。この点で, 見直しのテーマの主要な側
面に関連する女性の状況に関する委員会の決議, 合
意結論並びにその討論の概要が, ジェンダーの視点
に関する理事会の審議と成果を強化することに貢献
できよう。

4. 第56回委員会の優先テーマは, 「農山漁村女性
のエンパワーメント及び貧困と飢餓の根絶, 開発, 現
在の課題におけるその役割」である。委員会の関連
討議, 成果, 特に合意結論並びに優先テーマに関す
る高官ラウンド・テーブル会議及び意見交換専門家
パネルのモデレーターの概要は, 理事会の2012年の
年次閣僚見直しへのインプットとしても役立つことが
できよう。さらに, 優先テーマ(E/CN.6/2012/3)及び農山
漁村女性のエンパワーメントのためのジェンダーに配
慮したガバナンスと制度(E/CN.6/2012/4)に関する事
務総長報告書には, 食糧の安全保障と農業への投資,
資金, 雇用, 機会, 市場へのアクセス, 無償労働とサ
ービスへのアクセス, 持続可能な開発, ジェンダー
に対応した制度, サービス提供, 参画とリーダーシ
ップ, 及びデータのような問題をカヴァーしているので,
見直しにとって役立つものともなる分析と勧告が含ま
れている。

5. 2010年に, 委員会は, 女子差別撤廃条約の選択
議定書に関する決議54/4を採用した。第56回委員
会は, マクロ経済政策環境を調べ, 労働者, 起業家,
意思決定者としての女性の状況を分析するこの決議
の実施に関する報告書の提出を受ける。この報告書
には, 労働と雇用に関するセクションが含まれており,
インフラとサービスへの投資を通して無償労働の重
荷を軽減し, 制度を強化してディーセントな労働条件
を確保するのに必要な改革を施行するための措置を述
べている。この報告書は, 理事会の審議にジェンダー

の視点へのさらなる注意を喚起する役に立つであろう。

6. 第55回委員会の優先テーマは、「完全雇用とディーセント・ワークへの女性のアクセスの推進を含めた教育・訓練・科学・技術への女性と女児のアクセスと参画」であった。この会期の成果、そして特にこのテーマに関する合意結論には、以下の6つの領域をカバーする勧告が含まれた: ①国内法・政策・プログラムの強化, ②教育へのアクセスと参画の拡大, ③科学と技術の分野を含めたジェンダーに配慮した質の高い教育と訓練の強化, ④教育から完全雇用とディーセント・ワークへの移行の支援, ⑤科学・技術の雇用における女性の引きとめと進歩の強化, ⑥科学と技術を女性のニーズに対応するものにする。教育から雇用への移行を支援する様々な措置が提案された。それらには、学校から仕事への移行において女性と女児が直面する特別な障害への対処, 女性の以前の学習と管理スキルを認めるメカニズム, ジェンダーに配慮した進路相談と職探し支援サービスへのアクセスの改善, 職業・セクター分離とジェンダー賃金格差をなくす手段, 女性と男性の仕事と家庭責任の両立を支援する手段, 並びに雇用と家庭責任の平等な共有が含まれる。パネル討論からのモデレーターの概要と共に、勧告は、重要な状況を提供し、理事会が年次閣僚見直しで検討できる関連する問題を提起する。

(房野 桂 訳)
